別表　三

無形固定資産の耐用年数

種類	細目	備考	耐用年数
漁業用			五〇〇〇年
水産業用			五七七〇〇〇年
特許権			一三三一一一
実用新案権			一二一一
意匠権			
商標権			
専用側線利用権			
鉄道軌道連絡通行施設利用権			
電気ガス供給施設利用権			

別表　四

農業用固定資産の耐用年数

種類	細目	備考	耐用年数
原動機	電動機		七五〇四二年
	単相誘導電動機		
	三相誘導電動機		
	石油発動機		
	木炭ガス発生機		
	デイーゼル機関		

ポンプ	足踏カレーポンプ		一一一一五〇〇〇
	巻揚ポンプ		
	流水ポンプ		
耕うん用具	動力耕土機		一一一一八七
	馬振り耕うん機		一一一一七五
	馬くわ		一一一一〇五
病虫害予防用具	肩掛式噴霧器		一一一一〇五
	動力式噴霧器		
脱穀調整用機	動力撒粉機		一一一一〇八〇〇
	人力穀物選り機	麦すり機を含む。	
	動力穀物選り機		
	脱穀機		
	人力穀物選り機		
	動力穀物選り機		
	米麦すり機		
わら加工用具	わらない機		一一一一二二
	わらない用機		
	わらない力編機		
	製縄仕上機		
	人力製縄機		
	動力製縄機		
	俵編機		

計量用具	台ばかり			
運搬用具	牛車			
	荷ヤリ			
	牛車			
	舟			
	馬ヤカタ			
	馬そり			
畜産用具	飼料さい断機			
その他の器具	主として鉄製のもの			
	その他			

別表五

陳腐化した機械及び装置の耐用年数

番号	設備の種類	設備の区分	備考	分別耐用年数	総合耐用年数又は個別耐用年数
1	綿、ステイプル・ファイバー及び麻織物染色整理設備	銅ロール		年	三年
		その他の機械及び装置		一一九〇五	一一
		準備設備			
		精練漂白設備			
		染色設備			
		染色設備			
		整理仕上設備			
		その他			
2	絹及び人絹織物染色整理設備	銅ロール			
		その他の機械及び装置		一一七七五	一一
		準備設備			
		精練漂白設備			
		染色設備			
		染色設備			
		整理仕上設備			
		その他			
		整理仕上設備		一一二五	
		その他			
		整理仕上設備		一一二五	三
		その他			
3	毛織物染色整理設備	圧縮用電極板			三
		その他の機械及び装置		一五五一三二	九
		準備設備			
		縮じゆう染色及び煮じゆう設備			
		整理設備			
		その他の設備			

4	カーバイド製造設備	原料受入設備 石灰炉設備 電極製造設備 カーバイド設備 受配電設備	二 五	一三
5	タール製品製造設備	ベンゾール回収及び精製設備 コールタール蒸りゅう設備 タール酸製造設備 ナフタリン精製設備 ピリジンその他製造設備	一〇 一一 一八 九	一〇
6	セロファン製造設備	パルプ処理設備 ビスコース処理設備 仕上設備 その他	二 一〇五七	一二
7	人絹製造設備	パルプ処理設備 ビスコース設備 紡糸精練設備 仕上設備 その他	一 五一一四三	一二
8	ステイプル・ファイバー製造設備	パルプ処理設備 ビスコース設備 紡糸製練設備 仕上設備 その他	一 五二一五三	一三
9	抗生物質製造設備	製剤設備 精製設備 乾燥仕上設備 その他	八 七	七
10	合成医薬品（有機医薬品に限る。）製造設備	反応設備 分離設備 蒸りゅう設備 溶解設備 貯蔵及び結晶設備 その他	一 一九八 六 七九	八
11	写真感光材料製造設備	ドープ流延設備 空気調節設備 その他	一 三一	二
12	自動車用タイヤ及びチューブ製造設備	ゴードンプラスチケーター		一七
13	塩化ビニール生地製造設備	材料処理設備 成型設備 その他	一二 九一三	一四
		材料処理設備 成型設備 加硫設備 その他	一 九七七八	一八

14	條鋼（線材を含む。）圧延設備	圧延ロール	一八	五
		その他の機械及び装置		
		加熱炉	二一	
		圧延機	二一	
		せん断設備	二一	
		精整設備	二一	二〇
		搬送設備	二一	
		その他	二一	
15	鋼板圧延設備	圧延ロール		五
		その他の機械及び装置		
		加熱炉	二一	
		圧延機	二一	
		せん断及び搬送設備	二一	二〇
		その他	二一	
16	継目無鋼管圧延設備	圧延ロール		五
		その他の機械及び装置		
		加熱炉	二一	
		材料加工設備	二一	一九
		製管機	二一	

		せん断設備	二一	一一
		仕上設備	二一	
		搬送設備	二一	
		その他	二一	
17	鍛、よう、接鋼管製造設備	圧延ロール		五
		その他の機械及び装置		
		加熱炉	二一	
		酸洗設備	二一	
		材料加工設備	二一	一八
		、よう、接機	二一	
		せん断設備	二一	
		仕上設備	二一	
		搬送設備	二一	
		その他	二一	
18	圧延車輪及び外輪鍛圧設備	圧延ロール		五
		その他の機械及び装置		
		加熱炉	二一	
		せん断設備	二一	
		車輪鍛圧機	二一	一八
		仕上設備	二一	
		搬送設備	二一	
		その他	二一	

19	電線製造設備	圧延ロール		五
		その他の機械及び装置	一一一一一	一七
		荒引設備	二	
		ケーブル製造設備	四	
		裸線製造設備	八	
		ゴム線製造設備	五	
		横巻線製造設備	四	
		その他	八	
			五	
20	その他の非鉄金属圧延及び伸線設備	圧延ロール		五
		その他の機械及び装置	一一一一一	一七
		熱処理設備	二	
		圧延設備	〇	
		電気設備	八	
		その他	二	
21	、、接棒製造設備	原料処理設備	一	一五
		塗装設備	九	
		乾燥設備	三	
		その他	三	
			一	
			二	
			〇	
22	軸受及び鋼球製造設備	軸受及び鋼球製造用専用研磨機械	一一一一一	一四
		金属工作機械	三	
		金属加工機械	六	
		熱処理設備	八	
		その他	二	
			〇	
23	真空管製造設備	真空管製造用専用機械		七
		金属工作機械	一一	一六
		金属加工機械	六六	
		、、接機械	一一一	
		その他電気設備	二二二	
			五〇二	
24	その他の通信機械器具製造設備	金属工作機械	一一一一一	一六
		金属加工機械	三	
		電気設備	五	
		試験検査設備	八	
		その他	六	
			六	
25	自動車製造設備	金属工作機械	一一	一五
		金属加工機械	五	
		運搬機械	二	
		電気設備	〇	
		その他	二	
			〇	
			一	
			三	

別表　六

牛馬果樹等の使用又は収穫可能の年数

種類	用途	細目	備考	使用又は収穫可能の年数
牛	農業使役用 小運搬使役用 繁しよく用	役肉用牛 乳用牛	繁しよく用牛は、家畜改良増殖法に基き、種牡畜業者の発行する種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。	六 五 五
	種付用	役肉用牛 乳用牛	種付用牛は、家畜改良増殖法に基く種畜証明書の交付を受けた種牡牛に限る。	四 四
	その他用			六
馬	農業使役用 小運搬使役用 繁しよく用		繁しよく用馬は、家畜改良増殖法に基き、種牡畜業者の発行する種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。	八 六 七
	種付用		種付用馬は、家畜改良増殖法に基く種畜証明書の交付を受けた種牡馬に限る。	六 四
	競争用 その他用			八 四

めん羊	種付用 一般用		五 三
柑きつ樹 温州 その他			一 〇 八 〇 〇 五 〇
りんご樹 ぶどう樹 なし樹 桃樹 桜桃樹 びわ樹 栗樹 梅樹 かき樹 あんず樹 すもも樹 いちじく樹 茶樹 オリーブ樹 桑樹 こうりやなぎ みつまた こうぞ ラミー ホップ	根刈、中刈及び高刈 立通		一 五 三 〇 〇 五 〇 〇 〇 〇 〇 五 五 七 五 五 〇 四 〇 四 五

別表七

固定資産及び牛馬果樹等の償却率

耐用年数又は使用若しくは収穫可能の年数	定額法による償却率	定率法による償却率
二年	割分厘 五〇〇	割分厘 六八四
三	三三三	五三六
四	二五〇	四三八
五	二〇〇	三六九
六	一六六	三一九
七	一四二	二八〇
八	一二五	二五〇
九	一一一	二二六
一〇	一〇〇	二〇六
一一	〇九〇	一八九
一二	〇八三	一七五
一三	〇七六	一六二
一四	〇七一	一五二
一五	〇六六	一四二
一六	〇六二	一三四
一七	〇五八	一二七
一八	〇五五	一二〇
一九	〇五二	一一四
二〇	〇五〇	一〇九
二一	〇四八	一〇四
二二	〇四六	〇九九
二三	〇四四	〇九五
二四	〇四二	〇九二
二五	〇四〇	〇八八
二六	〇三九	〇八五
二七	〇三七	〇八二
二八	〇三六	〇七九
二九	〇三五	〇七六
三〇	〇三四	〇七四
三一	〇三三	〇七二

耐用年数又は使用若しくは収穫可能の年数	定額法による償却率	定率法による償却率
三二	〇三二	〇六九
三三	〇三一	〇六七
三四	〇三〇	〇六六
三五	〇二九	〇六四
三六	〇二八	〇六二
三七	〇二七	〇六〇
三八	〇二六	〇五九
三九	〇二五	〇五七
四〇	〇二五	〇五六
四一	〇二五	〇五五
四二	〇二四	〇五三
四三	〇二四	〇五二
四四	〇二三	〇五一
四五	〇二三	〇五〇
四六	〇二三	〇四九
四七	〇二二	〇四八
四八	〇二二	〇四七
四九	〇二一	〇四六
五〇	〇二〇	〇四五
五一	〇二〇	〇四四
五二	〇二〇	〇四三
五三	〇一九	〇四二
五四	〇一九	〇四一
五五	〇一八	〇四〇
五六	〇一八	〇三九
五七	〇一八	〇三八
五八	〇一八	〇三七
五九	〇一七	〇三六
六〇	〇一七	〇三五
六一	〇一七	〇三四
六二	〇一七	〇三三
六三	〇一六	〇三二
六四	〇一六	〇三一
六五	〇一六	〇三〇
六六	〇一六	〇二九
六七	〇一五	〇二八
六八	〇一五	〇二七
六九	〇一五	〇二六
七〇	〇一五	〇二五
七一	〇一四	〇二四

七二	・〇一四	・〇三二			
七三	・〇一四	・〇三一			
七四	・〇一四	・〇三〇			
七五	・〇一四	・〇三〇			
七六	・〇一四	・〇二九			
七七	・〇一三	・〇二九			
七八	・〇一三	・〇二八			
七九	・〇一三	・〇二八			
八〇	・〇一三	・〇二八			
八一	・〇一三	・〇二七			
八二	・〇一三	・〇二六			
八三	・〇一二	・〇二六			
八四	・〇一二	・〇二五			
八五	・〇一二	・〇二五			
八六	・〇一二	・〇二五			
八七	・〇一二	・〇二六			
八八	・〇一二	・〇二六			
八九	・〇一二	・〇二六			
九〇	・〇一二	・〇二五			
九一	・〇一一	・〇二五			
九二	・〇一一	・〇二五			
九三	・〇一一	・〇二五			
九四	・〇一一	・〇二四			
九五	・〇一一	・〇二四			
九六	・〇一一	・〇二四			
九七	・〇一一	・〇二三			
九八	・〇一一	・〇二三			
九九	・〇一一	・〇二三			
一〇〇	・〇一〇	・〇二三			

○法人税施行規則（昭和二十二年勅令第百十一号）第八条の規定により、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定

（昭和二十五年七月五日大蔵省告示第五百十号　昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度において支出した寄附金から適用）

改正　昭和二十六年五月二日大蔵省告示第五百五十二号（昭和二十六年三月一日以後終了する事業年度において支出した寄附金から適用）昭和二十六年七月二十六日大蔵省告示第千三十号（昭和二十六年五月一日以後終了する事業年度において支出した寄附金から適用）

一　国、都道府県又は市町村に対する寄附金の全額

二　私立の学校の校舎及びその附属設備復旧のための寄附金の全額

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、高等学校、中学校又は小学校（同法第九十八条の従前の規定による大学、大学予科、高等学校及び専門学校を含む。）の敷地、校舎その他附属設備を施設するために学校法人又は民法による財団法人に対してなす寄附金（前号に該当する寄附金を除く。）でこれらの法人が寄附金の募集について大蔵大臣の承認を受けた日から一年以内に支出されたものの全額（昭和二十六年大蔵省告示第五百五十二号改正）

四　グルー基金設定のためにグルー基金後援会に対してなす寄附金で、昭和二十六年十二月三十一日までに支出されたものの全額（昭和二十六年大蔵省告示第五百五十二号追加）

五　クラーク及び宮部奨学会設立のためにクラーク及び宮部奨学会に対してなす寄附金で、昭和二十六年十二月三十一日までに支出されたものの全額（同上）

法人税　法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定

六　伊勢神宮式年遷宮のために伊勢神宮式年遷宮奉賛会に対してなす寄附金で、昭和二十六年十二月三十一日までに支出されたものの全額（同上）

七　広島平和記念聖堂建設のために広島平和記念聖堂建設後援会に対してなす寄附金で、昭和二十六年十二月三十一日までに支出されたものの全額（同上）

八　財団法人海外市場調査会設立のために財団法人海外市場調査会に対してなす寄附金で、昭和二十六年十一月三十一日までに支出されたものの全額（同上）

九　熱田神宮造営のために熱田神宮造営会に対してなす寄附金で、昭和二十七年三月三十一日までに支出されたものの全額（昭和二十六年大蔵省告示第千三十号追加）

○法人税の非課税に関する法令

○国際決済銀行ニ租税ヲ課セザルコトニ関スル法律

○国民更生金庫法（抄録）

○住宅営団法（〃）

○産業設備営団法（〃）

○南方開発金庫法（〃）

○外資金庫法（〃）

○復興貯蓄債券法（〃）

○特別鉱害復旧臨時措置法（〃）

（以上条文省略。所得税の非課税に関する法令の項に掲載につき参照。）

○法人税の免除に関する法令

○外国船舶ノ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税免除ニ関スル件

（条文省略。所得税の非課税に関する法令の項に掲載につき参照。）

○大正十三年法律第六号（外国船舶ノ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税免除ニ関スル件）施行方（昭和十五年四月一日大蔵省令第二十号）

（条文省略。所得税の非課税に関する法令の項に掲載につき参照。）

○北支那開発株式会社法（抄録）（昭和十三年四月三十日法律第八十一号）（昭和十三年四月三十日ヨリ施行）

改正　昭和十五年法律第五十八号、同十七年法律第七十六号

第三十一条　北支那開発株式会社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除ス

北支那開発株式会社ノ所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四条ノ規定ニ依ル投資又ハ融資ヨリ生ズル北支那開発株式会社ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ第一項ニ規定スル法人税及営業税ノ免除期間内ニ生ジタルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得税ヲ課セズ

（大蔵省令）

第一条　北支那開発株式会社法第三十一条第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ北支那開発株式会社ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第二条　北支那開発株式会社法第三十一条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス

前項ノ月数ハ暦ニ従ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第三条　北支那開発株式会社法第十四条ノ規定ニ依ル投資又ハ融資ヨリ生ズル北支那開発株式会社ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ同法第三十一条第四項ノ規定ニ依リ分類所得税ヲ課セザルモノハ同項ノ規定ニ該当スルモノナルコトヲ証スル主務官庁ノ証明書ヲ当該配当利子所得ノ支払確定前所轄税務署長ヲ経由シ其ノ支払者ニ届出タルモノニ限ル

第四条　北支那開発株式会社北支那開発株式会社法第三十一条ノ規定ニ依リ法人税又ハ営業税ノ免除ヲ受ケントスルトキハ法人税法第十八条又ハ営業税法第十五条ノ規定ニ依ル所得及資本又ハ純益金額ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄税務署ニ申請スベシ

○農地開発法（抄録）（昭和十六年三月十二日法律第六十五号）

第三十一条　所得税法中国債以外ノ公債ニ関スル規定ハ農地開発債券ニ之ヲ準用ス

第四十二条　農地開発営団ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間其ノ事業ニ付所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除ス

農地開発営団ノ所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

第六十八条　本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十六年勅令第四百九十四号ヲ以テ同年五月一日ヨリ施行）

（大蔵省令）

第一条　農地開発法第四十二条第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込済出資金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ農地開発営団ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第二条　農地開発法第四十二条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ

月数ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス

前項ノ月数ハ暦ニ従ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第三条　農地開発法第四十二条ノ規定ニ依リ法人税又ハ営業税ノ免除ヲ受ケントスルトキハ法人税法第十八条又ハ営業税法第十五条ノ規定ニ依ル所得及資本又ハ純益金額ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄税務署ニ申請スベシ

○法人税の課税上の特例に関する法令

○旧配電統制令（抄録）（昭和十六年八月二十九日勅令第八百三十二号）

第三十四条　配電株式会社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ成立ノ日ヨリ十年ヲ超エザル期間第二条第二項又ハ第二十六条第一項ノ規定ニ依ル出資又ハ譲渡ヲ為シタルモノニ対シ一定金額ヲ支払フベシ

配電株式会社ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ成立ノ日ヨリ十年ヲ超エザル期間其ノ所得ニ対スル法人税ヲ軽減ス

（大蔵省令）（昭和十八年第四十九号）

第一条　配電株式会社ガ各事業年度ニ於テ配電統制令第三十四条第一項ノ規定ニ依リ支払タル金額（公納交付金ト称ス以下同ジ）アルトキハ各事業年度ノ所得ニ対スル法人税ニ付当該公納交付金ニ相当スル金額ヲ軽減ス

第二条　前条ノ規定ニ依リ法人税ノ軽減ヲ受ケントスル配電株式会社ハ法人税法第十八条ノ申告ト同時ニ公納交付金ニ関スル明細書ヲ添附シ其ノ旨所轄税務署ニ申請スベシ

○戦時金融金庫（抄録）（昭和十七年二月十九日法律第三十二号）

第二十六条　所得税法中国債以外ノ公債ニ関スル規定ハ戦時金融債券ニ之ヲ準用ス

第三十五条　第十九条第一項第一号又ハ第四号ノ規定ニ依ル出資又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ発行スル債券ヲ含ム以下本条ニ於テ同ジ）ノ保有ヨリ生ズル戦時金融金庫ノ甲種ノ配当利子所得ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得税ヲ課セズ

戦時金融金庫ガ同条第二項ノ規定ニ依リ出資又ハ社債ノ保有ヲ為ス場合ニ於テ之ヨリ生ズル甲種ノ配当利子所得ニ付亦同ジ

第三十六条　戦時金融金庫ガ第三十三条第一項ノ規定ニ依リ受クル補給金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ法人税法ニ依ル所得、営業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ

（施規）

第三条　戦時金融金庫法第十九条第一項第一号若ハ第四号又ハ同条第二項ノ規定ニ依ル出資又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券ヲ含ム）ノ保有ヨリ生ズル戦時金融金庫ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ同法第三十五条ノ規定ニ依リ分類所得税ヲ課セザルモノハ同条ノ規定ニ該当スルモノナルコトヲ証スル主務官庁ノ証明書ヲ当該配当利子所得ノ支払確定前所轄税務署長ヲ経由シ其ノ支払者ニ届出デタルモノニ限ル

第四条　戦時金融金庫戦時金融金庫法第三十三条第一項ノ規定ニ依リ受クル補給金ハ法人税法ニ依ル所得、営業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ但シ損失ノ塡補

ニ充テタル部分ノ金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

○日本銀行法（抄録）（昭和十七年二月二十三日法律第六十七号）

第三十九条　日本銀行ハ毎事業年度ニ準備金トシテ損失塡補及配当準備ノ為剰余金ノ二十分ノ一ヲ積立ツベシ

日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ準備金ノ外目的ヲ定メ積立ヲ為スコトヲ得

日本銀行ハ剰余金中ヨリ払込出資金額ニ対シ配当ヲ為サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ其ノ配当ハ年五分ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ

日本銀行ハ剰余金中ヨリ第一項及第二項ノ規定ニ依ル準備金並ニ前項ノ規定ニ依ル配当金ヲ控除シタル残額ヲ事業年度経過後二月以内ニ政府ニ納付スベシ

前項ノ規定ニ依ル納付金額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人税法ニ依ル所得、臨時利得税法ニ依ル利益及地方税法（昭和二十三年法律第百十号）ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル所得ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

（施令）

第二十八条　日本銀行法第三十九条第四項ノ規定ニ依ル納付金額ハ同条第五項ノ規定ニ依リ法人税法ニ依ル所得、臨時利得税法ニ依ル利益及地方税法（昭和二十三年法律第百十号）ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル所得ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

○日本開発銀行法（抄録）（昭和二十六年三月三十一日法律第百八号）

附　則

日本開発銀行は、昭和二十六年度に限り、左の各号に掲げるものを、四十五億三千二百八十万二千円（復

興金融金庫に対する政府出資等に関する法律第二条の規定により昭和二十六年度において国庫に納付した金額又は復興金融金庫の昭和二十五年度分の同条の規定による国庫納付金で、昭和二十六年法律第百七号附則第四項の規定により国庫に納付した金額があるときは、その金額の合計額を控除した金額）を限度として、昭和二十七年四月三十日までに国庫に納付しなければならない。但し、その納付の順序は、各号列記の順序に従うものとする。

一　第四十三条第一項の規定による復興金融金庫の権利義務の承継により同項に規定する日における日本開発銀行の貸借対照表に利益金として計上すべき金額に相当する金額

二　日本開発銀行の昭和二十六年度の損益計算上の利益金

13　附則第十項の規定により日本開発銀行が国庫に納付した金額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定によるその納付した事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

○東北興業株式会社法（抄録）（昭和十一年五月二十七日法律第十五号）

改正　昭和十八年法律第三十八号

第二十六条ノ三　東北興業株式会社ガ第二十六条第一項ノ規定ニ依リ受クル補給金ハ法人税法ニ依ル所得、営業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ

○地方鉄道及軌道ニ於ケル納付金等ニ関スル法律（抄録）（昭和二十年二月十四日法律第十九号）

第一条　政府ハ大東亜戦争ニ際シ運賃ノ調整ヲ図ル為其ノ他特別ノ事情ニ依リ地方鉄道又ハ軌道ノ運賃ノ変更ヲ命ジ又ハ認可シタル場合ニ於テ当該地方鉄道又ハ軌道ノ経営者ガ之ニ因リ利益ヲ得タルトキハ勅令ノ定ム

ル所ニ依リ其ノ利益金ノ全部又ハ一部ヲ納付セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル納付金ハ法人税法ニ依ル所得、営業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

第一項ノ規定ニ依ル納付金ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得但シ先取特権ノ順位ハ国税ニ次グモノトス

附　則

本法ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一条第一項ノ規定ニ依ル納付金ハ昭和十九年四月一日以後ニ於ケル運賃ノ変更ニ因リ本法施行ノ日以後ニ生ジタル利益ニ付之ヲ納付セシムルモノトス

○物価統制令（抄録）（昭和二十一年三月三日勅令第百十八号）

（条文省略。所得税の課税上の特例の項に掲載につき参照。）

○持株会社整理委員会令（昭和二十一年四月二十日勅令第二百三十三号）

改正　昭和二十六年政令第四十九号

廃止　昭和二十六年政令第二百六十一号

（参　照）

第二十九条　整理委員会ノ譲受財産ニ付生ズル所得ニ関シテハ持株会社ガ当該財産ヲ有スルモノト看做シ所得税及配当利子特別税ヲ賦課ス

前項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則（昭和二十六年三月二十三日政令第四十九号　持株会社整理委員会令の一部を改正する政令）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正前の持株会社整理委員会令第二十九条第三項に規定する持株会社のうち、昭和二十五年三月三十一日後に解散したものについてはその解散の日から、同年三月三十一日以前に解散したものについては同日から適用する。

2　改正前の持株会社整理委員会令第二十九条第三項に規定する持株会社のうち、昭和二十五年三月三十一日以前に解散したものは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）により事業税を課する場合における同法の適用に関しては、同日後に解散したものとみなす。

附　則（昭和二十六年七月十日政令第二百六十一号　持株会社整理委員会令の廃止に関する政令）

1　この政令は、昭和二十六年七月十一日から施行する。

23　改正前の登録税法第十九条第七号、……、法人税法第四条第三号、……の規定は、清算中の持株会社整理委員会については、この政令施行後も、なおその効力を有する。

（24項乃至25項省略）

（2項乃至22項省略）

（規則）（昭和二十一年八月八日　大蔵省令　司法省令　第一号）

改正　昭和二十六年三月二十三日　総理府令　法務府令　大蔵省令　第一号

廃止　昭和二十六年七月十日　総理府令　法務府令　大蔵省令　第二号

第二十三条　削除

附　則（昭和二十六年三月二十三日政令第四十九号）

この命令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二十六年七月十日　総理府令　法務府令　大蔵省令　第二号）

1　この命令は、昭和二十六年七月十一日から施行する。

2　旧持株会社整理委員会令施行規則は、持株会社整理委員会の清算については、この命令施行後もなおその効力を有する。

○企業再建整備法（抄録）（昭和二十一年十月十八日法律第四十号）

改正　昭和二十三年法律第六十八号、同二十四年法律第五十三号、同二十六年法律第四十四号

第三十四条の四　特別経理株式会社は決定整備計画の定めるところにより、会社経理応急措置法第五条の貸借対照表の負債の部に計上した積立金のうちで、第十五条第一項乃至第三項の規定による認可の日において当該特別経理株式会社の従業員であつた者に対して当該特別経理株式会社又は第二会社が退職金を支給するため留保を必要とする金額を定めることができる。

前項の規定により定められた金額は、第三条の規定にかかわらず、同条第二号の金額中に、これを合計することを要しない。

第一項の規定により留保すべき積立金の金額を定めた場合において、当該特別経理株式会社は、決定整備計画の定めるところにより、第二会社に対し当該積立金の全部又は一部の金額に相当する資産を譲渡しなければならない。

前項の場合において、第二会社は、同項の規定により譲り受けた資産に相当する金額を積み立てなければならない。

特別経理株式会社が決定整備計画の定めるところにより留保した積立金及び第二会社が前項の規定により積み立てた積立金は、清算及び破産の場合を除くの外、主務大臣の認可を受けなければ、第十五条第一項乃至第三項の規定による認可の日において当該特別経理株式会社の従業員であつた者に対する退職金の支払以外の目的に、これを使用してはならない。

第三十四条の五　特別経理株式会社は、決定整備計画の定めるところにより、第三条第二号の合計金額に第八条第三項の規定により加算した合計金額が第三条第一号の合計金額を超える場合におけるその超過金額と新勘定において利益金を生ずる場合におけるその利益金額との合計額の範囲内において主務大臣の定める限度内において、第二会社に対して、当該超過金額又は当該利益金額の全部又は一部の金額に相当する資産を譲渡することができる。

前項の場合において、第二会社は、同項の規定により譲り受けた資産に相当する金額を商法第二百八十八条の規定による準備金に同条の額に達するまで組み入れ、又はこれを積み立てなければならない。（昭和二十六年法律第四十四号改正）

第三十四条の六　特別経理株式会社が第三十四条の四第三項若しくは前条第一項の規定により第二会社に譲渡

した資産に相当する金額又は第二会社が第三十四条の四第四項若しくは前条第二項の規定により積み立て、若しくは組み入れた金額は、法人税法による各事業年度の普通所得又は地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の純益の計算上、これを損金又は益金に算入しない。

第三十四条の八　第二会社が新勘定に損失のある特別経理株式会社から資産の出資を受けた場合において、第十条第二項の規定により譲渡を受けた資産の額が同条第一項の規定により承継した債務の額に不足する場合においては、当該第二会社は、その不足額を第二会社特別勘定として貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。

前項の規定により第二会社特別勘定を設けた第二会社は、毎決算期において利益を生ずるときは、命令の定めるところにより、第二会社特別勘定を償却しなければならない。（昭和二十四年法律第五十三号追加）

第三十四条の九　特別経理株式会社が第二会社に対し、第十条第二項の規定により譲渡する資産の額以上の額の債務を承継せしめたときは、当該債務の承継により生ずる特別経理株式会社の益金は、法人税法による各事業年度の普通所得及び地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

前条第二項の規定による第二会社特別勘定の償却額は、当該償却をなした事業年度開始の日前一年以内で且つ、当該第二会社設立の日前一年以内に開始した当該第二会社に資産を出資した特別経理株式会社の事業年度において生じた損金に相当する金額のうち命令で定める金額を限り、法人税法による各事業年度の普通所得及び地方税により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

特別経理株式会社が第二会社に資産を出資した場合において、当該第二会社に第二会社特別勘定が設けられたときは、当該第二会社設立の日前一年以内に開始した当該特別経理株式会社の事業年度において生じた損金のうち前項の命令で定める金額（第二会社が二以上あるときは、その合計額とする。）に相当する金額については、法人税法第九条第五項及び地方税法第七百四十四条第十三項に係るこれに相当する条例の規定は、これを適用しない。（昭和二十四年法律第五十三号追加、同二十六年法律第四十四号改正）

第三十九条　第八条の規定による評価換により営業用の固定財産に附せられた価額は、当該財産については、これを商法第二百八十五条に定める取得価額又は製作価額とみなす。

会社の資産の譲渡に因る益金で命令で定めるもの、第八条の規定による資産の評価換に因る益金、債務の消滅に因る益金及び資本の減少に因る益金については、命令の定めるところにより、他の法令の規定にかかわらず、法人税法による各事業年度の普通所得、旧営業税法による各事業年度の純益、地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得又は特別法人税法による各事業年度の剰余金の計算上、これを益金に算入しない。

第四十条の二　特別経理株式会社については、指定時を以て終了する事業年度に続く事業年度は、他の法令又は定款の規定にかかわらず、旧勘定及び新勘定の併合の日（第三十六条第一項第一号但書の規定に該当する場合においては、第十五条第一項乃至第三項の規定による認可の日）を以て終了するものとする。

前項の規定による事業年度に続く事業年度は、当該会社についての法令又は定款の規定により同項の日後最初に到来する事業年度の末日（その末日が、同項の日後三箇月以内に到来する場合には、次に到来する事業年度の末日）を以て終了するものとする。

附　則（昭和二十一年十月十八日法律第四十号）

この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。

第四十条の二の規定にかかわらず、法人税法の適用については、定款に定める事業年度の終了の日におい

て事業年度が終了したものとみなす。

附　則（昭和二十六年法律第四十四号）

1　この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日（昭和二十六年七月一日）から施行する。

（施行令）（昭和二十一年十月二十八日勅令第五百一号）

改正　昭和二十二年五月二十四日政令第七十四号、同二十二年六月二十五日政令第百四号、同二十四年五月十日政令第九十二号、同二十六年六月三十日政令第二百四十八号

第六条の三　法第三十四条の八第二項の規定による第二会社特別勘定の償却は、毎決算期において生ずる利益の金額（当該利益に対して法人税及び地方税法による事業税を課せられる場合においては、当該利益の額から当該利益に対し課せられるべき法人税及び地方税法による事業税の額に相当する額を控除した額）をもつて、これをなさなければならない。

商法第二百八十八条の規定は、前項の規定により第二会社特別勘定の償却に充てられるべき毎決算期の利益については、これを適用しない。（昭和二十四年政令第九十二号追加）

第六条の四　法第三十四条の九第二項の規定により損金に算入される金額は、同項に規定する特別経理株式会社の事業年度において生じた損金に相当する金額（当該損金のうち第二会社の設立の日の前日を含む事業年度までに当該特別経理株式会社において法人税法第九条第五項の規定により損金に算入された額があるときは、その額を控除した額に相当する金額）に第二会社特別勘定の額の当該特別経理株式会社において当該第二会社の設立の日までに生じた新勘定の損失の額に対する割合を乗じて得た金額（当該第二会社においてす

でに本条の規定の適用を受けた額があるときは、その額を控除した額）とする。（昭和二十四年政令第九十二号追加、同二十六年政令第二百四十八号改正）

第七条　法第三十九条第二項に規定する会社の資産の譲渡に因る益金は、整備計画立案の時までに会社財産を譲渡した場合の当該譲渡に依る益金（商品、原料品、半製品その他大蔵大臣の指定する資産については、当該譲渡に因る益金のうち大蔵大臣の定めるものを除く。）とする。

法第三十九条第二項に規定する益金で、特別経理株式会社の納付すべき戦時補償特別税額（戦時補償請求権に因る益金に相当する金額を除く。）、指定時において納付すべき指定時を以て終了する事業年度以前の各事業年度の法人税額及び臨時利得税額、措置法施行令第八条の二の規定により旧勘定の負担として整理される非戦災者特別税法による非戦災家屋税額及び非戦災者税額、並びに指定時において指定時以前から繰り越した損金（指定時以前一年以内に開始した事業年度において生じたものを除く。）の合計額から指定時における法人税法第十六条第一項に規定する積立金額（法第三十四条の四第一項の規定により定められたる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を控除した金額に達するまでの金額は、法人税法による各事業年度の普通所得、旧営業税法による各事業年度の純益又は地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。（昭和二十六年政令第二百四十八号改正）

法第三十九条第二項の規定の適用を受けようとする特別経理株式会社は、法人税法第十八条乃至第二十一条に規定する申告書に大蔵大臣の定める事項を記載しなければならない。（昭和二十六年政令第二百四十八号改正）

前項の申告書には、大蔵大臣の定める明細書を添附しなければならない。

法第三十九条第二項の規定は、法人税法第十八条乃至第二十一条に規定する申告書に、第三項に規定する

事項の記載がない場合には、これを適し用ない。（昭和二十六年政令第二百四十八号改正）

税務署長は、特別の事情があると認めたときは、大蔵大臣の定めるところにより、第三項の申告書に同項に規定する事項の記載がなかつた場合においても、法第三十九条第二項の規定を適用することができる。

附　則（昭和二十二年五月二十四日政令第七十四号）

この政令は、公布の日から、これを施行する。

特別経理株式会社は、定款の定める事業年度が、指定時後昭和二十二年三月三十一日以前に終了した場合においては、この政令施行後一箇月以内に、昭和二十二年法律第二十八号（法人税法を改正する法律）による改正前の法人税法第十八条若しくは旧営業税法第十五条（改正前の租税特別措置法第十三条の規定の適用を受ける場合においては、同条とする。）の規定により、各事業年度の所得金額及び資本金額又は各事業年度の純益金額を、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。

改正前の租税特別措置法第十三条の規定の適用を受ける特別経理株式会社は、指定時後昭和二十二年三月三十一日以前に終了した事業年度の法人税及び営業税については、当該税額を前項の申告と同時に、改正前の租税特別措置法施行規則第二十五条の規定による納付書を添え、最寄の日本銀行本店、支店又は代理店に納付しなければならない。

指定時後昭和二十二年三月三十一日以前に終了した事業年度における益金について、企業再建整備法第三十九条第二項の規定の適用を受けようとする特別経理株式会社は、第二項の申告期限までに企業再建整備法施行令第七条第三項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

企業再建整備法施行令第七条第四項乃至第六項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

〔大蔵省令〕（昭和二十二年六月十一日第五十九号）

改正　昭和二十六年六月三十日政令第二百四十八号

企業再建整備法施行令第七条第一項、第三項、第四項及び第六項の規定によつて次のように定める。

第一条　企業再建整備法施行令（以下令という。）第七条第一項の規定により同項の益金から除かれる益金は、商品、原料品、半製品及びこれらのもの以外の動産で固定資産の新設又は拡張以外の用に供するものの譲渡に因る益金（企業再建整備法施行規則第八条の二の規定により未整理受取勘定又は未整理支払勘定に加算する金額に相当する益金を除く。）とする。

第二条　令第七条第三項に規定する大蔵大臣の定める事項は、左に掲げるものとする。

一　当該事業年度における益金について、企業再建整備法（以下法という。）第三十九条第二項の規定の適用を受けようとする金額

二　当該事業年度前における益金について既に法第三十九条第二項の規定の適用があつたときはその適用があつた金額

三　第一号の金額（前号の規定に該当する場合においては、前二号の金額の合計金額）が納付すべき戦時補償特別税額（戦時補償請求権に因る益金に相当する金額を除く。）、指定時において納付すべき指定時を以て終了する事業年度以前の各事業年度の法人税額及び臨時利得税額並びに指定時において指定時以前から繰り越した損金（指定時以前一年以内に開始した事業年度において生じたものを除く。）の合計額から指定時における積立金額を控除した金額に達するまでのものである旨

第三条　令第七条第四項の大蔵大臣の定める明細書は、左に掲げる事項を記載したものとする。

一　当該事業年度における資産の譲渡に因る益金の明細及び当該益金のうち第一条の規定に該当する益金があるときは、当該益金とその他の益金とに区別した明細

二　当該事業年度における法第八条の規定による資産の評価換に因る益金、債務の消滅に因る益金又は資本の減少に因る益金の明細

三　特別損失の明細

四　納付すべき戦時補償特別税額及び戦時補償請求権に因る益金の明細

五　指定時において納付すべき、指定時を以て終了する事業年度以前の事業年度の法人税額及び臨時利得税額の明細

六　指定時以前から繰り越した損金及び当該損金のうち指定時以前一年以内に開始した事業年度において生じたものの明細

七　指定時における積立金額

第四条　法人税法第十八条乃至第二十一条に規定する申告書に、令第七条第三項に規定する事項を記載しなかつた場合又は法人税法第十八条乃至第二十一条に規定する申告期限後に令第七条第三項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、申告書に記載しなかつたこと又は申告期限内に提出できなかつたことについて、税務署長が已むを得ない事由があると認めたときは、令第七条第六項の規定により、法第三十九条第二項の規定を適用することができる。（昭和二十六年政令第二百四十八号改正）

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

第三条及び第四条の規定は、昭和二十二年政令第七十四号（企業再建整備法施行令の一部を改正する政令）附則第五項の場合について、これを準用する。

○金融機関経理応急措置法施行規則（抄録）（昭和二十一年八月大蔵省令第九十二号）

改正　昭和二十二年大蔵省令第二十六号

第十二条の二　法第二十六条第一項の規定により、生命保険中央会（生命保険における戦争危険の再保険の業務に関する勘定及び戦争死亡傷害保険の業務に関する勘定に限る。）及び損害保険中央会の指定時に始まる事業年度は、昭和二十二年一月三十一日で終了するものとする。

前項に規定するものの外、法第二十六条第一項の規定により、金融機関の指定時に始まる事業年度は、大蔵大臣の認可を受けた場合に限り、昭和二十二年十月一日の属する他の法令又は定款に定める事業年度の末日で終了するものとする。

（第三項省略）

○金融機関再建整備法（抄録）（昭和二十一年十月法律第三十九号）

改正　昭和二十二年法律第七号、同二十二年法律第百六十二号、同二十二年法律第二百十一号、同二十三年法律第百八十四号

第三十七条の七　調整勘定に繰入れる金額又は調整勘定から支出する金額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による各事業年度の普通所得及び地方税法（昭和二十三年法律第百十号）による事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上益金又は損金に算入しない。

第四十二条の五　譲渡金融機関が前条第三項の規定により譲受金融機関に譲渡した資産に相当する金額又は譲受金融機関が前条第四項の規定により積み立てた金額は、法人税法による各事業年度の普通所得、特別法人

税法による各事業年度の剰余金又は地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の純益の計算上、これを損金又は益金に算入しない。

○金融機関再建整備法施行規則（抄録）（昭和二十二年十月十三日大蔵農林商工省令第一号）

改正　昭和二十六年四月二十六日総理府令、大蔵省令農林省令、通商産業省令第一号

第五十四条　法第四十六条第一項に規定する新勘定及び旧勘定の区分が消滅した日までに終了する事業年度に続く事業年度は、その区分の消滅した日の属する他の法令又は定款に定める事業年度の末日において終了する。但し、その事業年度の末日が、その区分の消滅した日から三箇月以内（一箇年を一事業年度とする金融機関においては六箇月以内）に到来するときは、当該事業年度に続く他の法令又は定款に定める事業年度の末日において終了する。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

法人税法、旧営業税法、旧地方税法の営業税に関する規定又は旧特別法人税法の適用に関しては、金融機関の指定時に始まる事業年度は、金融機関経理応急措置法施行規則第十二条の二第二項の規定にかかわらず、昭和二十二年三月三十一日で終了するものとし、これに続く事業年度は、他の法令又は各金融機関の定款に定める事業年度の末日において終了するものとし、金融機関の新勘定及び旧勘定の区分が消滅した日を含む事業年度は、金融機関再建整備法第四十六条第一項及び金融機関再建整備法施行規則第五十四条に定める日において終了するものとする。（昭和二十六年総理府令、大蔵省令、農林省令、通商産業省令第一号改正）

前項の場合においては、金融機関は、この省令施行後一箇月以内に、昭和二十二年法律第二十八号による改正前の法人税法第十八条（昭和二十二年法律第二十九号による改正前の租税特別措置法第十三条の規定の適用を受ける場合は、同条）、旧営業税法第十五条又は昭和二十二年法律第二十九号による改正前の特別法人税法第十条第一項の規定により、各事業年度の所得金額及び資本金額、各事業年度の純益金額又は各事業年度の剰余金額を納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。

昭和二十二年法律第二十九号による改正前の租税特別措置法第十三条の規定の適用を受ける金融機関は、昭和二十二年三月三十一日で終了した事業年度分の法人税及び営業税については、当該税額を前項の申告と同時に租税特別措置法施行規則第二十五条に定める書式による納付書を添え最寄の日本銀行本店、支店又は代理店にこれを納付しなければならない。

譲受金融機関（金融機関再建整備法施行規則第四十条の二第一項に規定する譲受金融機関をいう。以下同じ。）の各事業年度開始の日前一年以内に開始した譲渡金融機関（金融機関再建整備法施行規則第四十条の二第一項に規定する譲渡金融機関をいう。）の事業年度（第二項に規定する事業年度をいう。）において生じた損金で昭和二十五年法律第七十二号による改正前の法人税法第九条第四項及び旧地方税法施行令第四条第二項但書の規定の適用を受けていない損金は、当該譲受金融機関の損金とみなしてこれらの規定を適用する。（昭和二十六年総理府令、大蔵省令、農林省令、通商産業省令第一号追加）

前項の場合において、二以上の譲受金融機関があるときは、前項の損金は、各譲受金融機関について事業の譲受又は保険契約の移転に係る資産の額に応じ均等の割合で計算した金額とする。（同上）

附　則（昭和二十六年四月二十六日総理府令、大蔵省令農林省令、通商産業省令第一号　企業再建整備法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する命令）

この命令は、公布の日から施行し、昭和二十二年四月一日から適用する。

○生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関する法律（抄録）（昭和二十二年九月二十日法律第百九号）

第七条　法人税法による所得及び地方税法により営業税を課する場合における純益の計算については、協栄生命保険株式会社の旧戦争死亡傷害保険法による保険に関する業務に基く収入、生命保険における戦争危険の再保険に関する業務に基く収入及びこれらの業務に因り受けた損失の補償金並びに東亜火災海上保険株式会社及び第四条第三項の保険会社の同条第一項の業務に基く収入及び当該業務に因り受けた損失の補償金は、夫々その総益金から控除するものとし、協栄生命保険株式会社の旧戦争死亡傷害保険法により保険に関する業務に基く支出、生命保険における戦争危険の再保険に関する業務に基く支出及びこれらの業務に因り受けた利益に係る納付金並びに東亜火災海上保険株式会社及び第四条第三項の保険会社の同条第一項の業務に基く支出及び当該業務に因り受けた利益に係る納付金は、夫々その総益金から控除するものとする。

○閉鎖機関に対する債権の申出等に関する大蔵省令（抄録）（昭和二十二年八月十二日　総理庁令、大蔵省令、外務省令、商工省令、運輸省令、農林省令、厚生省令、司法省令第一号）

第五条　閉鎖機関は、法人税法及び地方税法（営業税を課する場合に限る。）の適用に関しては、閉鎖機関令第一条の規定による指定があつた日に、解散したものとみなす。

附　則

この命令は公布の日からこれを施行する。（昭和二十二年八月十二日公布）

○中小企業等協同組合法（抄録）（昭和二十四年法律第百八十一号）

第九条　組合の所得のうち、組合事業の利用分量に応じて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

○中小企業等協同組合法施行法（抄録）（昭和二十四年法律第百八十二号）

第十六条　旧組合の財産のうち、第十一条又は第十四条の規定により中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協合組合連合会に帰属した財産の価額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による所得の計算上、その中小企業等協同組合又は農業協同組合連合会の益金及びその旧組合の損金に算入しない。

○石炭鉱業等の損失補てんに関する法律（抄録）（昭和二十四年三月三十一日法律第十七号）

第五条　第一条の規定による補てんを受けた損失の金額のうち、補てんを受けた日の属する事業年度開始の日前一年にあたる日の前日以前に開始した事業年度において生じたもので、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による所得及び地方税法（昭和二十三年法律第百十号）により事業税を課する場合における所得の計算上まだ損金として総益金から控除されたことのないものについては、これらの所得の計算上、これを益金に算入しない。

○普通銀行等ノ貯蓄銀行又ハ信託事業ノ兼営ニ関スル法律（抄録）（昭和十八年法律第四十三号）

（条文省略。所得税の課税上の特例の項に掲載につき参照。）

○保険業法（抄録）（昭和十四年三月二十九日法律第四十一号）

第五条ノ三　信託業務ヲ営ム保険会社ハ其ノ信託業務ニ付テハ租税ニ関スル法令ノ適用ニ関シ之ヲ信託会社ト看做ス

○農業協同組合法（抄録）（昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号）

改正　昭和二十三年法律第百七号

第四条　組合が、組合員の事業の利用分量の割合に応じてなした剰余金の配当に相当する金額については、当該組合には租税を課さない。

○水産業協同組合法（抄録）（昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号）

第八条　組合の所得のうち組合の事業を利用した割合又は組合の事業に従事した割合に応じて組合が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該組合には租税を課さない。

○水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理に関する法律（抄録）（昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十三号）

第十四条　第五条第五項（第七条第二項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により漁業会の財産のうち漁業協同組合に帰属した財産の価額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による普通所得の計算上、当該漁業組合の益金及び当該漁業会の損金にこれを算入しない。

○ジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（抄録）（昭和二十四年二月十一日政令第四十六号）

改正　昭和二十六年一月二十二日政令第六号　連合国財産の返還等に関する政令

第十四条　帝国製糸が第四条及び第九条の規定により富士紡績から無償で財産の譲渡を受けたことに因り生じた益金は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による各事業年度の普通所得又は地方税法（昭和二十三年法律第百十号）により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上益金に算入しない。

② 富士紡績が第四条の規定により無償で帝国製糸に財産を譲渡したことに因り生じた損金は、法人税法による各事業年度の普通所得又は地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上損金に算入しない。

附　則（昭和二十六年政令第六号　連合国財産の返還等に関する政令）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　項乃至26項（省略）

27　ジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令の一部を次のように改正する。（以下省略）

28　帝国製糸が改正前のジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令第九条の規定により富士紡績株式会社（本店の所在地東京都中央区。以下「富士紡績」という。）から無償で財産の譲受けたことに因り生じた益金に対する法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）上の取扱については、なお従前の例による。

29　富士紡績が改正前のジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令第九条の規定により無償で帝国製糸に財産を譲渡したことに因り生じた損金に対する法人税又は地方税法上の取扱については、なお従前の例による。

30項乃至35項（省略）

○国際観光ホテル整備法（抄録）（昭和二十四年十二月二十四日法律第二百七十九号）

第八条　法人税の課税標準に関する登録ホテル業用の固定資産の耐用年数は、別表第二の通りとする。

第十四条　主務大臣は、第十一条の規定による登録の取消があつたとき、又は前二条の規定により登録の取消があつたものとみなされたときは、第七条及び第八条の規定は適用がなかつたものとみなすことができる。但し、特にゆうじよすべき事情があると認める場合には、この限りでない。

②　前項の規定により第七条及び第八条の規定の適用がなかつたものとみなされた場合においては、地方税又は法人税を追徴する。

③　前二項の規定の施行に関し必要な事項は、法人税に関しては政令で、地方税に関しては条例で定める。

第二十八条　外客の宿泊に適するように造られた施設であつてホテル以外のもの（以下「旅館」という。）に関しては、（中略）第八条から第十一条まで（固定資産の耐用年数、認可の条件、施設及び経営の勧告並びに資金のあつ旋、登録の取消）、第十四条（税の追徴）及び第十六条（報告）の規定を準用する。（以下省略）

別表第二

建物	
イ　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（鉄骨れんが造及び鉄骨石造を含む。）	四十年
ロ　れんが造又は石造	三十年
ハ　木造（木骨れんが造及び木骨造塗家を含む。）	十五年
暖房設備、冷房設備その他建物に附属する設備	十五年
機械及び装置	
イ　主として金属製のもの	十二年

ロ　その他　六年
構築物
イ　木造　十年
ロ　その他　三十年
工具、器具及び備品
イ　工具　八年
ロ　器具及び備品
1　主として金属製のもの　十年
2　その他　五年

〔施行令〕（昭和二十五年六月十日政令第百六十八号）
改正　昭和二十六年七月二十八日政令第二百七十五号

第三条　法第十一条（法第二十八条において準用する場合を含む。）又は法第十二条第一項若しくは法第十三条の規定による登録の取消に係る法人についての法第十四条第二項の適用については、当該登録の取消に係る事由が生じた日の属する事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度について法第八条の規定により当該法人の当該事業年度の所得の計算上損金に算入された償却額と、法人税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十一号）第二十一条及びこれに基く命令の規定を適用する場合において当該事業年度の所得の計算上損金に算入すべきものと定められた償却額との差額に相当する金額を合計した額を当該登録の取消に係る事由が生じた日の属する事業年度の益金に算入する。

○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（抄録）

改正　昭和二十五年五月一日政令第百十四号
（昭和二十四年八月一日政令第二百九十一号）

第三十四条　在外会社に対する所得税、法人税、特別法人税、臨時利得税及び事業税の課税については、在外会社は、昭和二十年八月十五日以後その本店又は主たる事務所を本邦内において有することとなつたものとみなし、且つ、指定日において解散したものとみなす。但し、この場合における在外会社の昭和二十年八月十五日を含む事業年度以後の事業年度に係る所得又は剰余金は、当該在外会社の本邦内における事業又は財産から生ずる所得又は剰余金に限るものとし、同日を含む事業年度以後の事業年度に係る積立金の増減は、当該在外会社の本邦内における事業又は財産に係る益金又は損金に因るものに限るものとする。

2　第三十条第一項の規定により新会社が在外会社の権利義務を承継した場合においては、新会社の当該権利義務の承継に因る益金又は損金（当該権利義務の評価換に因る益金又は損金を除く。）は、新会社の当該権利義務を承継した事業年度の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上、益金又は損金に算入しない。

○公益事業令（抄録）（昭和二十五年十一月二十四日政令第三百四十三号）

第四十四条　（省略）
第四十五条　（省略）
第四十六条　前二条の規定により締結した協定に基いて一般電気業者が支払い、又は受け取つた金額は、法人

税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による各事業年度の所得の計算上、それぞれ損金又は益金に算入する。

附　則

この政令は、昭和二十五年十二月十五日から施行する。

○連合国財産である株式の回復に関する政令（抄録）

（昭和二十四年八月十八日政令第三百十号）

改正　昭和二十六年六月三十日政令第二百四十三号

第三十七条　第十八条第四項又は第十九条第一項の規定により自己保留株式又は同項の規定による命令に基いて発行された新株の株券を大蔵大臣に引き渡したその発行会社が第二十四条第三項の規定により支払を受けた金額が、これらの株式の発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額をこえる場合においては、そのこえる金額を法人が額面をこえる価額で額面株式を発行した場合の額面をこえる金額及び無額面株式を発行した場合のその発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額とみなして、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条の二の規定を適用する。

附　則（昭和二十六年政令第二百四十三号）

1　この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。

資産再評価

○資産再評価法

（昭和二十五年四月二十五日法律第百十号）

改正　昭和二十六年法律第百四十二号

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　再評価資産の範囲及び再評価の時期（第六条―第十六条の二）
第三章　再評価の基準（第十七条―第三十五条の二）
第四章　再評価税（第三十六条―第四十四条）
第五章　再評価の申告（第四十五条―第五十条）
第六章　再評価税の納付（第五十一条―第六十四条）
第七章　更正及び決定（第六十五条―第七十一条）
第八章　審査及び訴訟（第七十二条―第七十六条）
第九章　再評価税の利子税額及び免除等（第七十七条―第九十一条）
第十章　資産再評価審議会及び資産再評価調査会（第九十二条―第九十六条）
第十一章　再評価に関する経理（第九十七条―第百十四条）
第十二章　再評価を行つた者の所得の計算（第百十五条―第百二十一条）

第十三章　雜則（第百二十二条・第百二十三条）
第十四章　罰則（第百二十四条―第百三十条）
附則

第一章　総　則

（目的）

目的

第一条　この法律は、資産の再評価を行うことにより、法人及び個人を通じて、適正な減価償却を可能にして企業経理の合理化を図り、資産譲渡等の場合における課税上の特例を設けてその負担を適正にし、もつて経済の正常な運営に寄与することを目的とする。

（定義）

定義

第二条　この法律において「評価額」とは、事業の用に供する資産については、財産目録又は貸借対照表（財産目録又は貸借対照表を備え付けていない場合においては、これらに準ずる帳簿書類。以下同じ。）に付せられる価額（減価償却資産についてその償却額を当該価額から直接控除しないで、その償却額に相当する金額を貸借対照表の負債の部に引当金、準備金等として計上している場合においては、当該価額から当該償却額に相当する金額を控除した価額）を、事業の用に供しない資産については、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）に規定する山林所得又は譲渡所得の計算の基礎となる価額をいい、「帳簿価額」とは、法人の有する資産についての評価額をいう。

2　この法律において「再評価」とは、法人又は個人がその有する資産について、この法律の定めるところにより評価額を増額することをいう。

3　この法律において「再評価額」とは、再評価に因り法人又は個人の有する資産の評価額が増額される場合における増額後の評価額をいう。

4　この法律において「再評価日」とは、その日現在において再評価を行つた日又は再評価が行われたものとみなされた日をいう。

5　この法律において「事業」とは、商業、工業、金融業、農業、水産業、不動産貸付業、医業その他対価を得て行う継続的行為で政令で定めるものをいう。

6　この法律において「減価償却資産」とは、有形減価償却資産及び無形減価償却資産をいう。

7　この法律において「有形減価償却資産」とは、建物、機械器具その他の固定資産（無形減価償却資産を除く。）でその償却額が法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいう。

8　この法律において「無形減価償却資産」とは、事業の用に供する鉱業権、砂鉱権（土石を採掘又は採取する権利、旧重要鉱物増産法（昭和十三年法律第三十五号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法第十七条の二の規定による使用権及び旧石炭鉱業権等臨時措置法（昭和二十三年法律第百五十四号）第十七条の規定による使用権を含む。以下同じ。）、漁業権（入漁権を含む。以下同じ。）及び水利権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権（これらに関する権利を含む。以下同じ。）、営業権（対価を支払つて他から取得したもの又は相続税若しくは財産税の課税の対象となつたものに限る。以下同じ。）並びに試験研究費（試験研究のために支出された費用で貸借対照表の資産の部に計上されたものをいう。以下同じ。）をいう。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

9　この法律において「取得価額」とは、法人又は個人がその資産を取得（製作及び改良を含み、立木、家畜その他これらに準ずるものについては植林、飼育、管理その他これらに準ずる行為、又、株式又は出資につ

いては株金若しくは出資の払込又は現物出資の目的たる財産の給付を含み、これらの行為のために要した金額が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入された場合を除く。以下同じ。）するために要した金額（当該資産の取得後再評価日前にその一部が滅失した場合においては、その滅失した部分に対応する金額を控除した金額）をいう。

10　この法律において「財産税調査時期」とは、財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）第一条に規定する調査時期（昭和二十一年三月三日午前零時）をいう。

11　この法律において「財産税評価額」とは、個人の有する資産については財産税法第三章の規定により評価されたその価額を、法人の有する資産については財産税調査時期における当該資産の現況により同法第三章に規定する評価の方法により計算したその価額（財産税調査時期後再評価日前に当該資産の一部が滅失した場合においては、当該価額からその滅失した部分に対応する価額を控除した価額）をいう。

12　この法律において「事業年度」とは、別に定める場合を除く外、法人税法第七条に規定する事業年度をいう。

〔施〕一、二

（基準日）

基準日

第三条　この法律において「基準日」とは、昭和二十五年一月一日をいう。但し、左の各号に掲げる資産については、当該各号に掲げる日（左の各号の二以上に該当する資産については、当該各号に掲げる日のうちいずれか遅い日）をいう。

一　昭和二十五年一月一日後企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の規定により旧勘定及び新勘定を併合する特別経理会社（会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）に規定する特別経理会社をいう。以下同じ。）の有する資産については、その併合の日の翌日

二　旧勘定のみを設けている特別経理会社で昭和二十五年一月一日後その旧勘定を廃止するものの有する資産については、その廃止の日の翌日

三　昭和二十五年一月一日後決定整備計画（企業再建整備法に規定する決定整備計画をいう。以下同じ。）又は企業再編成計画書（過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）に規定する企業再編成計画書をいう。以下同じ。）の定めるところにより出資又は資産の譲渡を受ける第二会社（企業再建整備法に規定する第二会社をいい、過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第二百八号）第二条の規定による第二会社を含む。以下同じ。）の当該出資又は譲渡を受ける資産については、その出資又は譲渡を受ける日

四　昭和二十五年一月一日後旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する決定整理計画書の定めるところにより在外会社（同令に規定する在外会社をいう。以下同じ。）から資産の出資又は譲渡を受ける新会社（同令に規定する新会社をいう。以下同じ。）の当該出資又は譲渡を受ける資産については、その出資又は譲渡を受ける日

五　昭和二十五年一月一日後農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）の規定に基き同法に規定する農業団体から資産の譲渡を受ける農業協同組合又は農業協同組合連合会の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日

六　昭和二十五年一月一日後水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）の規定に基き同法に規定する水産業団体から資産の譲渡を受ける水産業協同組合の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日

七　昭和二十五年一月一日後中小企業等協同組合法施行法（昭和二十四年法律第百八十二号）の規定に基き同法に規定する旧組合から資産の譲渡を受ける中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の当該譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日

八　産業設備営団法（昭和十六年法律第九十二号）の規定に基き昭和二十五年一月一日において産業設備営団から借り受けている資産で同日後産業設備営団から譲渡を受けるものについては、その譲渡を受ける日

九　昭和二十五年一月一日において工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年商工文部省令第一号）第一条又は造船関係の工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年運輸省令第三十二号）第一条の規定により指定されている施設（当該施設に付随する施設でその指定されている施設の賠償による撤去に伴い減失、き損又は損壊することを予想されるものを含む。以下「賠償指定施設」という。）については、その指定の解除の日

十　前各号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるものについては、政令で定める日

〔施〕三

（所有者とみなす場合）

第四条　信託財産については、その受益者がこれを有するものとみなして、この法律を適用する。但し、合同運用信託（信託会社又は信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。以下同じ。）の信託財産については、この限りでない。

2　前項の規定の適用については、基準日において受益者が特定していないとき、又はまだ存在していないときは、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

3　前二項の場合において、受益者が二人以上あるときは、これらの受益者がそれぞれその受けるべき利益の価額の割合に応じて信託財産を有するものとみなす。

4　持株会社整理委員会が有する財産で旧持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）の規定により同令に規定する持株会社又は指定者から譲り受けたものについては、当該持株会社又は指定者がこれを有するものとみなして、この法律を適用する。（持株会社整理委員会令の廃止に関する政令（昭和二十六年政令第二百六十一号）改正）

（適用除外）

第五条　この法律の規定は、左の各号に掲げる法人には適用しない。

一　都道府県、市町村、特別市、特別区、地方公共団体の組合及び財産区

二　法令による公団

三　日本専売公社

四　日本国有鉄道

五　国民金融公庫

六　削除（日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）改正）

七　閉鎖機関整理委員会及び商船管理委員会（昭和二十六年法律第百四十二号、持株会社整理委員会令の廃止に関する政令（昭和二十六年政令第二百六十一号）改正）

八　土地改良区及び同連合、普通水利組合及び同連合、水害予防組合及び同連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び同連合会並びに土地区劃整理組合

第二章　再評価資産の範囲及び再評価の時期

（法人の資産の再評価）

第六条　基準日においてこの法律の施行地に資産を有する法人は、当該資産について再評価を行うことができる。但し、左の各号に掲げる資産については、この限りでない。

一　現金及びこれに準ずるもの（日本銀行の有する金及び銀を含む。）
二　預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権（借地権たる賃借権を除く。）
三　国債、地方債、社債その他の有価証券（株式及び出資を除く。）
四　商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、貯蔵品その他のたな卸資産
五　株式及び出資（以下「株式」という。）で証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する証券業者の有するもの

2　法人が、基準日において有していた株式について、基準日から再評価日までの間において当該株式を発行している法人（以下「発行法人」という。）の資本（出資金を含む。以下同じ。）の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その新たに取得した株式は、前項の規定の適用については、その取得した法人が基準日において有していたものとみなす。

3　前二項の規定は、信託会社又は信託業務を兼営する銀行の有する合同運用信託の信託財産については適用しない。

帳簿価額のない資産の再評価

（帳簿価額のない資産の再評価）

第七条　法人の有する資産で基準日において帳簿価額のないものについては、前条第一項、第十三条の二第一項又は第十四条の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、再評価を行うことができない。但し、左の各号に掲げる資産については、この限りでない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

一　当該資産の取得後基準日までに減価償却又は帳簿価額の減額に因り帳簿価額がなくなつた資産で、その償却額及び帳簿価額の減少額の合計金額のうちに法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額があるもの
二　当該資産の取得後基準日までに資産として財産目録又は貸借対照表に記載されなかつた資産で、その取得価額に相当する金額が基準日を含む事業年度以前の事業年度の法人税法の規定による所得の計算上益金に算入されたもの
三　当該資産の取得後基準日までに資産として財産目録又は貸借対照表に記載されなかつた資産で、再評価日の直前においてその取得価額に相当する金額がその帳簿価額として財産目録又は貸借対照表に記載されたもの
四　賠償指定施設
五　前号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるもの

〔施〕四

個人の減価償却資産の再評価

（個人の減価償却資産の再評価）

第八条　基準日においてこの法律の施行地に減価償却資産を有する個人は、当該資産について再評価を行うことができる。

2　基準日において個人がこの法律の施行地に有する減価償却資産のうち家屋について基準日以後に譲渡（出資を含む。第二十九条を除き以下同じ。）、贈与、相続又は遺贈があつた場合においては、当該家屋については、前項又は第十三条の三の規定により再評価を行つたかどうかを問わず、基準日現在において、第二十六条に規定する再評価額により再評価が行われたものとみなす。但し、前項又は第十三条の三の規定により行つた再評価の再評価額が第十七条第一項及び第三項に規定する再評価額の限度額に達しているとき、又は

第十三条の三の規定により行つた再評価の再評価額が第二十一条の二に規定する再評価額の限度額に達しているときは、この限りでない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

（個人の減価償却資産以外の資産の再評価）

第九条　基準日において個人がこの法律の施行地に有する土地、立木、事業の用に供していない家屋、株式その他の資産（減価償却資産を除く。）について基準日以後に譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合においては、当該資産については、基準日現在において、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十三条又は第二十五条に規定する再評価額により再評価が行われたものとみなす。但し、第六条第一項各号に掲げる資産及び所得税法第六条第五号に規定する資産については、この限りでない。

2　個人が、基準日において有していた株式について、基準日後発行法人の資本の増加若しくは株式の発行（新たに発行する株式をもつて利益の配当をする場合における株式の発行及び法人税法第十六条に規定する積立金額の資本への組入れに因る株式の発行を除く。以下同じ。）、資本の減少、株式の分割若しくは併合、解散若しくは合併に因り、発行法人の株式による利益の配当若しくは法人税法第十六条に規定する積立金額の資本への組入れに因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その新たに取得した株式は、前項の規定の適用については、当該個人が基準日において有していたものとみなす。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

3　個人が、基準日において有していた株式（前項の規定により基準日において有していたものとみなされる株式を含む。）について、基準日以後株式の消却に因り、発行法人の資本の減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、金銭及び金銭以外の財産を取得した場合（株式のみを取得した場合を除く。）において、当該金銭の額及び財産の価額の合計額（数回にわたつて当該金銭又は財産を取得した場合においては、その累計額）がその基準日において有していた株式についての第四十三条第一項に規定する財産税評価額又は取得価額をこえるときは、第一項の規定の適用については、その基準日において有していた株式について譲渡があつたものとみなす。但し、当該株式が昭和二十五年三月三十一日以前に解散した法人又は同日以前に合併に因り消滅した法人の発行していたものであるときは、この限りでない。（同上）

4　前項本文の場合において、そのこえる金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたつて取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

5　第三項の場合において、その取得した財産のうちに株式があるときにおける当該株式の価額は、同項の規定の適用については、当該株式の額面金額（出資については、出資の金額）による。但し、株式の消却に因り、発行法人の資本の減少若しくは解散に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り取得した株式を発行する法人が無額面株式を発行している場合及び合併に因り取得した株式を発行する法人が当該合併に因り無額面株式を発行した場合においては、当該株式の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額によるものとする。

一　当該株式の取得の基因となつた株式の消却若しくは資本の減少に関する決議があり、解散に因る残余財産の分配に関する決定があり、又は第二会社若しくは新会社に対する資産の出資、退社若しくは脱退があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を発行済株式の総数で除した金額

二　当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合においては、当該法人の設立の時における資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除した金額（昭和二十六年法律第百四十二

号追加）

（非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価）

非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価

第十条　第八条第一項の規定は、個人が基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない資産を同日後にその事業の用に供したため、当該資産が減価償却資産に該当することとなつた場合について準用する。

2　前項の場合においては、前条第一項の規定は、当該資産をその事業の用に供した日以後は適用しない。

3　第八条第二項の規定は、個人が基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない家屋を同日後にその事業の用に供した場合において、当該家屋についてその事業の用に供した日以後に譲渡、贈与、相続又は遺贈があつたときについて準用する。

（資産の所在）

資産の所在

第十一条　第六条及び第八条から前条までの規定の適用について左の各号に掲げる資産がこの法律の施行地にあるかどうかについては、当該各号に規定するところによる。

一　動産又は不動産若しくは不動産の上に存する権利については、その動産又は不動産の所在。但し、船舶については、船籍の所在

二　鉱業権については、鉱区（砂鉱区を含む。）の所在

三　漁業権については、漁場に最も近い沿岸の所在

四　特許権、実用新案権、意匠権又は商標権については、その登録をした機関の所在

五　株式については、株主（社員又は出資者を含む。）の住所又は居所の所在

六　前各号に掲げる資産以外の営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在

七　前各号に掲げる資産以外の資産については、権利者の住所又は居所の所在

（相続財産の少額の場合等の再評価の不適用）

相続財産の少額の場合等の再評価の不適用

第十二条　第八条第二項、第九条第一項及び第十条第三項の規定は、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、相続開始の時において被相続人が有していた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であるとき、又は一年間に同一人に対して贈与した財産の価額が三万円以下であるときは適用しない。

（事業用資産の再評価の時期）

事業用資産の再評価の時期

第十三条　第六条第一項の規定による再評価は、基準日又は基準日後昭和二十五年八月三十一日までに開始する事業年度開始の日のいずれか一の日現在において行わなければならない。但し、第三条各号に掲げる資産で当該資産についての基準日が昭和二十五年八月三十一日後であるものについての再評価は、その基準日現在において行わなければならない。

2　第八条第一項の規定による再評価は、基準日現在において行わなければならない。

3　第十条第一項において準用する第八条第一項の規定による減価償却資産についての再評価は、当該資産をその事業の用に供した日現在において行わなければならない。

（法人の資産の第二次再評価）

法人の資産の第二次再評価

第十三条の二　法人は、第六条第一項に規定する資産（株式を除く。）で同項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七条から第二十条第一項まで又は第二十一条第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、左の各号に掲げる日のいずれか一の日（当

該法人の事業年度が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までに終了する場合においては、第二号に掲げる日）現在において再評価を行うことができる。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

一　昭和二十六年一月一日

二　昭和二十六年一月一日後同年九月三十日までに開始する事業年度（当該事業年度が二以上あるときは、そのいずれか一の事業年度。但し、同年三月三十一日以前に終了する事業年度を除く。）開始の日

2　公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）に規定する公益事業その他これに準ずる公共性のある事業で政令で定めるものを営む法人についての前項の規定の適用については、同項第二号中「同年九月三十日」とあるのは「昭和二十七年九月三十日」とする。（同上）

3　第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。（同上）

個人の減価償却資産の第二次再評価

〔施〕四の二

（個人の減価償却資産の第二次再評価）

第十三条の三　個人は、第八条第一項又は第十条第一項に規定する資産（昭和二十六年一月一日以後に事業の用に供したものを除く。）で第八条第一項（第十条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による再評価を行わなかつたもの又は第八条第一項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七条から第十九条まで又は第二十七条に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、昭和二十六年一月一日現在において再評価を行うことができる。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

合併の場合における再評価

（合併の場合における再評価）

第十四条　法人がこの法律施行の日から昭和二十五年八月三十一日までの間において合併した場合において、被合併法人（合併に因り消滅した法人をいう。以下同じ。）が第六条第一項の規定による再評価を行つていないときは、合併法人（合併に因り設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下同じ。）は、当該合併に因り取得した同項に規定する資産について、合併の日現在において再評価を行うことができる。第三条各号に掲げる資産で当該資産についての基準日が昭和二十五年八月三十一日後であるものを有していた法人がその基準日から六月以内に合併に因り消滅した場合において、合併法人が合併に因り取得した当該資産についても同様とする。

2　第六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（合併の場合における第二次再評価）

合併の場合における第二次再評価

第十四条の二　前条第一項前段に規定する合併法人は、当該合併に因り取得した第六条第一項に規定する資産（株式を除く。以下この条において同じ。）で前条第一項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七条から第二十条第一項まで又は第二十一条第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、第十三条の二に規定する日現在において再評価を行うことができる。前条第一項後段に規定する合併法人（昭和二十六年一月一日以後に合併した場合における合併法人を除く。）が当該合併に因り取得した同項後段に規定する資産で同項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七条から第二十条第一項まで又は第二十一条第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものについても同様とする。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

2　法人が昭和二十五年九月一日から同年十二月三十一日までの間に合併した場合において、合併法人（前項後段に規定する合併法人であるものを除く。）が当該合併に因り取得した第六条第一項に規定する資産のうちに被合併法人が同項若しくは前条第一項の規定による再評価を行わなかつたもの又は被合併法人が第六条第一項若しくは前条第一項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七条から第二十条第一項まで又は第

二十一条第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものがあるときは、当該合併法人は、当該資産について、第十三条の二に規定する日現在において再評価を行うことができる。（同上）

3　法人が昭和二十六年一月一日から同年九月三十日（第十三条の二第二項に規定する政令で定める事業を営む法人については、昭和二十七年九月三十日）までの間において合併した場合において、被合併法人が第十三条の二第一項の規定又は第一項若しくは前項の規定による再評価を行つていないときは、合併法人は、当該被合併法人がこれらの規定により再評価を行うことができた資産で当該合併法人が当該合併に因り取得したものについて、合併の日（合併の日を含む事業年度が昭和二十六年三月三十一日以前に終了する場合においては、その事業年度の翌事業年度開始の日）現在において再評価を行うことができる。（同上）

4　第六条第三項の規定は、第一項及び第二項の場合における再評価の特例）

法人の再評価株式についての増資等の場合における再評価の特例

第十五条　法人が、第六条第一項又は前条第一項の規定により再評価を行つた株式（当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人がこれらの規定により再評価を行つた株式を含む。）について、再評価日以後発行法人の資本の増加若しくは株式の発行、資本の減少、株式の分割若しくは併合、解散若しくは合併に因り、発行法人の株式による利益の配当若しくは法人税法第十六条に規定する積立金額の資本への組入れに因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その取得した法人がその新たに取得した株式について第二十四条に規定する再評価額により再評価を行つたものとみなす。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

（死亡の場合の再評価の承継）

第十六条　個人が昭和二十五年八月三十一日前に死亡した場合において当該個人が第八条第一項の規定による再評価を行つていないときは、当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、当該個人が基準日において有していた減価償却資産（家屋を除く。）について、基準日現在において再評価を行うことができる。

2　第三条各号の規定により当該資産についての基準日が昭和二十五年八月三十一日後である減価償却資産（家屋を除く。）を有していた個人がその基準日から基準日の属する年の翌年一月三十一日までに死亡した場合において、当該個人が当該資産について第八条第一項の規定による再評価を行つていないときは、当該個人の相続人は、当該資産について、その基準日現在において再評価を行うことができる。

3　第十条第一項の場合において、当該個人が同項に規定する資産（家屋を除く。）をその事業の用に供した年の翌年一月三十一日までに死亡し、且つ、当該資産について同項の規定による再評価を行つていないときは、当該個人の相続人は、当該資産について、その事業の用に供した日現在において再評価を行うことができる。

4　前三項の場合において、相続人が二人以上あるときは、前三項の規定による再評価は、共同して行わなければならない。

5　第一項から第三項までの規定により相続人が行つた再評価は、被相続人（包括の名義で遺贈した者を含む。以下同じ。）が行つたものとみなす。

6　前五項の相続人には、相続人の相続人を含むものとする。

（死亡の場合の第二次再評価）

第十六条の二　個人が昭和二十六年一月一日以後同年九月三十日前に死亡した場合において、当該個人が、第十三条の三の規定による再評価を行つていないときは、当該個人の相続人は、当該個人が同条の規定により

再評価を行うことができた資産（家屋を除く。）について、昭和二十六年一月一日現在において再評価を行うことができる。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

2　前条第四項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。（同上）

第三章　再評価の基準

（有形減価償却資産の再評価額）

有形減価償却資産の再評価額

第十七条　有形減価償却資産（鉱業の用に供する有形減価償却資産で個人の有する家屋以外のものを除く。以下この条において同じ。）の再評価額は、当該資産の取得価額にその取得の時期及び耐用年数（法人の有する資産については法人税法の規定により、個人の有する資産については所得税法の規定により昭和二十五年において当該資産について定められた耐用年数をいう。以下同じ。）に応じて定められた別表第一の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　法人の有する有形減価償却資産で当該法人がその製作又は改良の完成のために一年以上の期間を要したものについては、当該法人が当該資産を製作又は改良するために支出した時期ごとに左の算式により計算した金額の合計額をその取得価額とみなし、その製作又は改良の完成の時期をその取得の時期とみなして、前項の規定を適用する。但し、第三十条の規定の適用を妨げない。

製作又は改良のために支出した金額×当該支出の時期に応ずる別表第二の倍数

3　有形減価償却資産のうち個人の有する家屋で財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額をその取得価額とみなし、財産税調査時期をその取得の時期とみなして、第一項の規定を適用する。（無形減価償却資産の再評価額）

無形減価償却資産の再評価額

第十八条　無形減価償却資産（鉱業権を除く。）の再評価額は、当該資産の取得価額にその資産の種類及び取得の時期に応じて定められた別表第三の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。（鉱業用減価償却資産の再評価額）

鉱業用減価償却資産の再評価額

第十九条　鉱業の用に供する有形減価償却資産（個人の有する家屋を除く。）及び鉱業権の再評価額は、当該資産の取得の時期から昭和二十四年十二月三十一日までの償却範囲額（法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される当該資産についての償却額の限度額をいう。）の累計額を当該資産の取得価額から控除した金額に、その取得の時期に応じて定められた別表第二の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

2　第十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。（その他の事業用資産の再評価額）

その他の事業用資産の再評価額

第二十条　事業の用に供する資産のうち減価償却資産、土地、土地の上に存する権利（地上権、永小作権、地役権及び借地権たる賃借権をいう。以下同じ。）及び株式以外のもの（以下「その他の事業用資産」という。）で法人の有するものの再評価額は、当該資産の取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第二の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

2　個人の有するその他の事業用資産の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十七倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第四の倍数を乗じて算出した金額とする。（土地及び土地の上に存する権利の再評価額）

土地及び

第二十一条　法人の有する土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、その取得価額にその取得の時期に応

じて定められた別表第五の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

土地の上に存する権利の再評価額

2　個人の有する土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十五倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第五の倍数を乗じて算出した金額とする。

（第二次再評価の場合の資産の再評価額）

第二次再評価の場合の資産の再評価額

第二十一条の二　第十三条の二第一項、第十三条の三、第十四条の二又は第十六条の二第一項の規定により再評価を行う場合における減価償却資産、その他の事業用資産並びに土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、第十七条から前条まで及び第二十七条の規定にかかわらず、これらの規定により算出される再評価額の限度額から、法人の資産にあつては、当該資産について基準日（第六条第一項又は第十四条第一項の規定による再評価を行つた資産については、その再評価の再評価日）以後第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定による再評価の再評価日までの間に減価償却又は帳簿価額の減額（固定資産の減価償却を除く。以下同じ。）をした場合におけるその期間に応ずる償却額又は帳簿価額の減少額で法人税法の規定による所得の計算上損金に算入された金額又は算入されるべき金額、個人の資産にあつては、当該資産について基準日（第八条第一項（第十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による再評価を行つた資産については、その再評価の再評価日）以後第十三条の三又は第十六条の二第一項の規定による再評価の再評価日までの期間に応じて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額をこえることができない。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

（法人の再評価日において有する株式の再評価額）

法人の再評価日において有する株式の再評価額

第二十二条　法人の有する株式の再評価額は、左の各号に定める金額をこえることができない。但し、当該金額が再評価日における当該株式の価格（証券取引法に規定する証券取引所の相場がある株式については、再評価日前一月の平均価格）をこえる場合においては、当該価格をこえることができない。

一　財産税調査時期前に取得した株式（第三号から第八号までの規定に該当するものを除く。）については、その財産税評価額を七・四倍した金額

二　財産税調査時期後に取得した株式（第三号から第八号までの規定に該当するものを除く。）については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第四の倍数を乗じて算出した金額

三　財産税調査時期後基準日前に未払込株金の払込をした株式については、左の算式により計算した金額

イ　当該株式が財産税調査時期前に取得したものであるときは、

第一号の金額＋（当該株式払込金額×株式払込期日に応ずる別表第四の倍数）

ロ　当該株式が財産税調査時期後に取得したものであるときは、

第一号の金額＋（当該株式払込金額×株式払込期日に応ずる別表第四の倍数）

四　財産税調査時期後基準日前に発行法人の資本の増加に因り、その有する株式（以下「旧株」という。）について割り当てられた株式を引き受けた場合における旧株及びその引き受けた株式（以下「新株」という。）については、左の算式により計算した金額（この場合においては、旧株の取得の時期が財産税調査時期の前であるか後であるかに応じて第一号又は第二号の金額によるものとする。以下第五号において同じ。）

イ　旧株の払込金額と新株の払込金額とが等しいときは、

$$\text{旧株の第一号の金額} + \left(\text{新株の払込金額} \times \frac{\text{旧株1株当り新株引受数}}{1+\text{旧株1株当り新株引受数}}\right)$$

ロ　旧株の払込金額と新株の払込金額とが異るときは、旧株又は新株に応じて、

$$\text{旧株の第一号の金額} + \left(\text{新株の払込金額} \times \frac{\text{旧株1株当り新株引受数} \times \text{払込期日に応ずる別表第四の倍数}}{1+\text{旧株1株当り新株引受数}}\right)$$

$$\frac{\text{旧株の第一号の金額}+\left(\text{新株の払込金額}\times\frac{\text{旧株1株当り新株引受数}}{\text{旧株の払込金額}}\times\text{払込期日に応ずる別表第四の倍数}\right)}{\text{旧株の払込金額}+\left(\text{新株の払込金額}\times\text{旧株1株当り新株引受数}\right)}\times\text{旧株の払込金額}$$

五　財産税調査時期後基準日前に発行法人の合併に因り、その有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ　株式のみの交付を受けたときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の第一号の金額}}{\text{被合併法人の株式1株当り交付株式数}}$$

ロ　株式と金銭との交付を受けたときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の第一号の金額}-\left(\text{被合併法人の株式1株当り合併交付金額}\times\text{合併の時期に応ずる別表第四の倍数}\right)}{\text{被合併法人の株式1株当り交付株式数}}$$

六　財産税調査時期後基準日前に発行法人の資本の減少若しくは解散に因り、発行法人の第二会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、その有する発行法人の株式について金銭又は新たに発行法人若しくは第二会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその発行法人の株式及び新たに取得した株式については、政令で定める金額

七　財産税調査時期後基準日前に第三号から前号までに規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に応じて順次第三号から前号までの規定を適用して計算した金額（この場合においては、第二回以後の計算の際は、前回の計算により得た金額を第一号又は第二号の金額として計算するものとする。）

八　基準日以後再評価日前において第四号から第六号までに規定する事由に該当した株式については、第二十三条各号に従い計算した金額

2　第十五条の規定により法人が同条に規定する新たに取得した株式について再評価を行つたものとみなされた場合においては、当該株式の取得の基因となつた株式についての第六条第一項又は第十四条第一項及び前項の規定による再評価額は、その新たに取得した株式を取得した時において第二十四条の規定による再評価額に改められるものとする。

〔施〕五、六

（個人の株式の再評価額）

個人の株式の再評価額

第二十三条　個人の有する株式の再評価額は、前条第一項各号（第八号を除く。以下この条において同じ。）に従い計算した金額とする。但し、当該株式が基準日以後左の各号に規定する事由に該当する場合においては、当該各号に定める金額とする。

一　基準日以後発行法人の資本の増加又は株式の発行のあつた場合における旧株及び新株については、左の算式により計算した金額

イ　旧株の払込金額と新株の払込金額とが等しいとき、又は旧株若しくは新株が無額面株式であるときは、

$$\text{旧株の前条第一項各号の金額}+\left(\text{新株について払込んだ金額}\times\frac{\text{旧株1株当り新株引受数}}{1+\text{旧株1株当り新株引受数}}\right)$$

ロ　旧株の払込金額と新株の払込金額とが異るとき（旧株又は新株が無額面株式であるときを除く。以下第四十三条において同じ。）は、旧株又は新株に応じて、

$$\text{旧株の前条第一項各号の金額}+\left(\text{新株について払込んだ金額}\times\frac{\text{旧株1株当り新株引受数}}{\text{旧株1株当り新株引受数}}\right)\times\frac{\text{旧株の払込金額}}{\text{新株の払込金額}}$$

$$\text{旧株の払込金額}+\left(\text{新株について払込んだ金額}\times\frac{\text{旧株1株当り新株引受数}}{\text{新株引受数}}\right)$$

二　基準日から昭和二十五年三月三十一日までの間において発行法人の合併に因り基準日において有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ　株式のみの交付を受けたときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前条第一項各号の金額}}{\text{被合併法人の株式一株当り交付株式数}}$$

ロ　株式と金銭との交付を受けたときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前条第一項各号の金額} - \text{被合併法人の株式一株当り交付金額}}{\text{被合併法人の株式一株当り交付株式数}}$$

三　昭和二十五年四月一日以後発行法人の合併に因り、基準日において有していた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ　株式のみの交付を受けた場合において、交付を受けた株式の価額（第九条第五項に規定する株式の価額をいう。以下この条において同じ。）のうちに所得税法第五条第一項第三号の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされる価額（以下「株式配当金額」という。）がないときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前条第一項各号の金額}}{\text{被合併法人の株式一株当り交付株式数}}$$

ロ　株式と金銭との交付を受け、交付を受けた株式の価額と金銭の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前条第一項各号に従い計算した金額をこえ、且つ、株式配当金額がない場合において、

1　交付を受けた金銭の全額が所得税法第五条第一項第三号又は第十条の二第三項第二号の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配又は同法第九条第一項第八号に規定する譲渡所得とみなされるときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前条第一項各号の金額}}{\text{被合併法人の株式一株当り交付株式数}}$$

2　交付を受けた金銭の額のうちに、所得税法第五条第一項第三号又は第十条の二第三項第二号の規定により利益の配当又は剰余金の分配及び同法第九条第一項第八号に規定する譲渡所得とみなされる金額以外の金額（以下「資本払戻金額」という。）があるときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前条第一項各号の金額} - \text{被合併法人の株式一株当り資本払戻金額}}{\text{被合併法人の株式一株当り交付株式数}}$$

ハ　金銭の交付を受けたかどうかを問わず、交付を受けた株式の価額のうちに株式配当金額があるときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前条第一項各号の金額} + \text{被合併法人の株式一株当り株式配当金額}}{\text{被合併法人の株式一株当り交付株式数}}$$

ニ　株式と金銭との交付を受けた場合において、交付を受けた株式の価額と金銭の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前条第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

$$\frac{\text{被合併法人の株式の前条第一項各号の金額} - \text{被合併法人の株式一株当り交付金額}}{\text{被合併法人の株式一株当り交付株式数}}$$

四　基準日以後発行法人の資本の減少若しくは解散に因り、発行法人の株式による利益の配当若しくは法人税法第十六条に規定する積立金額の資本への組入れに因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、その基準日において有する発行法人の株式について新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその発行法人の株式及び新たに取得した株式については、政令で定める金額

五　基準日以後前各号に規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に応じて順次前各号の規定を適用して計算した金額（この場合においては、第二回以後の計算の際は、前回の計算により得た金額を前条第一項各号の金額として計算するものとする。）（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

〔施〕六

（法人の再評価日以後に取得した新株等の再評価額）

法人の再評価日以後に取得した新株等の再評価額

第二十四条　第十五条の規定により法人が再評価を行つたものとみなされた株式及び当該法人の当該株式の取得の基因となつた株式についての再評価額は、前条各号に準じて計算した金額とする。この場合において、前条各号中「前条第一項各号の金額」とあるのは「当該事由の生じた時における帳簿価額」と、前条第一号、第四号及び第五号中「基準日以後」とあるのは「再評価日から昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度（当該事業年度開始の日前に第百九条第一項の規定により同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた法人については、その組み入れた日を含む事業年度。以下この条において同じ。）終了の日までの間において」と、前条第二号中「基準日から」とあるのは「再評価日から」と、同条第三号中「昭和二十五年四月一日以後」とあるのは「昭和二十五年四月一日から昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間において」と読み替えるものとする。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　法人（法人税法第九条第六項に掲げる法人を除く。）の事業年度が六月をこえる場合においては、前項の規定の適用については、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日まで及びその翌日から当該事業年度終了の日までをそれぞれ一事業年度とみなす。

（個人のその他の非事業用資産の再評価額）

個人のその他の非事業用資産の再評価額

第二十五条　個人の有する家屋で事業の用に供しないものの再評価額は、当該家屋の取得価額にその取得の時期及び耐用年数に応じて定められた別表第一の倍数を乗じて算出した金額とする。この場合において、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額をその取得価額とみなし、財産税調査時期をその取得の時期とみなす。

2　個人の有する資産で事業の用に供しないもの（土地、土地の上に存する権利、家屋及び株式を除く。）の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十七倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第四の倍数を乗じて算出した金額とする。

（個人の事業用家屋について譲渡等があつた場合の再評価額）

個人の事業用家屋について譲渡等があつた場合の再評価額

第二十六条　個人の有する家屋でその事業の用に供しているものについて譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合における第八条第二項（第十条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、前条第一項の規定に準じて計算した金額とする。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

（非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価額）

非事業用資産を事業用に供した場合の再評価額

第二十七条　第十条第一項において準用する第八条第一項の規定又は第十六条第三項の規定により再評価を行う場合における減価償却資産の再評価額は、第十七条から第十九条までの規定にかかわらず、当該資産についてこれらの規定により算出される再評価額の限度額から基準日から当該資産をその事業の用に供した日までの期間に応じて大蔵省令で定めるところにより計算した減価の価額を控除した金額をこえることができな

い。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

〔規〕一

（事業用と非事業用とに併用されている資産についての再評価）

事業用と非事業用とに併用されている資産についての再評価

第二十八条　個人の有する資産が基準日においてその者の事業の用と事業以外の用とに併用されている場合においては、当該資産のうち事業の用に供されている割合に相当する部分は、事業の用に供する資産とみなし、その他の部分は、事業の用に供しない資産とみなして、この法律を適用する。

2　前項に規定する資産の事業の用に供されている割合が基準日後増加した場合においては、当該資産のうちその増加した割合に相当する部分は、基準日後その事業の用に供したものとみなす。

（取得の時期及び取得価額の特例）

取得の時期及び取得価額の特例

第二十九条　左の各号に掲げる資産については、当該各号に掲げる時期及び金額を、それぞれその取得の時期及び取得価額とみなす。但し、第八条第二項又は第九条第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合を除き、当該資産を基準日において有する者の当該資産の取得の時期及び取得価額をその取得の時期及び取得価額とすることを妨げない。

一　決定整備計画又は企業再編成計画書の定めるところにより第二会社が出資又は譲渡を受けた資産については、当該資産を出資又は譲渡した会社の当該資産の取得の時期及び取得価額

二　金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の規定により同法に規定する譲受金融機関が同法に規定する譲渡金融機関から譲渡を受けた資産については、当該譲渡金融機関の当該資産の取得の時期及び取得価額

三　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する決定整理計画書の定めるところにより新会社が在外会社から出資又は譲渡を受けた資産については、当該在外会社の当該資産の取得の時期及び取得価額

四　農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律の規定に基き農業協同組合又は農業協同組合連合会が同法に規定する農業団体から譲渡を受けた資産については、当該農業団体の当該資産の取得の時期及び取得価額

五　水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の規定に基き水産業協同組合が同法に規定する水産業団体から譲渡を受けた資産については、当該水産業団体の当該資産の取得の時期及び取得価額

六　中小企業等協同組合法施行法の規定に基き中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が同法に規定する旧組合から譲渡を受けた資産については、当該旧組合の当該資産の取得の時期及び取得価額

七　産業設備営団法の規定に基き産業設備営団から資産を借り受けていた者が産業設備営団から譲渡を受けた当該資産については、産業設備営団の当該資産の取得の時期及び取得価額

八　戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）第六十条第一項の規定により国、地方公共団体若しくは特定機関（同法第一条に規定する特定機関をいう。以下この号において同じ。）から譲渡を受けた資産については、その譲渡を受けた者が国、地方公共団体若しくは特定機関に対し譲渡し、又は国、地方公共団体若しくは特定機関に収用される前におけるその者の当該資産の取得の時期及び取得価額

九　企業整備その他事業の統制のため法令に基き又は行政官庁の指導若しくはあつ旋により昭和二十年八月以前において法人が著しく低い価額の対価で出資者から出資又は譲渡を受けた資産については、その出

資産の当該資産の取得の時期及び取得価額

十　企業整備その他事業の統制のため法令に基き又は行政官庁の指導若しくはあつ旋により昭和二十年八月以前において資産の出資又は譲渡を受けた法人又は個人から、同月後著しく低い価額の対価で法人又は個人が出資又は譲渡を受けた資産についてはは、当該資産を出資若しくは譲渡した者又は当該資産の出資若しくは譲渡を受けた者のうちで、当該資産を最初に取得した者の当該資産の取得の時期及び取得価額

十一　合併法人が合併に因り取得した資産については、被合併法人（当該被合併法人が合併に因り設立した法人又は合併後存続した法人である場合においては、当該合併に因り消滅した法人）の当該資産の取得の時期及び取得価額

十二　前各号の二以上に該当する資産については、当該各号に掲げる取得の時期のうち最も古い取得の時期及びその時期における取得価額（その取得の時期及び取得価額が不明の場合においては、知ることができる最も古い取得の時期及びその時期における取得価額）

十三　個人が贈与、相続又は遺贈に因り取得した減価償却資産（家屋を除く。）でその贈与者、被相続人又は遺贈者（これらの者が当該資産を贈与、相続又は遺贈に因り取得した場合においては、その贈与者、被相続人又は遺贈者。以下この条において同じ。）の当該資産の取得の時期が財産税調査時期前であるものについては、財産税調査時期及びその財産税評価額

十四　個人が贈与、相続又は遺贈に因り取得した資産（前号の規定に該当するものを除く。）については、贈与者、被相続人又は遺贈者の当該資産の取得の時期及び取得価額

十五　前各号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるものについては、政令で定める時期及び価額

一年以上の期間に渡つて取得した資産の取得価額のしつた額を法人が再評価日前に減価償却資産の帳簿価額に評価した額を取得価額

取得の時期又は取得価額

第三十条　第十七条から第二十条まで又は第二十五条に規定する資産で一年以上の時期にわたつて取得したものについては、当該期間の末日の属する時期をその取得の時期とみなし、当該資産を取得するために要した金額の合計額をその取得価額とみなすことができる。

第三十一条　法人が再評価日前に帳簿価額の減額をした資産（減価償却資産及び株式を除く。）でその帳簿価額の減少額が法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されたものについては、当該資産の取得価額から当該減少額を控除した金額をその取得の時期における取得価額とみなす。

2　法人が再評価日前に帳簿価額の減額をした減価償却資産又は株式でその帳簿価額の減少額が法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されたものについては、その減額をした時（二回以上減額をした場合においては、最後に減額をした時）の属する時期をその取得の時期とみなし、その減額をした直後の帳簿価額をその取得価額とみなす。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

3　前二項の規定は、その帳簿価額の減少額に相当する金額が企業再建整備法に規定する特別損失の計算上同法第三条第一号に掲げる金額として計上された場合又は金融機関再建整備法に規定する確定損として計上された場合における帳簿価額の減額については適用しない。

4　第一項及び第二項の規定は、第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により再評価を行う場合においては、基準日（第六条第一項又は第十四条第一項の規定による再評価を行つた資産については、その再評価の再評価日）後における帳簿価額の減額については適用しない。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

（取得の時期又は取得価額の不明な資産）

第三十二条　個人が財産税調査時期前に取得した減価償却資産（家屋を除く。）で取得の時期又は取得価額の不明なものについては、財産税調査時期をその取得の時期とみなし、その財産税評価額をその取得価額とみ

なす。

得価額の不明な資産

2　法人が財産税調査時期前に取得した土地、土地の上に存する権利又は家屋で取得の時期又は取得価額の不明なものについては、財産税調査時期をその取得の時期とみなし、その財産税評価額をその取得価額とみなす。

第三十三条　前条に規定する資産以外の資産で取得の時期又は取得価額の不明なものの取得の時期及び取得価額については、大蔵省令で定めるところによる。

2　大蔵大臣は、前項の大蔵省令を制定しようとするときは、資産再評価審議会に諮問しなければならない。

財産税評価額のない資産

（財産税評価額のない資産）

第三十四条　財産税調査時期にあつた資産で財産税評価額がないものについては、大蔵省令で定める価額をその財産税評価額とみなす。

2　前条第二項の規定は、前項の大蔵省令について準用する。

〔令〕五

陳腐化した資産等

（陳腐化した資産等）

第三十五条　基準日において陳腐化している資産その他の資産であつてその基準日における価額が当該資産について第十七条から第二十条第一項まで又は第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに、且つ、著しく低いものの再評価額は、これらの規定にかかわらず、大蔵省令で定める金額をこえることができない。

2　第三十三条第二項の規定は、前項の大蔵省令について準用する。

（第二次再評価の場合の陳腐化資産等）

第二次再評価の場合の陳腐化資産等

第三十五条の二　第十三条の二第一項、第十三条の三、第十四条の二又は第十六条の二第一項の規定により再評価を行う場合において、前条第一項に規定する資産の価額が基準日後増加しているときは、当該資産については、第十三条の二第一項、第十三条の三、第十四条の二又は第十六条の二第一項の規定による再評価の再評価日を基準日とみなし、第二十一条の二の規定により算出される再評価額の限度額を第十七条から第二十条第一項まで又は第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額とみなして、前条第一項の規定を適用する。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

〔令〕一、二、三、四、六

第四章　再評価税

（納税義務者）

納税義務者

第三十六条　第六条第一項、第八条第一項（第十条第一項において準用する場合を含む。）、第十三条の二第一項、第十三条の三、第十四条第一項又は第十四条の二の規定により再評価を行つた者、第十五条又は第十六条第五項（第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により再評価を行つたものとみなされた者及び第八条第二項又は第九条第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産を基準日において有していた者は、この法律により再評価税を納める義務がある。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

（課税の対象）

課税の対象

第三十七条　再評価税は、第四十条から第四十三条までに規定する再評価差額について課する。

（納税義務の継承）

納税義務の継承

第三十八条　合併法人は、被合併法人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

2　相続の開始があつた場合においては、相続人は、被相続人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

3　前項の場合において相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付すべき再評価税額は、当該再評価税額を各相続人が相続に因り受けた利益の価額にあん分して計算した額による。この場合において、各相続人は、他の相続人の納付すべき再評価税について、その受けた利益の価額を限度として、連帯納付の責に任ずる。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

非課税法人

（非課税法人）

第三十九条　再評価税は、左の各号に掲げる法人には課さない。

一　昭和二十五年一月一日において法令に当該法人について法人税を課さない旨の規定のある法人

二　宗教法人、法人たる労働組合及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十八条の規定に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体

法人の株式以外の資産についての課税標準

（法人の株式以外の資産についての課税標準）

第四十条　法人が再評価を行つた資産（株式を除く。）についての再評価差額は、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額を控除した金額とする。

2　左の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額（第六条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行つた資産について第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により再び再評価を行つた場合においては、当該金額のうち既にこの項の規定の適用を受け、第六条第一項又は第十四条第一項の規定による再評価の再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に加算された金額を控除した金額）を再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に加算した金額をもつて前項に規定する当該資産の帳簿価額とし

て、同項の規定を適用する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

一　当該資産について再評価日前に減価償却又は帳簿価額の減額をした場合において、その償却額又は減少額のうちに法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額

二　当該資産の最初の帳簿価額がその取得価額に満たない場合においては、その満たない金額

3　左の各号に掲げる場合においては、第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる金額をもつて同項に規定する資産についての再評価差額とする。（同上）

一　企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が再評価を行つた場合において、その再評価を行つた資産について第百条第一項から第三項までの規定により仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上すべき金額があるときは、その金額を当該資産について第一項の規定により計算した金額から控除した金額

二　企業再建整備法の規定による仮勘定を設けていない会社がその有する賠償指定施設又は政令で定める資産で同法に規定する特別損失の計算上同法第三条第一号に掲げる金額として計上した金額があるものについて再評価を行つた場合においては、その金額を当該資産について第一項の規定により計算した金額から控除した金額

4　第六条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行つた資産について第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により計算した金額から控除された金額があるときは、当該資産について企業再建整備法に規定する特別損失の計算上同法第三条第一号に掲げる金額として計上した金額から当該控除された金額を控除した金額を、同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。（昭和二十六年法律第

百四十二号追加）

〔施〕八

（法人の株式についての課税標準）

法人の株式についての課税標準

第四十一条　法人が第六条第一項若しくは第十四条第一項の規定により再評価を行つたものとみなされた株式についての再評価差額は、前条の規定に従い計算した再評価差額とする。但し、左の各号に掲げる株式についてその計算をする場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額を前条第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額とする。

一　第二十三条第一号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、第四十三条第一項第二号の規定に準じて計算した金額

二　第二十三条第二号に規定する事由に該当する場合における旧株及び新株については、第四十三条第一項第三号の規定に準じて計算した金額

三　第二十三条第三号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、第四十三条第一項第四号の規定に準じて計算した金額

四　第二十三条第四号に規定する事由に該当する場合における株式については、政令で定める金額

五　第二十三条第五号に規定する事由に該当する場合における株式については、第四十三条第一項第六号の規定に準じて計算した金額

2　前項第一号から第三号まで又は第五号の規定により第四十三条第一項第二号から第四号まで又は第六号の規定に準じて計算する場合においては、「前条第一項第一号又は第二号の金額」とあるのは、「再評価日の直前における帳簿価額」と読み替えるものとする。

3　第五十二条第二項の規定により譲渡があつたものとみなされた株式についての再評価差額は、第一項の規定にかかわらず、第四十三条第四項の規定に準じて計算した金額とする。この場合において、「第一項に規定する財産税評価額又は取得価額」とあるのは、「再評価日の直前における帳簿価額」と読み替えるものとする。

〔施〕九

（個人の株式以外の資産についての課税標準）

個人の株式以外の資産についての課税標準

第四十二条　個人が第八条第一項（第十条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第十六条の規定により再評価を行つた減価償却資産についての再評価差額は、当該資産の再評価額から左の各号に掲げる金額を控除した金額とする。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

一　財産税調査時期前に取得した資産については、当該資産の財産税評価額

二　財産税調査時期後に取得した資産については、当該資産の取得価額

2　個人が第八条第一項の規定による再評価を行わなかつた資産について第十三条の三又は第十六条の二第一項の規定により再評価を行つた場合における当該資産についての再評価差額は、前項各号に掲げる金額から基準日以後再評価日までの期間に応じて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額を当該資産の再評価額から控除した金額とする。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

3　個人が第八条第一項の規定により再評価を行つた資産について第十三条の三又は第十六条の二第一項の規定により再び再評価を行つた場合における当該資産についての再評価差額は、第八条第一項の規定により行つた再評価の再評価額からその再評価日以後第十三条の三又は第十六条の二第一項の規定による再評価の再評価日までの期間に応じて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金

額を当該再評価の再評価額から控除した金額とする。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

4　第八条第一項又は第十三条の三の規定による再評価を行わなかつた家屋で第八条第二項の規定により再評価が行われたものとみなされたもの又は第九条第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産（株式を除く。）についての再評価差額は、当該資産の再評価額から第一項各号に掲げる金額（所得税法第十条の六に規定する資産については、基準日から当該資産について譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた日までの期間に応じて大蔵省令で定めるところにより計算した減価の価額との合計額）を控除した金額とする。但し、当該資産（当該資産について基準日後改良又は増設が行われた場合においては、その改良又は増設の部分を除く。）の譲渡価額（譲渡のために経費を要したときは、その経費を控除した金額。以下同じ。）又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該資産の再評価額（所得税法第十条の六に規定する資産については、本文に規定する減価の価額を控除した金額）に満たない場合における当該資産についての再評価差額は、当該譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額から第一項各号に掲げる金額を控除した金額とする。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

5　個人が第八条第一項又は第十三条の三の規定により再評価を行つた家屋について第八条第二項の規定により再評価が行われたものとみなされた場合における当該家屋についての再評価差額は、第二十六条に規定する再評価額から第一項各号に掲げる金額と前項本文に規定する減価の価額及び第八条第一項又は第十三条の三の規定により行つた再評価に係る再評価差額（当該家屋について第八条第一項及び第十三条の三の規定により再評価を行つた場合においては、これらの規定による再評価に係る再評価差額の合計額。以下同じ。）との合計額を控除した金額とする。但し、当該家屋（当該家屋について基準日後改良又は増築が行われた場合においては、その改良又は増築の部分を除く。）の譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該家屋について第二十六条の規定による再評価額から前項本文に規定する再評価差額を控除した金額に満たない場合における当該家屋についての再評価差額は、当該譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額から第一項各号に掲げる金額と第八条第一項又は第十三条の三の規定により行つた再評価に係る再評価差額との合計額を控除した金額とする。（同上）

6　第四項但書又は前項但書の場合において、著しく低い価額の対価で資産の譲渡があつたときは、その譲渡があつた時における価額を当該資産の譲渡価額とみなす。（同上）

〔規〕二

（個人の株式についての課税標準）

個人の株式についての課税標準

第四十三条　第九条第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた株式についての再評価差額は当該株式の再評価額からその取得の時期が財産税調査時期の前であるか後であるかに応じて当該株式についての前条第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額を控除した金額とする。但し、左の各号に掲げる株式についてその計算をする場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額をその財産税評価額とする。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

一　財産税調査時期前に取得した株式で財産税調査時期後において未払込株金の払込をしたものについては、左の算式により計算した金額

前条第一項第一号の金額＋当該払込金額

二　第二十二条第一項第四号又は第二十三条第一号に規定する事由に該当する場合における旧株及び新株については、左の算式により計算した金額

イ　旧株の払込金額と新株の払込金額とが等しいとき、又は旧株若しくは新株が無額面株式であるときは、

旧株の前条第一項第二号の金額＋（新株について払い込んだ金額／旧株1株当り新株引受数）×旧株1株当り新株引受数
1＋旧株1株当り新株引受数

ロ　旧株の払込金額と新株の払込金額とが異るときは、旧株又は新株に応じて、

旧株の前条第一項第二号の金額＋（新株について払い込んだ金額×旧株1株当り新株引受数／旧株の払込金額＋（新株について払い込んだ金額×旧株1株当り新株引受数））×旧株の払込金額

三　第二十二条第一項第五号又は第二十三条第二号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ　第二十二条第一項第五号イ又は第二十三条第二号イに規定する事由に該当するときは、

被合併法人の株式の前条第一項第二号の金額／被合併法人の株式1株当り交付株式数

ロ　第二十二条第一項第五号ロ又は第二十三条第二号ロに規定する事由に該当するときは、

被合併法人の株式の前条第一項第二号の金額／被合併法人の株式1株当り交付金額

被合併法人の株式1株当り交付株式数

四　第二十三条第三号に規定する合併法人の株式については、左の算式により計算した金額（ニ2に規定する株式については、ニ2に掲げる金額）

イ　同号イに規定する事由に該当するときは、

被合併法人の株式の前条第一項第二号の金額／被合併法人の株式1株当り交付株式数

ロ　同号ロ1又は同号ロ2に規定する事由に該当するときは、

被合併法人の株式の前条第一項第二号の金額／被合併法人の株式1株当り交付株式数

ハ　同号ハに規定する事由に該当するときは、

被合併法人の株式の前条第一項第二号の金額＋被合併法人の株式1株当り株式割当金額／被合併法人の株式1株当り交付株式数

ニ　同号ニに規定する事由に該当する場合において、

1　合併法人の株式の価額（第九条第五項に規定する株式の価額をいう。以下この号において同じ。）が被合併法人の株式についての前条第一項第二号の金額に等しいか、又はこれをこえるときは、

被合併法人の株式の前条第一項第二号の金額／被合併法人の株式1株当り交付株式数

2　合併法人の株式の価額と交付を受けた金銭の額との合計額が被合併法人の株式についての前条第一項第一号又は第二号の金額を超えるときは、

被合併法人の株式の前条第一項第二号の金額／被合併法人の株式1株当り交付株式数

五　第二十二条第一項第六号又は第二十三条第四号に規定する事由に該当する場合における株式について

は、政令で定める金額

六　第二十二条第一項第三号から第六号まで又は第二十三条第一号から第四号までに規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に応じて順次前各号の規定を適用して計算した金額（この場合においては、第二回以後の計算の際は、前回の計算により得た金額を前条第一項第一号又は第二号の金額として計算するものとする。）

2　第九条第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた株式の譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該株式の再評価額に満たない場合においては、当該株式についての再評価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額から同項に規定する財産税評価額又は取得価額を控除した金額とする。

3　前条第六項の規定は、前項の譲渡価額について準用する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

4　第九条第三項の規定により譲渡があつたものとみなされた株式についての再評価差額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該株式について取得した金銭の額及び金銭以外の財産の価額（株式については、第九条第五項に規定する価額）の合計額（数回にわたつて取得した場合においては、その累計額）が当該株式についての第一項に規定する財産税評価額又は取得価額をこえる金額のうちその取得した金銭の額と金銭及び株式以外の財産の価額とから成る部分で、所得税法第五条第一項各号又は第十条の二第三項各号の規定により利益の配当又は剰余金の分配及び同法第九条第一項第八号に規定する譲渡所得とみなされる金額以外の金額とする。但し、第九条第三項の規定により譲渡があつたものとみなされた後において当該株式について譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合における当該株式についての再評価差額は、当該株式について第一項又は第二項の規定により計算した再評価差額から本文の規定による再評価差額を控除した金額とする。（同

上）

〔施〕十

（税率）

税　率　**第四十四条**　再評価税の税率は、再評価差額の百分の六とする。

第五章　再評価の申告

（法人の再評価の申告）

法人の再評価の申告

第四十五条　第六条第一項の規定により再評価を行つた法人は、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内（再評価日が昭和二十五年八月三十一日以前である場合において、再評価日を含む事業年度終了の日が同年九月一日以後であるときは、同年八月三十一日まで）に、その再評価を行つた資産について、再評価額の合計額、再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　第十四条第一項の規定により再評価を行つた法人は、その再評価日から二月以内に、その再評価を行つた資産について、前項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　前二項の規定による申告書の提出期限が昭和二十五年七月三十一日前である場合において、当該法人が同年五月十五日までに納税地の所轄税務署長に申告書の提出の延期の届出をしたときは、当該法人は、同年七月三十一日まで当該申告書の提出を延期することができる。

4　第一項又は第二項の申告書には、大蔵省令で定めるところにより、その再評価を行つた資産について再評価額、再評価差額、再評価税額及び再評価額の限度額及びこれらの額の算出に関し必要な事項並びに再評価を行わなかつた有形減価償却資産及び土地について第十七条、第十九条又は第二十一条に規定する再評価額

の限度額に相当する金額及びその金額の算出に関し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村（都の特別区の存する区域にあつては特別区、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市にあつてはその市の区。以下同じ。）ごとに別紙に記載した明細書及びその写を添付しなければならない。

5　第一項又は第二項の規定により申告書を提出しなければならない法人が申告書の提出前に合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、前四項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

6　第二十四条第二項の規定は、第一項の事業年度について準用する。

7　第六条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行うことができる法人で昭和二十五年八月三十一日までにこれらの規定により再評価を行わなかつたものは、同日までに、再評価を行わない旨を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、大蔵省令で定めるところにより、基準日において当該法人が有していた有形減価償却資産及び土地について第十七条、第十九条又は第二十一条に規定する再評価額の限度額に相当する金額及びその金額の算出に関し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村ごとに別紙に記載した書類及びその写を添付しなければならない。

8　税務署長は、第四項（第五項において準ずる場合を含む。）の規定による明細書又は前項後段の規定による書類の提出があつた場合においては、その写に誤がない旨を確認して、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、地方財政委員会又は当該資産の所在する市町村の長に送付しなければならない。

〔規〕三、四、五、六

〔令〕四

法人の第二次再評価の申告

（法人の第二次再評価の申告）

第四十五条の二　第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により再評価を行つた法人は、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内（第十三条の二第二項に規定する政令で定める事業を営む法人を除く外、再評価日を含む事業年度終了の日が昭和二十六年十月一日以後であるときは、同年十一月三十日まで）に、その再評価を行つた資産について、前条第一項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

2　前項の申告書には、その再評価を行つた資産について、前条第四項に規定する事項を記載した明細書を添付しなければならない。（同上）

3　第一項の規定により申告書を提出しなければならない法人が申告書の提出前に合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。（同上）

4　第二十四条第二項の規定は、第一項の事業年度について準用する。（同上）

個人の減価償却資産の再評価申告

（個人の減価償却資産の再評価申告）

第四十六条　第八条第一項又は第十六条第一項の規定による再評価を行つた個人は、昭和二十五年八月三十一日まで（第十六条第一項の規定により再評価を行う場合において、当該個人が相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日が同年五月一日以後であるときは、その知つた日から四月以内）に、その再評価を行つた資産について、再評価額の合計額、再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、第八条第一項の規定により、再評価を行つた資産についての基準日が同年七月一日以後である場合においては、その基準日の属する年の翌年二月末日までに、これを提出しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　第十条第一項において準用する第八条第一項の規定により再評価を行つた個人は、その再評価を行つた資産をその事業の用に供した日の属する年の翌年二月一日から同月末日までに、当該資産について、前項に規

定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（同上）

3　第十六条第二項又は第三項の規定により再評価を行つた個人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日。以下この条において同じ。）までに、その再評価を行つた資産について、第一項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（同上）

4　第四十五条第四項の規定は、前三項の申告書の提出について準用する。但し、前三項の申告書には、明細書の写の添付を要しない。（同上）

5　第一項から第三項までの規定により申告書を提出しなければならない者が申告書の提出前に死亡した場合においては、相続人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日までに、前四項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

6　第八条第一項（第十条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第十六条の規定により再評価を行つた個人が第九十一条の規定による納税管理人の申告をしないで第一項から第三項までの規定による申告書の提出期限前にこの法律の施行地に現住しないこととなる場合においては、その現住しないこととなる日までに、第一項から第四項までの規定に準じて申告書を提出しなければならない。

7　第四十五条第八項の規定は、第四項（第五項において準ずる場合を含む。）において準用する第四十五条第四項の規定により第一項の申告書に添付する明細書の写について準用する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

〔規〕七

〔令〕四

（個人の減価償却資産の第二次再評価の申告）

個人の減価償却資産の第二次再評価の申告

第四十六条の二　第十三条の三又は第十六条の二第一項の規定により再評価を行つた個人は、昭和二十六年九月三十日まで（第十六条の二第一項の規定により再評価を行う場合において、当該個人が相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日が同年六月一日以後であるときは、その知つた日から四月以内）に、その再評価を行つた資産について、前条第一項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

2　第四十五条の二第二項の規定は、前項の申告書の提出について準用する。（同上）

3　前条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により申告書を提出しなければならない個人について準用する。（同上）

〔規〕七

（個人の減価償却資産以外の資産の再評価の申告）

個人の減価償却資産以外の資産の再評価の申告

第四十七条　第八条第二項又は第九条第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産については、当該資産を譲渡し、又は贈与した個人は、その譲渡し、又は贈与した日の属する年の翌年二月一日から同月末日までに、当該資産の相続又は遺贈があつた場合における当該個人の相続人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日）までに、当該資産について、再評価額、再評価差額及び再評価税額（当該資産が二以上ある場合においては、これらの額の合計額）並びに大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　第九条第四項の規定の適用がある場合において、その年中に二回以上当該株式について譲渡があつたものとみなされるときは、前項の申告書には、当該株式について、再評価額とともに、その年中において取得し

た同項に規定するこえる金額に相当する金銭並びに金銭及び株式以外の財産の額に対応する再評価差額及び再評価税額を記載しなければならない。

3　第四十五条第四項の規定は、第一項の申告書の提出について準用する。

4　第四十六条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により申告書を提出しなければならない者について準用する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

〔規〕八

〔令〕四

（修正申告書）

修正申告書

第四十八条　第四十五条若しくは第四十五条の二の規定により申告書を提出した法人又は第四十六条若しくは第四十六条の二の規定により申告書を提出した個人は、その申告書又はこれに添付した明細書に記載した再評価額が第三章に規定する限度額をこえている場合又は再評価差額の計算に誤がある場合においては、これらの申告書の提出期限から六月以内に限り、これらの申告書について第六十九条の規定による更正の通知があるまでは、これらの申告書又は明細書の記載事項のうち修正すべき事項及び大蔵省令で定める事項を記載した修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　前項の場合において、第三章に規定する限度額をこえている再評価額を修正するときは、その修正申告書に記載すべき再評価額は、その限度額に相当する金額としなければならない。

3　前条の規定により申告書を提出した個人は、その申告書又はこれに添付した明細書に記載した事項に誤がある場合においては、その申告書について第六十九条の規定による更正の通知があるまでは、その申告書又は明細書の記載事項のうち修正すべき事項及び大蔵省令で定める事項を記載した修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

4　第一項又は前項の修正申告書には、大蔵省令で定めるところにより、再評価額、再評価差額又は再評価税額の修正に関し必要な事項を記載した明細書を添付しなければならない。

5　第一項の規定により修正申告書を提出することができる法人が修正申告書を提出しないで合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、第一項、第二項及び前項の規定に準じて修正申告書を提出することができる。

6　第一項又は第三項の規定により修正申告書を提出することができる個人が修正申告書を提出しないで死亡した場合においては、相続人は、第一項から第四項までの規定に準じて修正申告書を提出することができる。

〔規〕九、十

〔令〕四

（申告書提出期限の延長）

申告書提出期限の延長

第四十九条　国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり、通信交通の困難その他やむを得ない事由があると認めるときは、地域及び期日を指定して、第四十五条から第四十七条までに規定する申告書の提出期限を延長することができる。

2　国税庁長官は、前項の指定をしたときは、これを告示する。

3　税務署長は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、納税義務者の申請により、期日を指定し、第四十五条から第四十七条までに規定する申告書の提出期限を延長することができる。

4　前項の規定の適用を受けようとする者は、その事由を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（再評価の失効）

第五十条　第六条第一項、第八条第一項、第十三条の二第一項、第十三条の三、第十四条第一項、第十四条の二、第十六条又は第十六条の二第一項の規定により再評価を行つた法人又は個人が第四十五条から第四十六条の二までの規定による申告書をこれらの規定による提出期限までに提出しない場合においては、その再評価は、再評価日にさかのぼつてその効力を失う。その行つた再評価に係る再評価額がこれらの規定により提出した申告書又はこれに添付した明細書に記載した再評価額をこえる場合において、そのこえる金額に係る部分の再評価についても同様とする。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

再評価の失効

第六章　再評価税の納付

（法人の減価償却資産についての再評価税の納付）

法人の減価償却資産についての再評価税の納付

第五十一条　減価償却資産について再評価を行つた法人は、当該資産についての再評価税額のうちそれぞれ左の各号に掲げる金額の再評価税を、再評価日を含む事業年度から再評価日以後三年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内（第四十五条第三項（同条第五項において準ずる場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度分については、昭和二十五年七月三十一日まで）に、国に納付しなければならない。

一　再評価日を含む事業年度及びこれに続く事業年度（法人税法第九条第六項に掲げる法人については、再評価日から一年を経過した日の前日までに終了するものに限る。）分については、当該再評価税額の二分の一に相当する税額に当該事業年度の月数（再評価日が事業年度開始の日でない場合においては、再評価日を含む事業年度分については、再評価日から当該事業年度の末日までの月数）を乗じて算出した金額を十二分した金額

二　再評価日が事業年度開始の日でない場合（法人税法第九条第六項に掲げる法人については、再評価日が事業年度開始の日である場合を含む。）において、再評価日から一年を経過した日を含む事業年度については、当該再評価税額の二分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後一年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額と、当該再評価税額の四分の一に相当する税額に再評価日以後一年を経過した日から当該年度の末日までの月数を乗じて算出した金額との合計額を十二分した金額

三　前二号及び第四号に規定する事業年度以外の事業年度分については、当該再評価税額の四分の一に相当する税額に当該事業年度の月数を乗じて算出した金額を十二分した金額

四　再評価日が事業年度開始の日でない場合において、再評価日から三年を経過した日を含む事業年度分については、当該再評価税額の四分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後三年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額を十二分した金額

五　前各号の規定により計算した金額の合計額が当該再評価税額に満たない場合における再評価日から三年を経過した日の前日を含む事業年度分については、前二号の規定にかかわらず、前二号の規定により計算した金額にその満たない金額を加算した金額

2　前項各号の月数を計算する場合において、端数があるときは、十五日以下の端数は切り捨てて、十六日以上の端数は切り上げて計算するものとする。

3　第六条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行つた減価償却資産で第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により再び再評価を行つたものについての再評価税の納付については、第六条第一項又は第十四条第一項の規定による再評価に係る再評価税額及び第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定による再評価に係る再評価税額につき各別に第一項の規定を適用する。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

4　法人が再評価を行つた減価償却資産（当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人が再評価を行つた減価償却資産を含む。）を譲渡し、又は贈与した場合において、当該資産についての再評価税額のうちその譲渡し、又は贈与した日までに第一項の規定による納期がまだ到来していない税額（第五十六条の規定により納付が延期されている税額を含む。）があるときは、当該法人は、第一項の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、その譲渡し、又は贈与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

5　第二十四条第二項の規定は、第一項及び前項の事業年度について準用する。（同上）

6　法人の事業年度が六月に満たない場合及び再評価を行つた法人が合併に因り消滅した場合における第一項の規定の特例については、政令で定める。（同上）

〔施〕十一、十一の二

法人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付

（法人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付）

第五十二条　減価償却資産以外の資産について再評価を行つた法人（その合併法人を含む。）は、当該資産についての再評価税を、当該資産を譲渡し、又は贈与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。但し、昭和三十四年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに当該資産を譲渡又は贈与しない法人は、当該資産についての再評価税を、当該事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　法人が再評価を行つた株式（第十五条の規定により再評価を行つたものとみなされた株式及び当該法人が合併法人である場合においては被合併法人が再評価を行い、又は同条の規定により行つたものとみなされる株式を含む。以下同じ。）について、再評価日以後株式の消却に因り、発行法人の資本の減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、金銭及び金銭以外の財産を取得した場合（株式のみを取得した場合を除く。）において、当該金銭の額及び財産の価額（当該財産が株式であるときは、第九条第五項に規定する価額。以下この項において同じ。）の合計額（数回にわたつて当該金銭又は財産を取得した場合においては、その累計額。以下この項において同じ。）が第四十一条第一項に規定するその再評価を行つた株式についての再評価日の直前における帳簿価額をこえるときは、前項の規定の適用については、当該株式について譲渡があつたものとみなす。この場合において、昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度（当該事業年度開始の日前に第九条第一項の規定により同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた法人については、その組み入れた日を含む事業年度）終了の日までに発行法人の残余財産の分配が完了せず、且つ、その取得した金銭の額及び財産の価額の合計額が当該株式についての再評価額に満たないときは、同日においてその満たない金額に相当する額の金銭を取得したものとみなす。（同上）

3　前項の場合において、そのこえる金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を二以上の事業年度にわたつて取得したときは、各事業年度において取得した金額に対応する税額の当該株式についての再評価税額を、当該各事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。

4　前二項の規定は、法人が再評価を行つた株式が昭和二十五年三月三十一日以前に解散した法人又は同日以前に合併に因り消滅した法人の発行していたものである場合においては適用しない。

5　第二十四条第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。

〔施〕十一の二

（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）

個人の減価償却資産について再評価を行つた個人の再評価税の納付

第五十三条　第八条第一項の規定により減価償却資産について再評価を行つた個人又は第十六条第一項若しくは第三項の規定により減価償却資産について再評価を行つた相続人でその相続の開始があつた日が昭和二十五年三月三十一日以前である者は、当該資産についての再評価税額の五分の一に相当する金額の再評価税を、昭和二十六年（第四十六条第二項（同条第五項において準ずる場合を含む。）の規定による申告書の提出期限が昭和二十七年以後である場合においては、その提出期限の属する年）から五年間、毎年二月一日から同月末日までの間において、国に納付しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　第十三条の三の規定により減価償却資産について再評価を行つた個人は、当該資産についての再評価税額の五分の一に相当する金額の再評価税を、昭和二十七年から五年間、毎年二月一日から同月末日までの間において、国に納付しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

3　前二項に規定する個人又は相続人が再評価を行つた減価償却資産について再評価日以後譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合において、当該資産についての再評価税のうちその譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた日までにこれらの規定による納期がまだ到来していない税額（第五十八条の規定により納付が延期されている税額を含む。）があるときは、当該個人若しくは相続人又はこれらの相続人は、前項の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、左の各号に掲げる期間内に、国に納付しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

一　譲渡又は贈与があつた場合においては、譲渡又は贈与があつた日の属する年の翌年二月一日から同月末日まで

二　相続又は遺贈があつた場合においては、相続人が相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日前であるときは、同日）まで

4　第十六条又は第十六条の二第一項の規定により再評価を行つた相続人（第一項に規定する相続人を除く。）は、その再評価を行つた減価償却資産についての再評価税を、第四十六条第一項、第三項若しくは第五項又は第四十六条の二第一項に規定する申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。（同上）

5　第四十六条第六項（第四十六条の二第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により申告書を提出した個人は、前四項の規定にかかわらず、再評価を行つた減価償却資産についての再評価税を第四十六条第六項の規定による申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。（同上）

〔施〕　十一の二

（個人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付）

個人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付

第五十四条　第八条第二項又は第九条第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産を譲渡し、若しくは贈与した個人又は当該資産の相続若しくは遺贈があつた場合における当該個人の相続人は、当該資産についての再評価税を、第四十七条第一項又は同条第四項において準用する第四十六条第五項の規定による申告書の提出期限まで（その申告書の提出期限後に申告書を提出した場合においては、その提出の日）に国に納付しなければならない。

2　第四十七条第四項において準用する第四十六条第六項の規定により申告書を提出した個人は、前項の規定にかかわらず当該資産についての再評価税を、第四十六条第六項の規定による申告書の提出期限までに国に納付しなければならない。

〔施〕　十一の二

（修正申告書を提出した場合の再評価税の納付）

修正申告書を提出した場合の再評価税の納付

第五十五条　第四十八条の規定により修正申告書を提出した場合において、当該修正申告書の提出に因り再評

価税の税額が増加したときは、当該修正申告書を提出した法人又は個人は、増加した税額の再評価税を、当該修正申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

書を提出した場合の再評価税の納付

2　前項の場合において、当該修正申告書の提出に因り増加する前の再評価税額のうち第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定による納期が当該修正申告書の提出の日までにまだ到来していない税額があるときは、当該修正申告書を提出した者は、その増加した税額をこれらの規定による納期において納付すべき増加する前の再評価税額にあん分して、すでに到来している納期に係る分のその増加した税額については前項の規定により、まだ到来していない納期に係る分のその増加した税額については、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該納期（第五十一条第四項又は第五十三条第三項の規定による納期を含む。）において、国に納付しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

3　第六条第一項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行つた減価償却資産で第十三条の二第一項、第十三条の三又は第十四条の二の規定により再び再評価を行つたものについて第四十八条の規定による修正申告書の提出に因り増加した税額の再評価税の納付については、第六条第一項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定による再評価に係る再評価税額及び第十三条の二第一項、第十三条の三又は第十四条の二の規定による再評価に係る再評価税額につき各別に前項の規定を適用する。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

〔施〕十一の二

（法人の減価償却資産についての再評価税の延納）

法人の減価償却資産についての再評価税の納付

第五十六条　減価償却資産についての再評価税を納付する法人は、第五十一条第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内（第四十五条第三項の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日が昭和二十五年七月三十一日前であるときは、当該事業年度分については、同日まで。以下この条において同じ。）に納付すべき再評価税額の合計額（前条第二項に規定する修正申告書の提出の日までにまだ到来していない納期に係る分の増加した税額を含み、前事業年度終了の日から二月以内に納付すべき税額でこの条の規定によりその納付が延期されている税額がある場合においては、当該税額との合計額とする。以下この条において同じ。）が当該事業年度の償却前利益金額又は当該事業年度の再評価後法定償却範囲額のうちいずれか少い金額から当該事業年度の再評価前法定償却範囲額を控除した金額に百分の三十五を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる金額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができる。

2　第五十一条第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内に減価償却資産についての再評価税を納付しなければならない法人の当該事業年度の償却前利益金額がない場合又は当該償却前利益金額が当該事業年度の再評価前法定償却範囲額に満たない場合においては、当該法人は、同項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額の範囲内の金額の税額について、当該事業年度の翌事業年度終了の日から二月を経過した日の前日まで、その納付を延期することができる。

3　第六条第一項又は第十四条第一項の規定により減価償却資産について再評価を行つた法人が第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により減価償却資産について再び再評価を行つた場合においては、第六条第一項又は第十四条第一項の規定による再評価に係る再評価税額と第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定による再評価に係る再評価税額との合計額について、前二項の規定を適用する。（昭和二十六年法律百四十二号追加）

4　前三項の規定は、当該事業年度が昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度である場合においては適用し

ない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

5　第一項及び第二項の規定は、当該事業年度分の法人税法の規定による所得について同法第二十五条の規定による青色申告書を提出しない法人については適用しない。（同上）

6　第一項又は第二項の規定により再評価税の納付を延期しようとする法人は、当該事業年度終了の日から二月以内に、当該事業年度の償却前利益金額、再評価後法定償却範囲額及び再評価前法定償却範囲額、第五十一条第一項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額並びに第一項又は第二項の規定により納付を延期しようとする再評価税額に関する明細書を添付して、納付を延期しようとする旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。（同上）

7　前項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合においては、その届出をした法人は、その過大である再評価税額について第六十四条の規定による督促を受けるまでは、前項の明細書の記載事項のうち修正すべき事項を記載した明細書を添付して、同項の届出を修正する旨を納税地の所轄税務署長に届け出ることができる。この場合においては、同項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額のうちその修正に因り過大となつた税額を、その修正の届出と同時に国に納付しなければならない。（同上）

8　第二十四条第二項の規定は、第一項第二項及び第四項から第六項までの事業年度について準用する。（同上）

〔施〕十一の二

償却前利益金額（法人）

第五十七条　前条において「償却前利益金額」とは、法人税法の規定による当該事業年度の総損金（同法第九条第五項に規定する損金を除く。以下この項において同じ。）から当該事業年度の固定資産の償却額で同法の規定により所得の計算上損金に算入される金額を控除した金額を同法の規定による当該事業年度の総益金から控除した金額をいう。この場合において、当該事業年度分について同法第二十九条から第三十一条までの規定による更正又は決定があるときは、その更正又は決定に係る所得の計算の基礎となる総損金及び総益金による。

2　前項の償却前利益金額は、法人税法第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）本文の規定の適用を受ける法人については、事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、前事業年度の償却前利益金額（当該事業年度開始の日から七月を経過した日以後あつた同法第二十九条から第三十一条までの規定による更正又は決定については、前項後段の規定を適用しないで計算した償却前利益金額）に六を乗じて前事業年度の月数で除して得た金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、当該金額を当該事業年度について前項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とし、法人税法第十九条第一項但書又は第二十条第一項の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、当該期間について前項の規定により計算した償却前利益金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、当該償却前利益金額を当該事業年度について同項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とする。

3　前項の月数は、暦に従つて計算し、端数があるときは、これを切り捨てる。

4　前条において「再評価後法定償却範囲額」とは、法人税法の規定（再評価を行つた減価償却資産について は、同法及び第百二十一条の規定）により当該事業年度の所得の計算上損金に算入することができるものとして定められた減価償却資産の償却範囲額をいい、「再評価前法定償却範囲額」とは、基準日において当該法人（当該法人が合併法人である場合に於いてはその被合併法人を含む。）が有していた減価償却資産について、再評価日（当該法人について再評価日が二以上あるときは、その最初の再評価日）の直前における帳

簿価額（第四十条第二項の規定の適用がある資産については、同項各号に掲げる金額を加算した額。以下第百四条において同じ。）に基いて法人税法の規定による所得の計算上損金に算入することができる償却範囲額を当該事業年度の期間に応じて計算した金額をいう。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

5　第二十四条第二項の規定は、前項の事業年度について準用する。

（個人の減価償却資産についての再評価税の延納）

個人の減価償却資産についての再評価税の延納

第五十八条　減価償却資産についての再評価税を納付する個人は、第五十三条第一項又は第二項の規定により毎年二月一日から同月末日までに納付すべき再評価税額の合計額（第五十五条第二項に規定する修正申告書の提出の日までにまだ到来していない納期に係る分の増加した税額を含み、前年二月一日から同月末日までに納付すべき税額でこの条の規定によりその納付が延期されている税額がある場合においては、当該税額との合計額とする。以下この条において同じ。）がその前年の償却前利益金額又はその前年の再評価後法定償却範囲額のうちいずれか少い金額から再評価前法定償却範囲額を控除した金額に百分の三十五を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる金額の範囲内の金額の税額について、その翌年二月一日から同月末日まで、その納付を延期することができる。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　第五十三条第一項又は第二項の規定により毎年二月一日から同月末日までに減価償却資産についての再評価税を納付しなければならない個人のその前年の償却前利益金額がない場合又は当該償却前利益金額がその前年の再評価前法定償却範囲額に満たない場合においては、当該個人は、これらの規定によりその年二月一日から同月末日までに納付すべき再評価税額の合計額の範囲内の金額の税額について、その翌年二月一日から同月末日まで、その納付を延期することができる。（同上）

3　第八条第一項の規定により再評価を行つた個人が第十三条の三の規定により再び再評価を行つた場合においては、第八条第一項の規定による再評価に係る再評価税額と第十三条の三の規定による再評価に係る再評価税額との合計額について前二項の規定を適用する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

4　前三項の規定は、その年が昭和三十二年である場合においては、適用しない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

5　第一項及び第二項の規定は、その前年分の所得税法の規定による所得について同法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出しない個人については適用しない。（同上）

6　第一項又は第二項の規定により再評価税の納付を延期しようとする個人は、その年二月一日から同月末日までに、前年の償却前利益金額、前年の再評価後法定償却範囲額、再評価前法定償却範囲額、第五十三条第一項又は第二項の規定によりその年二月一日から同月末日までに納付すべき再評価税額の合計額及び第一項又は第二項の規定により納付を延期しようとする再評価税額に関する明細書を添付して納付を延期しようとする旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。（同上）

7　第五十六条第七項の規定は、前項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合について準用する。（同上）

（施）　十一の二

償却前利益金額（個人）

第五十九条　前条において「償却前利益金額」とは、当該資産がその用に供されている事業に係る所得税法の規定によるその年分の必要な経費からその年分の固定資産の償却額で同法の規定により所得の計算上必要な経費に算入される金額を控除した金額を当該事業から生じた同法の規定によるその年分の総収入金額から控除した金額をいう。この場合において、その年分について同法第四十六条の規定による更正があるときは、その更正に係る所得の計算の基礎となる必要な経費及び総収入金額による。

2　前条において「再評価後法定償却範囲額」とは、「所得税法の規定（再評価を行つた減価償却資産については、同法及び第百二十一条の規定）によりその年分の所得の計算上必要な経費に算入することができるものとして定められた減価償却資産の償却額をいい、「再評価前法定償却範囲額」とは、基準日において当該個人（その被相続人を含む。）が有していた減価償却資産について、再評価日（当該個人について再評価日が二以上あるときは、その最初の再評価日）の直前における評価額に基いて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入することができる償却額をその年における前項の事業から生ずる所得の計算の期間に応じて計算した金額をいう。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

〔施〕十一の二

（相続の場合の再評価税の年賦延納）

相続の場合の再評価税の年賦延納

第六十条　相続又は遺贈に因り第五十三条第三項若しくは第四項又は第五十四条第一項の規定により再評価税を納付しなければならない相続人は、その納付しなければならない再評価税額の合計額が三万円以上で、且つ、一時に納付することを困難とする場合においては、納税地の所轄税務署長の許可を受けて、その納付を困難とする金額を限度として、三年以内の年賦延納をすることができる。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　前項の規定により許可を受けようとする者は、第五十三条第三項若しくは第四項又は第五十四条第一項の規定による納期限までに、その納付を困難とする事由、延納の年限、延納年割額その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。（同上）

3　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、これを提出した者が第一項の事由に該当すると認めるときは、当該申請書に記載された延納の年限及び延納年割額により、又はこれらを変更して許可することができる。

4　税務署長は、前項の規定により年賦延納を許可する場合においては、その各年における納期を指定する。

5　税務署長は、第三項の規定による年賦延納の許可を受けた者が延納年割額をこえて再評価税を納付することが困難でなくなつたと認める場合においては、その許可を受けた者の弁明を聞いた上、その納付が困難でなくなつた金額を限度として、その許可を取り消し、延納年割額を変更し、又は延納の年限を短縮することができる。この場合においては、税務署長は、前項の規定により指定した納期を変更することができる。

6　税務署長は、第一項の規定による延納を許可し、若しくは許可せず、又は前項の規定により延納の許可を取り消し、延納年割額を変更し、若しくは延納の年限を短縮した場合においては、当該再評価税を納付しなければならない者にその旨を通知する。

7　第一項の規定の適用については、第六十三条第二項の規定により連帯納付の責に任ずる受遺者を相続人とみなす。

〔施〕十一の二

〔規〕十一

（再評価積立金の資本組入れの場合の再評価税の納付）

再評価積立金の資本組入れの場合の再評価税の納付

第六十一条　法人が第百九条第一項の規定により同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた場合において、第五十一条又は第五十二条の規定により納付すべき再評価税のうちその組み入れた日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日までにこれらの規定による納期がまだ到来していない税額（第五十六条の規定によりその納付が延期されている税額を含む。）があるときは、当該法人は第五十一条又は第五十二条の規定にかかわらず、当該税額の再評価税を、

その組み入れた日を含む事業年度終了の日から六月以内に、国に納付しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

〔施〕十一の二

（再評価資産の譲渡等の場合の届出）

再評価資産の譲渡等の場合の届出

第六十二条　第五十一条第四項、第五十二条第一項又は前条の場合においては、当該法人（その合併法人を含む。）は、これらの規定に規定する納期限までに、再評価を行つた資産（等十五条の規定により再評価を行つたものとみなされた株式を含む。）について譲渡若しくは贈与があつた旨又は再評価積立金を資本に組み入れた旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　第五十三条第三項の場合においては、当該個人若しくは相続人又はこれらの相続人は、同項に規定する納期限までに、再評価を行つた減価償却資産について譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。（同上）

（清算人等の責任）

清算人等の責任

第六十三条　法人が解散した場合において、再評価税を納付しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その再評価税については、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者は、連帯納付の責に任ずる。但し、清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。（昭和二十六年法律第七十八号改正）

2　前項但書の規定は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第二十九条の規定の適用を妨げない。（昭和二十六年法律第七十八号追加）

3　受贈者又は受遺者（包括受遺者を除く。）は、贈与者又は遺贈者（とけらの者の相続人を含む。）の納付しなければならない当該贈与又は遺贈した資産についての再評価税について、贈与又は遺贈に因り受けた利益の価額を限度として、連帯納付の責に任ずる。（昭和二十六年法律第七十八号本項繰下）

（再評価税の督促）

再評価税の督促

第六十四条　再評価税の納税義務者が第五十一条から第五十六条まで、第五十八条、第六十条又は第六十一条に規定する納期限内に再評価税を完納しなかつた場合においては、納税地の所轄税務署長は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九条の規定により督促する。

第七章　更正及び決定

（再評価額等の更正）

再評価額等の更正

第六十五条　第四十五条から第四十八条まで、第八十四条第二項、第八十五条第四項、第八十六条第二項又は第八十八条第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、納税地の所轄国税局長又は税務署長は、その申告書又はこれに添付された明細書に記載された再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額について左の各号に掲げる場合の一に該当すると認めるときは、その調査により、再評価額、再評価差額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額を更正する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

一　第四十五条から第四十六条の二まで又は第四十八条第一項（同条第五項又は第六項において準ずる場合を含む。）の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された再評価額が第三章に規定する限度額をこえている場合

二　第四十七条又は第四十八条第三項（同条第六項において準ずる場合を含む。以下同じ。）の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された再評価額が第三章の規定により計算した再評価額と異つている場合

三　申告書に記載された再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額の計算に誤がある場合

〔施〕十二

（再評価額等の決定）

第六十六条　第四十七条の規定により申告書を提出すべき個人が申告書を提出しなかつた場合においては、納税地の所轄国税局長又は税務署長は、その調査により、再評価額、再評価差額及び再評価税額並びに、再評価が行われたものとみなされた資産が二以上ある場合においては、それぞれこれらの額の合計額を決定する。

〔施〕十二

（再評価額等の再更正）

第六十七条　国税局長又は税務署長は、前二条又はこの条の規定により再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額を更正又は決定した後その更正又は決定に係る再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額について、なお第六十五条各号に掲げる場合（同条第二号又は第三号に掲げる場合については、その再評価額、再評価差額又は再評価税額には、前条の規定による決定に係る再評価額、再評価差額又は再評価税額を含む。）の一に該当すると認めるときは、その調査により、再評価額、再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額を更正する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

〔施〕十二

（更正又は決定の権限）

第六十八条　前三条の規定による更正又は決定について国税局長又は税務署長のいずれがこれを行うかは、政令で定める。

2　国税局長が前三条の規定により更正又は決定をした場合においては、当該国税局長は、その旨を更正又は決定に係る者の納税地の所轄税務署長に通達するものとする。

〔施〕十二

（更正又は決定の通知）

第六十九条　税務署長は、第六十五条から第六十七条までの規定により更正若しくは決定をした場合又は前条第二項の規定による通達を受けた場合においては、更正又は決定かあつた旨、更正又は決定に係る再評価額、再評価差額及び再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額並びに第七十七条第六項の規定により徴収すべき利子税額を、申告書を提出した者又は申告書を提出すべき者に通知する。この場合において、第六十五条第一項第一号の規定に該当すると認めるときは、その通知の書面に更正の理由を付記しなければならない。

2　この法律の施行地に住所及び居所を有しない者が第九十一条に規定する納税管理人の申告をしていない場合においては、前項の通知に代えて、官報に掲載して公告をすることができる。この場合においては、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

（再評価額の更正の期限）

第七十条　第四十五条から第四十六条の二までの規定による申告書についての第六十五条又は第六十七条の規定による再評価額又はその合計額の更正は、昭和二十七年十二月三十一日（その申告書の提出期限が昭和二十六年十二月三十一日後であるものについては、その提出期限から一年を経過した日）後においては、行うことができない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

（追徴税額の徴収及び納付）

第七十一条　税務署長は、第五十一条、第五十三条又は第五十四条の規定により法人又は個人が納付すべき再評価税について第六十五条から第六十七条までの規定によるその再評価税額若しくはその合計額又は免除さ

れる再評価税額の更正又は決定があつた場合においては、第五十一条、第五十三条又は第五十四条の規定による納期が第六十九条の規定による通知をした日までに到来しているかどうかを問わず、その通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。）を徴収する。

2　税務署長は、第五十二条の規定により法人が納付すべき再評価税について第六十五条から第六十七条までの規定によるその再評価税額若しくはその合計額又は免除される再評価税額の更正があつた場合においては、第六十九条の規定による通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その通知をした日を含む事業年度の前事業年度以前において譲渡又は贈与された資産についての再評価税に係る追徴税額を徴収する。この場合において、その通知をした日を含む事業年度の前事業年度までに譲渡又は贈与されない資産についての再評価税に係る追徴税額の納付については、第五十二条の規定による。

3　第二十四条第二項の規定は、前項の事業年度について準用する。

第八章　審査及び訴訟

（審査の請求）

審査の請求

第七十二条　第六十九条の規定により再評価額、再評価税額若しくはこれらの額の合計額若しくは免除される再評価税額の更正若しくは決定の通知を受けた者がその通知を受けた再評価額、再評価差額、再評価税額若しくはこれらの額の合計額、利子税額若しくは免除される再評価税額に対して異議があるとき、又は第八十三条の規定により通知を受けた者がその通知を受けた過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、その通知をした税務署長を経由して、国税局長の処分に係る場合においては国税庁長官に、税務署長の処分に係る場合においては納税地の所轄国税局長に、審査の請求をすることができる。

2　審査の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長が相当の事由があると認めるときは、当該税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

3　第四十九条の規定は、審査の請求について準用する。

4　国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

〔施〕十三

（審査の決定）

審査の決定

第七十三条　国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を付記した書面により、これを当該請求をした者に通知しなければならない。

一　審査の請求が前条第一項の期間経過後にされたとき、又は同条第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、当該請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

2　第六条第一項、第八条第一項、第十三条の二第一項、第十三条の三、第十四条第一項、第十四条の二、第十六条又は第十六条の二第一項の規定により行つた再評価について前項第二号又は第三号の決定をする場合

においては、国税庁長官は、全国資産再評価調査会に、国税局長は、地方資産再評価調査会に諮問しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

3　国税庁長官又は国税局長は、第八条第二項又は第九条第一項の規定により行われたものとみなされた再評価について第一項第二号又は第三号の決定をする場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

4　第六十九条第二項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

5　第三項に規定する協議団に関し必要な事項は、政令で定める。

訴願法の不適用

（訴願法の不適用）

第七十四条　審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の規定は、適用しない。

訴訟

（訴訟）

第七十五条　審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第七十三条第一項の規定による決定（以下「審査の決定」という。）を経た後でなければ、提起することができない。但し、審査の請求があつた日から三月を経過したとき、又は審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞があるときその他正当な事由があるときは、審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。

2　前項に規定する訴は、同項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三月以内に、提起しなければならない。

3　前項の期間は、不変期間とする。

4　第一項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第五条第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた国税局長又は税務署長の所部の職員とみなす。

5　第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、審査の請求がされているときは、当該請求に対して決定をすることを妨げない。

証拠申出

第七十六条　前条第一項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後に相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2　相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

第九章　再評価税の利子税額及び免除等

利子税額

（利子税額）

第七十七条　再評価税の納税義務者は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる再評価税額については、当該各号に掲げる期間に応じ、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

一　相続人が第六十条第三項の規定による年賦延納の許可を受けた場合においては、同条第四項又は第五項の規定により指定された納期において納付すべき再評価税額について、第五十三条第三項若しくは第四項又は第五十四条第一項の規定による納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

二　再評価税の納税義務者が第五十一条から第五十四条までの規定により納付すべき再評価税（第五十五条第二項の規定により修正申告書の提出後に第五十一条第一項若しくは第四項又は第五十三条第一項から第

三項までに規定する納期限において納付すべき再評価税を含む。）をその納期限（第五十六条又は第五十八条の規定の適用がある場合においては、これらの規定に規定する納期限）内に完納しなかつた場合においては、その未納に係る再評価税額について、その納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

三　再評価税の納税義務者が第四十七条に規定する申告書の提出期限後に申告書を提出した場合においては、第五十四条の規定により納付すべき再評価税額について、当該申告書の提出期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

四　再評価税の納税義務者が第四十八条の規定により修正申告書を提出した場合においては、その修正に因り増加した再評価税額で第五十五条第一項（同条第二項において同条第一項の規定による場合を含む。この条において同じ。）の規定により納付すべきものについて、第五十一条から第五十四条までに規定する納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

2　前項の場合において、再評価税の納税義務者が同項各号に掲げる再評価税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる再評価税額は、同項各号に掲げる再評価税額からその納付した再評価税額を控除した税額による。

3　前二項の規定は、前二項の利子税額の計算の基礎となる再評価税額が千円未満であるときは適用しない。当該再評価税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

4　前三項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。

5　第一項第一号の規定に該当する場合で相続人が第六十条第四項若しくは第五項の規定により指定された納期においてその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合、第一項第三号若しくは第四号の規定に該当する場合で再評価税の納税義務者が第五十四条若しくは第五十五条第一項に規定する納期限までにその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合又は再評価税の納税義務者が第一項第二号の規定に該当する場合においては、税務署長は、国税徴収法第九条の規定により、その納付すべき利子税額を督促する。

6　税務署長は、第七十一条の規定による追徴税額を徴収する場合においては、第一項第三号又は第四号及び第二項から第四項までの規定に準じて計算した利子税額をあわせて徴収する。

7　再評価税の納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該納税義務者が納付した再評価税額が第五十一条から第五十六条まで、第五十八条、第六十条又は第六十一条の規定により納付すべき再評価税額又は第七十一条の規定により徴収される再評価税額に達するまでは、その納付した再評価税額は、これらの規定により納付すべき再評価税額又は徴収される再評価税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。

過少申告加算税額

（過少申告加算税額）

第七十八条　第四十五条から第四十七条までの規定による申告書の提出期限内に当該申告書の提出があつた場合（提出期限後にその提出があつた場合であつて、提出期限内にその提出がなかつたことについて正当な事由があると認められる場合を含む。）又は第八十四条第二項、第八十五条第四項、第八十六条第二項若しくは第八十八条第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、第六十五条若しくは第六十七条の規定による更正があつたとき、又は第四十八条の規定による修正申告書の提出があつたときは、税務署長は、その更正又は修正前の申告に係る再評価税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、その更正に係る第七十一条の規定による追徴税額又はその修正に因り増加した再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により過少申告加算税額を徴収する場合について準用する。

（過少納付加算税額）

過少納付加算税額

第七十九条　第六十二条の規定による届出の期限までに当該届出がなく、且つ、第五十一条第四項、第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第六十一条の規定による再評価税の納付がなかつた場合又は第五十六条第六項若しくは第五十八条第六項の規定による届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合において、税務署長は、その届出がなかつたこと、又はその納付を延期しようとする再評価税額が過大であることについて正当な事由がないと認める場合には、第五十一条第四項、第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第六十一条の規定により納付すべき再評価税額又は過大であつた納付を延期しようとする再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少納付加算税額を徴収する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　第七十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により過少納付加算税額を徴収する場合について準用する。

（無申告加算税額）

無申告加算税額

第八十条　左の各号の一に該当する場合においては、税務署長は、第一号及び第二号の場合にあつては第四十七条の規定による申告書の提出期限内に当該申告書の提出がなかつたことについて、且つ、第二号の場合にあつては更正又は修正前の申告に係る再評価税額に誤があつたことについて、又、第三号及び第四号の場合にあつては第四十七条の規定による申告書の提出がなかつたことについて、正当な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる再評価税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十五の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

一　第四十七条に規定する申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合においては、第五十四条の規定により納付すべき再評価税額について、当該申告書の提出期限の翌日から当該申告書の提出があつた日までの期間

二　前号の規定に該当する場合において、第六十五条又は第六十七条の規定による更正があつたとき、又は前号の申告書に係る第四十八条第三項の規定による修正申告書の提出があつたときは、その更正に係る第七十一条第一項の規定による追徴税額又はその修正に因り増加した再評価税額について、前号に規定する期間

三　第四十七条に規定する申告書の提出がなかつた場合において、第六十六条の規定による決定があつたときは、その決定に係る第七十一条第一項の規定による追徴税額について、当該申告書の提出期限の翌日からその決定に係る第六十九条の規定による通知をした日までの期間

四　前号の規定に該当する場合において、第六十七条の規定により更正があつたときは、その更正に係る第七十一条第一項の規定による追徴税額について、第四十七条に規定する申告書の提出期限の翌日からその更正に係る第六十九条の規定による通知をした日までの期間

2　第七十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により無申告加算税額を徴収する場合について準用する。

（過少申告加算税額等の免除）

過少申告加算税額等の免除

第八十一条　第四十七条に規定する申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合、第四十八条の規定による修正申告書の提出があつた場合、第六十二条の規定による届出の期限後に当該届出があつた場合又は

第五十六条第七項（第五十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による修正の届出があつた場合において、その提出又は届出が、当該申告書若しくは修正申告書を提出し、又は当該届出をした者に係る国税局又は税務署の職員の調査に因り第六十五条から第六十七条までの規定による更正若しくは決定又は第六十四条の規定による督促があるべきことを予知してされたものでなかつたときは、税務署長は、当該修正申告書の提出、当該届出若しくは修正の届出に係る過少申告加算税額若しくは過少納付加算税額を徴収せず、又は当該申告書の提出に因り第五十四条の規定により納付すべき再評価税額若しくは修正に因り増加した再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

（重加算税額）

重加算税額

第八十二条　第七十八条第一項に該当する場合において、再評価税の納税義務者が再評価税額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて第四十五条から第四十七条まで、第八十四条第二項、第八十五条第四項、第八十六条第二項若しくは第八十八条第二項の規定による申告書又は第四十八条の規定による修正申告書を提出したときは、税務署長は、第七十八条第一項の過少申告加算税額に代え、当該過少申告加算税額の計算の基礎となるべき追徴税額又は修正に因り増加した再評価税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2　第八十条第一項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、税務署長は、同項の無申告加算税額の外、当該無申告加算税額の計算の基礎となつた再評価税額又は追徴税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

一　第八十条第一項第一号の規定に該当する場合においては、再評価税の納税義務者が再評価税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて第四十七条に規定する再評価税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて第四十七条に規定する申告書の提出期限後に当該申告書を提出し、又は当該申告書に係る第四十八条第三項の規定による修正申告書を提出したこと。

二　第八十条第一項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、再評価税の納税義務者が再評価税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて第四十七条に規定する申告書を提出しなかつたこと。

3　前二項の規定に該当する場合において、第四十七条の規定による申告書又は第四十八条の規定による修正申告書の提出について第八十一条に規定する事由があるときは、税務署長は、当該申告書の提出に因り第五十四条の規定により納付すべき再評価税額又はその修正に因り増加した再評価税額に百分の五十を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収しない。

4　第七十七条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により重加算税額を徴収する場合について準用する。

（加算税額の通知）

加算税額の通知

第八十三条　税務署長は、第七十八条から第八十条まで又は前条の規定により徴収する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額を決定したときは、その額を納税義務者に通知する。

2　第六十九条第二項の規定は、前項の通知について準用する。

（再評価積立金を取りくずした場合の再評価税の免除）

再評価積立金を取りくずした場合の再評価税の免除

第八十四条　法人が再評価を行つた資産（当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人が再評価を行つた資産を含む。）で株式以外のものを譲渡し、若しくは贈与し、又は当該資産についてその帳簿価額の減額をした場合において、第百四条の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした日を含む事業年度終了の日後到来する納期において納付すべき当該資産についての再評価税額（第五十六条の規定によりその納付が延期されている税額を含む。）のうちから、その取りくずした金額に百分の六を乗じて計算した金額に達するまでの税額の再評価税を順次免除する。

2　前項の規定は、同項の規定に該当する法人が再評価積立金を取りくずした日を含む事業年度終了の日から二月以内に、その免除される再評価税額（前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においてはその合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

3　第二十四条第二項の規定は、前二項の事業年度について準用する。

〔規〕十二

（法人の株式の譲渡等の場合の再評価税の免除）

法人の株式の譲渡等の場合の再評価税の免除

第八十五条　法人が再評価を行つた株式を昭和三十年十月三十一日を含む事業年度終了の日までに譲渡した場合（第五十二条第二項の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、その譲渡価額が当該株式の再評価額に満たないときは、当該株式についての再評価税額のうち、その満たない金額（その譲渡価額が第四十一条第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その満たない金額）を控除した金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　法人が再評価を行つた株式について発行法人の解散に因り残余財産の分配が数回にわたつてあつた場合においては、その分配が完了するまでは、前項の規定の適用については、第五十二条第二項の規定にかかわらず、当該株式について譲渡があつたものとみなさない。

3　法人が再評価を行つた株式の昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度終了の日における帳簿価額が当該株式の再評価額に満たない場合においては、その満たない金額（その帳簿価額が第四十一条第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その満たない金額）を控除した金額）に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

4　第一項及び前項の規定は、第一項又は前項の規定に該当する法人が、第五十二条に規定する納期限までに、その免除される再評価税額（第一項又は前項の規定に該当する株式が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

5　第二十四条第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。

（個人の減価償却資産の譲渡損等の場合の再評価税の免除）

個人の減価償却資産の譲渡損等の場合の再評価税の免除

第八十六条　個人が再評価を行つた減価償却資産について譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合において、当該資産（当該資産について基準日後改良又は増設が行われた場合においては、その改良又は増設の部分を除く。）の譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該資産の再評価額から再評価日以後当該譲渡、贈与、相続又は遺贈のあつた日までの期間に応じて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額に満たないときは、当該個人又はその相続人が第五十三条第三項の規定により納付すべき当該資産についての再評価税額のうち、その満たない金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　前項の規定は、同項の規定に該当する個人又はその相続人が、第五十三条第三項各号に掲げる納期限までに、その免除される再評価税額（前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。（同上）

〔規〕十二

（資力喪失の場合の再評価税の免除）

資力喪失の場合の再評価税の免除

第八十七条　法人が再評価を行つた資産又は個人が再評価を行つた減価償却資産が災害に因り滅失したため、その滅失の当時当該資産を有していた再評価税の納税義務者が資力を喪失し、その滅失した時までにまだ納期の到来していない当該資産についての再評価税額（第五十六条又は第五十八条の規定によりその納付が延期されている税額を含む。）の納付を困難とするに至つた場合においては、納税地の所轄税務署長は、その納付を困難とする金額を限度として、当該税額の再評価税を免除することができる。

2　第八条第二項又は第九条第一項の規定により再評価を行つたものとみなされた資産が災害に因り滅失したため、当該資産を相続又は遺贈に因り取得した相続人が資力を喪失し、当該資産についての再評価税額の納付を困難とするに至つた場合においては、納税地の所轄税務署長は、その納付を困難とする金額を限度として、当該税額の再評価税を免除することができる。

3　前二項の規定による税額の免除を受けようとする者は、当該資産の滅失後最初に到来する第五十一条から第五十六条まで、第五十八条、第六十条又は第七十一条の規定による納期限までに、免除を受けようとする再評価税額及び大蔵省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　税務署長は、第一項又は第二項の規定により再評価税を免除した場合においてはその旨及び免除した税額を、免除しない場合においてはその旨を、免除を申請した者に通知する。

5　第六十九条第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

6　第三項の規定による申請書の提出があつた場合においては、税務署長は、第一項又は第二項の規定による免除が確定するまで、免除を申請した税額の再評価税の徴収を猶予することができる。

7　第六十条第七項の規定は、第二項の場合について準用する。

〔規〕十三

（所得税法の規定による控除不足がある場合の再評価税の免除）

所得税法の規定による控除不足がある場合の再評価税の免除

第八十八条　個人が再評価を行つた減価償却資産について譲渡、贈与、相続若しくは遺贈があつた場合又は第八条第二項若しくは第九条第一項の規定により資産について再評価が行われたものとみなされた場合において、当該資産を再評価日において有していた個人について所得税法第十一条の三から第十二条までの規定により譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた日の属する年分の総所得金額から控除されるべき金額の合計額が当該総所得金額（再評価を行つた減価償却資産について所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額がある場合においては、当該償却額から当該資産についての第五十九条第二項に規定する再評価前法定償却範囲額を控除した金額を加算した金額）をこえるときは、第五十三条第三項から第五項まで又は第五十四条の規定により納付すべき当該資産についての再評価税額（当該資産が二以上ある場合においては、その合計額）のうち、そのこえる金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　前項の規定は、同項の規定に該当する個人又はその相続人が、第五十三条第三項から第五項まで又は第五十四条の規定による納期限までに、その免除される再評価税額（前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。（同上）

3　第一項の場合において年の中途において譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた場合における再評価前法定償却範囲額は、第五十九条第二項の規定により計算した再評価前法定償却範囲額にその年一月から譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた日の属する月までの月数を乗じて十二で除して得た金額による。

4　第五十七条第三項の規定は、前項の月数の計算について準用する。

〔規〕十四

（端数計算の特例）

端数計算の特例

第八十九条　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の規定は、第四十五条から第四十八条まで、第八十四条第二項、第八十五条第四項、第八十六条第二項又は前条第二項の規定により提出する申告書に記載すべき再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び免除される再評価税額の合計額について適用する。

（納税地）

納税地

第九十条　再評価税は、法人については法人税法第四十六条の三の規定による法人税の納税地を、個人については所得税法第二十九条第一項の規定に基く命令又は同法第六十五条の規定による所得税の納税地をその納税地とする。

（納税管理人）

納税管理人

第九十一条　再評価税の納税義務者が納税地に営業所若しくは事務所を有しない場合又は現住しない場合においては、この法律による申告書の提出、再評価税の納税その他再評価に関する一切の事項を処理させるため、納税地に営業所若しくは事務所を有する法人又は現住する個人のうちから納税管理人を定め、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。再評価税の納税義務者がこの法律施行地に営業所若しくは事務所を有しないこととなる場合又は現住しないこととなる場合及び納税管理人を変更することとなる場合においても同様とする。

第十章　資産再評価審議会及び資産再評価調査会

（設置）

設置

第九十二条　この法律の円滑な運用を図り、資産の再評価を適正にするため、大蔵省に資産再評価審議会を、国税庁に全国資産再評価調査会を、国税局に地方資産再評価調査会を置く。

（権限）

権限

第九十三条　資産再評価審議会は、第三十三条第二項（第三十四条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により諮問される事項を調査審議する外、大蔵大臣の諮問に応じ、この法律の運用に関する重要な事項を調査審議する。

2　資産再評価審議会は、この法律の運用に関し大蔵大臣に対して随時意見を述べることができる。

3　全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会は、第七十三条第二項の規定により諮問される事項を調査審議する外、国税庁長官又は国税局長の諮問に応じ、第七章の規定による更正又は決定に関する重要な事項を調査審議する。

4　全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会は、国税局長又は税務署長の処分に関し、国税庁長官又は国税局長に対し随時意見を述べることができる。

（組織）

組織

第九十四条　資産再評価審議会は、大蔵大臣及び委員三十人以内で組織する。（昭和二十六年法律第百七十三号改正）

2　全国資産再評価調査会は、国税庁長官及び委員三十人以内で組織する。（同上）

3　地方資産再評価調査会は、国税局長及び委員三十人以内で組織する。

構成

（構成）

第九十五条　大蔵大臣、国税庁長官又は国税局長は、それぞれ資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の会長として会務を総理する。

2　資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員、学識又は経験のある者及び産業界を代表する者のうちから、それぞれ大蔵大臣、国税庁長官又は国税局長が任命する。但し、産業界を代表する者のうちから任命される委員の数は、それぞれ資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員の総数の二分の一未満でなければならない。

3　学識若しくは経験のある者又は産業界を代表する者ののうちから任命された資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員の任期は、三年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（昭和二十六年法律第百七十三号追加）

4　前項の資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の委員は、再任されることができる。（同　上）

5　資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の委員は、非常勤とする。（昭和二十六年法律第百七十三号改正）

運営に関する規定

（運営に関する規定）

第九十六条　前三条に定めるものの外、資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

〔審議会令〕　一、二、三、四

第十一章　再評価に関する経理

総会の承認

（総会の承認）

第九十七条　株式会社、有限会社その他の法人で法令、定款、規約又は規則においてその決算について総会その他これに準ずるものの承認を要する旨の定のあるものが再評価を行つた場合においては、第四十五条又は第四十五条の二の規定により申告書を提出する時までに、当該再評価及びその再評価額又はその合計額について総会その他これに準ずるものの承認を受けなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十四条（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十六条第一項及び保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第六十七条において準用する場合を含む。）の規定

は、前項の規定による承認について準用する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）
（商法第三十四条及び第二百八十五条の特例）

商法第三十四条及び第二百八十五条の特例

第九十八条　法人又は個人がその再評価を行つた資産について再評価日現在においてその再評価額を財産目録に付する場合においては、商法第三十四条及び第二百八十五条（有限会社法第四十六条第一項及び保険業法第六十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、適用しない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　法人又は個人が再評価を行つた固定財産の再評価額が当該法人又は個人の当該財産についての商法第三十四条第二項又は第二百八十五条に規定する取得価額又は製作価額をこえる場合においては、当該財産についてのこれらの規定の適用については、当該財産の再評価額を取得価額又は製作価額とみなす。
（再評価差額についての商法等の特例）

再評価差額についての商法等の特例

第九十九条　法人の再評価差額は、商法、銀行等の債券発行等に関する法律（昭和二十五年法律第四十号）その他の法令における利益の処分に関する規定の適用については利益とみない。

2　商法第二百八十八条ノ二第三号（有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、法人の再評価差額については適用しない。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）
（仮勘定を設けている場合の経理）

仮勘定を設けている場合の経理

第百条　企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社がその決定整備計画において定めた同法第六条第一項第七号から第九号までに掲げる資産で政令で定めるものについて再評価を行つた場合については、当該会社は、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額を控除した金額を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。

2　企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社がその有する株式、賠償指定施設又は政令で定める資産で同法に規定する特別損失の計算上同法第三条第一号に掲げる金額として計上した金額があるものについて再評価を行つた場合においては、当該資産の再評価額から再評価日の直前における当該資産の帳簿価額（株式については、第四十一条第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額）を控除した金額のうち同法第三条第一号に掲げる金額として計上した金額に相当する金額（同法第二十五条の規定により当該資産について、特別損失の減少額を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した場合においてはその計上した金額を控除した金額、特別損失の増加額を仮勘定として貸借対照表の資産の部に計上した場合においてはその計上した金額を加算した金額）を仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。

3　企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が第六条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行つた資産について第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により再び再評価を行つた場合において、既に前項の規定により当該資産について仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した金額があるときは、当該金額を当該資産について同法に規定する特別損失の計算上同法第三条第一号に掲げる金額として計上した金額から控除した金額を同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

4　前三項の規定により仮勘定として経理した金額は、企業再建整備法第二十六条の規定の適用については、同法第二十四条又は第二十五条の規定により仮勘定として経理した金額とみなす。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）
〔施〕　十四
（再評価差額による損失のてん補）

再評価差

第百一条　再評価を行つた法人は、当該再評価に係る再評価差額から当該再評価に係る再評価税額（利子税額、

額による損失のてん補

過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び国税徴収法の規定による延滞加算税額を除く。以下この条、第百七条、第百九条及び第百十二条において同じ。）を控除した金額の範囲内において、その再評価差額をもつて、再評価日を含む事業年度（特別経理会社において企業再建整備法第四十条の二第二項に規定する事業年度が再評価日を含むものである場合においては、当該事業年度）開始の日における損失（同日において法人税法第十六条に規定する積立金額（企業再建整備法第三十四条の四第一項の規定により留保し、又は同条第四項の規定により積み立てた積立金を除く。）がある場合においては、その損失の金額から当該積立金額を控除した金額に相当する金額の損失）をてん補することができる。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　再評価を行つた第二会社で企業再建整備法第三十四条の八第一項の規定により第二会社特別勘定を設けているものは、当該再評価に係る再評価差額から当該再評価に係る再評価税額を控除した金額に相当する再評価差額をもつて、再評価日を含む事業年度開始の日における第二会社特別勘定（同法第三十四条の四第四項の規定により積み立てた積立金以外の法人税法第十六条に規定する積立金額がある場合においては、当該積立金額を控除した金額に相当する金額の第二会社特別勘定）を償却しなければならない。（同上）

3　前二項の場合において、再評価差額をもつて損失をてん補し、又は第二会社特別勘定を償却したときは、当該法人は、政令で定めるところにより、貸借対照表においてその事実を明らかにしなければならない。（施）、十四、十五

（再評価積立金）

再評価積立金

第百二条　再評価を行つた法人は、当該再評価に係る再評価差額から前条の規定により損失のてん補又は第二会社特別勘定の償却に充てた金額を控除した残額を再評価積立金として積み立てなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

（再評価税納付の場合の再評価積立金の取くずし）

再評価税納付の場合の再評価積立金の取くずし

第百三条　法人が再評価税を納付した場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その納付した日において、その納付した税額に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。

（株式以外の資産の譲渡等の場合の再評価積立金の取くずし）

株式以外の資産の譲渡等の場合の再評価積立金の取くずし

第百四条　法人が再評価を行つた資産（当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人の再評価を行つた資産を含む。以下この条において同じ。）で株式以外のものをその再評価日から昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに譲渡し、又は贈与した場合において、当該資産の譲渡価額又は贈与した時における価額（その譲渡価額又は贈与した時における価額が再評価日の直前（再評価を二回行つた資産については、その最初の再評価の再評価日の直前。以下この条において同じ。）における当該資産の帳簿価額に満たない場合においては、その帳簿価額）がその譲渡し、又は贈与した時における当該資産の帳簿価額（当該資産について再評価日後減価償却をした場合において、その償却額のうちに法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額を加算した額）に満たないときは、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その譲渡し、又は贈与した日において、その満たない金額に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　法人が再評価を行つた資産で株式以外のものについてその再評価日から昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに帳簿価額の減額をした場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の

負債の部に計上している間は、その減額をした日において、その帳簿価額の減少額（減額をした後の帳簿価額が再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に満たない場合においては、その減少額からその満たない金額を控除した金額）に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。（同上）

3　前二項の規定は、企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が再評価を行つた資産で当該資産について第百条第一項の規定により仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上された金額があるものについては適用しない。

4　第二十四条第二項の規定は、第一項及び第二項の事業年度について準用する。（株式の譲渡等の場合の再評価積立金の取くずし）

株式の譲渡等の場合の再評価積立金の取くずし

第百五条　法人が再評価を行つた株式をその再評価日から昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに譲渡し、又は贈与した場合（第五十二条第二項の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該株式の譲渡価額又は贈与した時における価額（その譲渡価額又は贈与した時における価額が第四十一条第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その帳簿価額）がその譲渡し、又は贈与した時における当該株式の帳簿価額（その帳簿価額が当該株式の再評価額をこえる場合においては、その再評価額）に満たないときは、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その譲渡し、又は贈与した日において、その満たない金額に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　第八十五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3　法人が再評価を行つた株式についてその再評価日から昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに帳簿価額の減額をした場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その減額をした日において、その帳簿価額の減少額（減額をした後の帳簿価額が第四十一条第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においてはその減少額からその満たない金額を控除した金額とし、減額をする直前における帳簿価額が当該株式の再評価額をこえる場合においてはその減少額からそのこえる金額を控除した金額とする。）に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

4　前項の規定は、第二十二条第二項の規定により株式の再評価額が改められる場合におけるその帳簿価額の減額については適用しない。

5　第二十四条第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。（株式の譲渡等の場合の再評価積立金への組入れ等）

株式の譲渡等の場合の再評価積立金への組入れ等

第百六条　法人が再評価を行つた株式について帳簿価額の減額をし、前条第三項の規定により再評価積立金を取りくずした後、昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに当該株式を譲渡した場合（第五十二条第二項前段の規定により譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、その譲渡価額がその譲渡した時における当該株式の帳簿価額（その帳簿価額が第四十一条第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においては、その再評価日の直前における帳簿価額）をこえるときは、当該法人は、その譲渡した日において、そのこえる金額（その譲渡価額が当該株式の再評価額をこえる場合においては、そのこえる金額を控除した金額）に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てなければならない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　法人が再評価を行つた株式について帳簿価額の減額をし、前条第三項の規定により再評価積立金を取りくずした後、昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに当該株式について帳簿価額の増額をし

た場合においては、当該法人は、その増額をした日において増加額（増額をする直前における帳簿価額が第四十一条第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前における帳簿価額に満たない場合においてはその増加額からその満たない金額を控除した金額とし、増額をした後における帳簿価額が当該株式の再評価額をこえる場合においてはその増加額からそのこえる金額を控除した金額とする。）に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てなければならない。（同上）

3　第二十四条第二項の規定は、前二項の事業年度について準用する。

（再評価積立金の取くずしの禁止）

第百七条　法人の再評価積立金は、左の各号（金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金については、第一号及び第三号）に掲げる場合を除く外、取りくずすことができない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

一　第百三条から第百五条までの規定により取りくずす場合

二　第百九条の規定により資本に組み入れる場合

三　再評価積立金の額から当該法人の納付すべき再評価税額を控除した金額の範囲内において損失をてん補する場合。但し、損失をてん補する日において法人税法第十六条に規定する積立金額（企業再建整備法第三十四条の四第一項の規定により留保し、又は同条第四項の規定により積み立てた積立金を除く。）がある場合においては、その損失の金額から当該積立金額を控除した金額に相当する金額の損失をてん補する場合に限る。

四　解散した法人が残余財産を分配する場合

五　退社又は脱退に因り出資の持分の払戻をする場合

2　第百一条第三項の規定は、前項第三号の規定により再評価積立金をもつて損失をてん補した場合について準用する。

3　金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金の取りくずしに関しては、この法律に定めるものの外、別に法律で定める。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

（合併の場合の再評価積立金の承継）

第百八条　再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している法人が合併に因り消滅した場合においては、合併法人は、合併の直前における当該被合併法人の再評価積立金の額に相当する金額を再評価積立金として積み立て、又は当該合併法人の再評価積立金に組み入れなければならない。

（再評価積立金の資本への組入れ）

第百九条　法人は、第百二条の規定により再評価積立金として積み立てた金額からその納付すべき再評価税額を控除した金額の四分の三に相当する金額（当該法人がその納付すべき再評価税を完納したときは、昭和二十八年一月一日以後においては、その再評価積立金の全額）の範囲内において再評価積立金を資本に組み入れることができる。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　前項の規定は、金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関については適用しない。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

3　第一項の規定による再評価積立金の資本への組入れに関しては、別に法律で定める。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

（更正の場合の経理）

第百十条　法人が第六十九条の規定により再評価額若しくは再評価差額又はこれらの額の合計額の更正の通知

合の経理

を受けた場合においては、当該法人は、その通知を受けた日において、その更正に係る資産について、その更正に係る再評価額の減少額に相当する金額の帳簿価額の減額をし、更正に係る再評価差額又はその合計額の増加額又は減少額に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、若しくは再評価積立金として積み立て、又は再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、当該金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。

2　法人が第六十九条の規定により第八十四条第二項又は第八十五条第四項の規定による申告書に係る更正の通知を受けた場合において、第百四条又は第百五条の規定により取りくずした再評価積立金の金額が過大であつたときは、当該法人は、その過大であつた金額に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てなければならない。

資産の評価損及び評価益についての商法の特例

（資産の評価損及び評価益についての商法の特例）

第百十条の二　会社で再評価を行つた資産について帳簿価額の減額をした場合において、第百四条第二項又は第百五条第三項の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額に相当する金額の資産の評価損は、商法第二百八十八条ノ二第三号の規定の適用については、同号の評価損に算入しない。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

2　会社が再評価を行つた株式について帳簿価額の増額をした場合において、第百六条第二項の規定により再評価積立金に組み入れた金額があるときは、その組み入れた金額に相当する金額の資産の評価益は、商法第二百八十八条ノ二第三号の規定の適用については、同号の評価益に算入しない。（同上）

金融機関

（金融機関再建整備法の特例）

第百十一条　金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関が再評価を行つた場合において、当該再評価に係る再評価差額に相当する金額の同法第三十七条第一項第一号に掲げる資産の増価益については、同条の規定は、適用しない。

再建整備法の特例

2　前項に規定する金融機関が再評価を行つた資産を譲渡し、又は当該資産についてその帳簿価額の減額をした場合において、第百四条又は第百五条の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額に相当する金額の金融機関再建整備法第三十七条第一項第四号に掲げる資産の処分損又は減価損については、同条の規定は、適用しない。

3　第一項に規定する金融機関が再評価を行つた株式を譲渡し、又は当該株式について、帳簿価額の増額をした場合において、第百六条の規定により再評価積立金に組み入れた金額があるときは、その組み入れた金額に相当する金額の金融機関再建整備法第三十七条第一項第一号に掲げる資産の処分益又は増価益については、同条の規定は、適用しない。

社債の発行限度の特例

（社債の発行限度の特例）

第百十二条　再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している会社についての商法第二百九十七条の規定の適用については、第四十五条の規定による申告書（第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定による再評価に係る再評価積立金については、第四十五条の二の規定による申告書）を提出した後においては再評価積立金の額からその納付すべき再評価税額を控除した金額の四分の三に相当する金額を同法第二百九十七条の資本及び準備金の総額に算入する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　特別の法令（銀行等の債券発行等に関する法律を除く。）において、社債の発行限度についての規定がある場合において、その発行限度が前項の規定を適用した場合における商法第二百九十七条第一項の規定による発行限度に満たないときは、当該法令の規定にかかわらず、前項の規定を適用した場合における同法第二

百九十七条の規定による発行限度をもつてその社債の発行限度とする。（同上）

3　地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）に規定する地方鉄道会社及び軌道法（大正十年法律第七十六号）に規定する軌道会社については、前項の規定による社債の発行限度は、社債の額と鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）又は軌道の抵当に関する法律（明治四十二年法律第二十八号）による債務の額との合計額の限度とする。

4　第二項の規定は、特別の法律により法人の発行する債券について準用する。

5　第一項から第三項までの規定の適用を受けて社債を発行する場合における社債申込証には、第一項の規定により資本及び準備金の総額に算入される再評価積立金の額を記載しなければならない。（同上）

（会社利益配当等臨時措置法の特例）

第百十三条　会社が再評価を行つた資産を譲渡し、若しくは贈与し、又は当該資産について帳簿価額の減額をした場合において、第百四条又は第百五条の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額は、会社利益配当等臨時措置法（昭和二十二年法律第百九十号）第二条第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる当該事業年度の総損金に算入しない。

（非課税法人及び外国法人に対する特例）

第百十四条　この章の規定（第九十八条中商法第三十四条に係る部分を除く。）は、再評価を行つた法人で第三十九条の規定により再評価税を課せられないもの及びこの法律の施行地にある資産について再評価を行つた法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しないものについては適用しない。

第十二章　再評価を行つた者の所得の計算

（再評価差額についての法人の所得計算の特例）

第百十五条　法人の再評価差額は、当該法人の再評価日を含む事業年度の法人税法の規定による所得の計算上益金に算入しない。

（再評価積立金についての積立金額計算の特例）

第百十六条　法人の再評価積立金の額は、法人税法の規定による各事業年度の積立金の計算上同法第十六条に規定する積立金額に算入しない。

（再評価積立金の承継の場合の合併法人の所得計算の特例）

第百十七条　合併法人が第百八条の規定により再評価積立金として積み立て、又は再評価積立金に組み入れた金額は、法人税法の規定による所得の計算上当該合併法人の合併に因り生じた益金に算入しない。

（再評価積立金の取くずし又は組入れの場合の法人の所得計算の特例）

第百十八条　法人が再評価を行つた資産を譲渡し、若しくは贈与し、又は当該資産について帳簿価額の減額をした場合において、第百四条又は第百五条の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額は、その取りくずした日を含む事業年度の法人税法の規定による所得の計算上損金に算入しない。

2　法人が再評価を行つた株式を譲渡し、又は当該株式について帳簿価額の増額をした場合において、第百六条の規定により再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てた金額があるときは、その組み入れ、又は積み立てた金額は、その組み入れ、又は積み立てた日を含む事業年度の法人税法の規定による所得の計算上益金に算入しない。

（再評価積立金の資本組入れについての所得計算の特例）

第百十九条　法人が第百九条の規定により再評価積立金を資本に組み入れた場合においては、その組み入れた金額に相当する金額は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上利益の配当又は剰余金の分配の金

額としない。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

2　前項の場合において、法人が当該資本への組入れに因り株式を発行したときは、当該法人の株式を有する者が取得した当該発行に係る株式の価額は、その者のその取得の日を含む事業年度又は年の法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上益金又は総収入金額に算入しない。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

（再評価税についての所得計算の特例）

第百二十条　法人が各事業年度において納付した、若しくは納付すべき再評価税又は個人が各年において納付した、若しくは納付すべき再評価税は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入しない。

（再評価資産についての償却額の計算）

第百二十一条　法人又は個人が再評価を行つた減価償却資産については、当該資産についての再評価日以後においては、その再評価額（第六十五条又は第六十七条の規定による再評価額の更正があつた場合においては、その更正後の再評価額。以下この条において同じ。）に基いて法人税法又は所得税法の規定により計算した償却額を法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入する。

2　前項の規定は、有形減価償却資産については同項の規定により法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される償却額の累計額が当該資産の再評価額（再評価を二回行つた資産については、その最後の再評価に係る再評価額）の百分の九十に相当する金額（有形減価償却資産で、当該資産について再評価を行わない場合において法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される償却額の累計額が当該資産の取得価額又は製作価額の百分の九十に相当する金額以外の金額であるものについては、当該資産の再評価額に大蔵省令で定める割合を乗じて算出した金額）に達するまで適用する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

第十三章　雑　則

（報告の徴取、質問及び立入検査）

第百二十二条　当該職員は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者から報告を徴し、若しくは左の各号に掲げる者に質問し又は第一号から第三号までに掲げる者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その資産若しくはその資産に関する帳簿書類を検査することができる。

一　再評価税の納税義務者又は再評価税の納税義務があると認められる者

二　再評価を行つた第三十九条各号に掲げる法人

三　前二号に掲げる者から再評価を行つた資産若しくは再評価が行われたものとみなされた資産の譲渡、贈与若しくは遺贈を受けた者若しくは受けたと認められる者又は当該資産を前二号に掲げる者に譲渡し、若しくは贈与した者若しくは譲渡し、若しくは贈与したと認められる者又は当該資産を現に所有し、若しくは占有する者若しくは所有し、若しくは占有すると認められる者

四　再評価を行つた株式又は再評価が行われたものとみなされた株式の発行法人

2　当該職員は、前項の規定により質問し、又は立入検査する場合においては、その身分を示す証票を携帶し、これを関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による質問又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（この法律の施行地）

第百二十三条　この法律は、本州、北海道、四国、九州及び政令で定めるその付属の島に施行する。

〔施〕十六

第十四章　罰　則

第百二十四条　詐偽その他不正の行為により再評価税を免れ、又は再評価税の免除を受けた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた再評価税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえ、その免れた再評価税額に相当する金額以下とすることができる。

第百二十五条　第四十五条から第四十六条の二までに規定する申告書に第三章に規定する限度額をこえた再評価額を記載して提出した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

第百二十六条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第百二条の規定に違反した者
二　第百三条から第百五条までの規定に違反した者
三　第百七条の規定に違反した者
四　第百八条の規定に違反した者
五　第百十条の規定に違反した者
六　第百二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
七　第百二十二条第一項の規定による質問に答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
八　第百二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
九　第百二十二条第一項の規定による検査に際し虚偽の記載をした帳簿書類を呈示した者

第百二十七条　左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因りその刑を免除することができる。

一　正当な事由がなくて第四十五条第四項（同条第五項において準ずる場合を含む。）若しくは第四十六条第四項（同条第五項において準ずる場合を含む。）において準用する第四十五条第四項の規定による明細書の写又は同条第七項の規定による申告書並びに書類及びその写を提出しなかつた者
二　正当な事由がなくて第四十七条の規定による申告書を提出しなかつた者
三　第六十二条の規定による届出をしなかつた者

第百二十八条　再評価税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者がその事務に関して知つた秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百二十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は資産に関して第百二十四条から第百二十七条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第百三十条　第百二十四条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、別に定める場合を除く外、昭和二十五年一月一日から適用する。

2　法人が基準日後この法律施行前に合併に因り消滅した場合において、合併法人が当該合併に因り取得した資産で基準日において被合併法人が有していたものは、当該合併法人が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。この場合において、第十三条第一項本文中「基準日」とあるのは、「合併の

日」と読み替えるものとする。

3　個人が基準日において有していた減価償却資産（基準日後当該個人がその事業の用に供したため減価償却資産に該当することとなつた資産を含む。）について基準日後昭和二十五年三月三十一日以前に贈与があつた場合においては、当該資産は、受贈者が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。この場合において、第十三条第二項中「基準日」及び同条第三項中「当該資産をその事業の用に供した日」とあるのは、「贈与があつた日」と読み替えるものとする。

4　第八条第二項及び第九条第一項の規定は、基準日後昭和二十五年三月三十一日以前に贈与、相続又は遺贈があつた場合には適用しない。この場合において、受贈者、相続人又は受遺者が当該贈与、相続又は遺贈に因り取得した資産で基準日において贈与者、被相続人又は遺贈者が有していたものは、当該受贈者、相続人又は受遺者が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。

5　第五十六条第四項の規定は、再評価日を含む事業年度開始の日が昭和二十五年一月一日前である法人が当該事業年度終了の日から二月以内（第四十五条第三項の規定の適用を受ける場合においては、昭和二十五年七月三十一日まで）に納付すべき再評価税の納付を延期する場合には適用しない。

6　基準日現在において再評価を行おうとする法人で基準日を含む事業年度の決算についての定時総会を他の法令、定款、規約又は規則の定により昭和二十五年七月三十一日前に招集しなければならないものは、この法律施行前にまだ当該総会を招集していない場合においては、他の法令、定款、規約又は規則の定にかかわらず、同日までその招集を延期することができる。但し、第四十五条第三項の規定による届出をしなかつた場合においては、この限りでない。

7　再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度（法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二十一条の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。以下同じ。）がこの法律施行前に終了し、当該事業年度に係る旧法人税法第十八条から第二十二条までの規定による申告書又は同法第二十三条の規定による申告書を第四十五条の規定による申告書の提出前に提出したものは、再評価に因り過大となつた当該事業年度に係る法人税法の規定による所得又は旧法人税法第十四条の規定による清算所得について、同法第十八条から第二十三条までの規定による申告書に記載した事項に係る修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

8　再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行前に終了し、当該事業年度分について旧法人税法第二十九条から第三十一条までの規定による更正又は決定を受けたものは、その更正又は決定に係る同法の規定による所得又は清算所得で再評価に因り過大となつたものについて、修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

9　前二項の規定による修正申告書は、旧法人税法第二十五条第一項の規定による修正申告書とみなす。

10　再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行後昭和二十五年五月三十一日前に終了するものの法人税法の一部を改正する法律の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第十八条から第二十一条までの規定による当該事業年度分の申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同年七月三十一日までとする。

11　再評価を行う法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行後昭和二十五年五月三十一日前に終了するものが当該事業年度分の新法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書をこれらの規定に規定する提出期限内に提出しなかつた場合においては、当該法人はその提出期限の翌日から同年七月三十一日までの間において当該申告書に記載すべき法人税額を納付した日（同年七月三十一日までに当該法人税額を納付しなかつたときは、同日）までの期間に応じ、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額

に相当する法人税に属する利子税額を当該法人税額とあわせて納付しなければならない。

12　新法人税法第四十二条第二項から第七項までの規定は、前項の利子税額について準用する。

13　昭和二十五年三月三十一日以前に解散した法人の再評価差額からその納付すべき再評価税額及び第百四条又は第百五条の規定により再評価積立金を取りくずした金額を控除した金額は、旧法人税法第十四条の規定による清算所得の計算については、当該法人の残余財産の価額から控除する。（昭和二十六年法律第百四十二号改正）

14　第四十六条又は第四十七条の規定により相続人が昭和二十五年八月三十一日までに申告書を提出しなければならない場合においては、当該相続人が所得税法第二十九条第一項又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条第一項若しくは附則第十八項の規定により提出する申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。

附　則　（昭和二十六年法律第百四十二号）

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第九条、第十五条、第二十三条、第四十三条、第五十二条第二項（第九条第五項の改正規定に関する部分に限る。）、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第九十九条第二項、第百九条第一項、第百十条の二及び第百十二条の改正規定は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日から施行し、第二章及び第三章に係る改正規定（第九条、第十五条及び第二十三条の改正規定を除く。）は、昭和二十六年一日一日から適用する。（昭和二十六年法律第百四十二号追加）

2　改正前の資産再評価法第九十七条第二項、第九十八条第一項及び第百十二条の規定は、株式合資会社については、これらの規定に係る改正規定施行後も、当分の間、なお、その効力を有する。（同上）

3　この法律施行前に解散した法人で資産再評価法第六条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行つたものは、当該再評価に係る再評価差額から同法第百一条の規定により損失のてん補又は第二会社特別勘定の償却に充てた金額及びこの法律施行前に納付した再評価税額を控除した残額をこの法律施行の日において再評価積立金として積み立てなければならない。但し、この法律施行前に残余財産の分配をした場合におけるその分配金額のうち当該残額に対応する部分の金額については、この限りでない。（同上）

4　改正後の資産再評価法第四十六条の二の規定により相続人が昭和二十六年九月三十日までに申告書を提出しなければならない場合においては、当該相続人が所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九条第一項又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条第一項の規定により提出する申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。（同上）

5　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。（同上）

第十条に次の一項を加える。

法人が資産再評価法第百九条の規定により再評価積立金を資本に組み入れた場合における資本増加の登記についての登録税の税率は、その資本への組入れに因り増加した資本の金額については、登録税法第六条第一項第四号の規定にかかわらず千分の一・五とする。（同上）

6　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。（同上）

第三十二条第六項中（第四十二条第四項）を「第四十二条第六項」に改める。

別表第一

（一）　有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価倍数表

取得の時期＼耐用年数	5年	6年	8年	10年	12年	15年	16年	18年	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	60年	80年
明治33年　以前							0.16	0.41	0.83	3.7	8.3	14	22	31	41	59	99
明治34年						0.10	0.21	0.43	1.2	4.3	9.5	16	25	34	44	64	106
明治35年						0.12	0.25	0.42	1.2	4.7	10	17	26	35	46	65	108
明治36年						0.16	0.28	0.80	1.2	4.8	10	17	26	35	45	64	105
明治37年						0.19	0.34	0.76	1.5	5.3	10	18	26	35	45	63	103
明治38年						0.21	0.35	0.71	1.7	5.3	10	17	26	34	44	61	98
明治39年						0.27	0.34	1.00	1.7	5.5	11	18	27	35	45	62	98
明治40年						0.32	0.32	0.96	1.9	5.7	11	18	26	35	44	60	94
明治41年						0.33	0.33	1.3	2.3	6.6	13	20	29	38	47	65	100
明治42年						0.34	0.69	1.3	2.7	7.6	14	22	32	42	52	70	103
明治43年						0.34	0.69	1.7	3.1	8.2	15	24	33	43	54	72	110
明治44年					0.10	0.66	0.99	1.9	3.3	8.9	16	24	34	44	54	72	109
明治45年 大正元年					0.12	0.62	0.94	2.2	3.7	9.1	16	25	34	44	54	71	106
大正2年					0.15	0.94	1.2	2.5	4.0	10	17	26	36	46	56	74	109
大正3年					0.23	0.98	1.6	2.9	4.9	11	20	29	40	51	62	81	117
大正4年					0.29	1.2	1.9	3.5	5.5	12	21	31	42	53	64	83	119
大正5年					0.26	1.3	1.8	3.2	5.1	11	19	27	37	46	55	71	101
大正6年					0.21	1.2	1.7	2.9	4.4	10	16	23	31	39	46	59	83
大正7年					0.16	1.1	1.4	2.6	3.9	8.3	13	19	25	31	37	46	65
大正8年					0.26	1.0	1.4	2.3	3.5	7.5	12	17	22	27	31	39	54
大正9年				0.10	0.24	1.0	1.4	2.5	3.7	7.5	11	16	21	25	30	37	51
大正10年				0.15	0.47	1.7	2.3	3.7	5.3	10	16	22	29	35	41	50	68
大正11年				0.16	0.64	2.0	2.7	4.3	6.2	12	18	25	31	37	43	54	72
大正12年				0.15	0.78	2.3	3.1	4.8	6.7	12	19	26	33	39	45	55	72

（二）

取得の時期＼耐用年数	5年	6年	8年	10年	12年	15年	16年	18年
大正13年				0.30	0.91	2.7	3.4	5.3
大正14年			0.10	0.46	1.0	3.2	4.2	6.2
大正15年 昭和元年			0.15	0.52	1.5	4.3	5.4	8.0
昭和2年			0.18	0.73	2.0	5.3	6.6	9.6
昭和3年			0.18	1.1	2.5	6.2	7.5	10
昭和4年			0.37	1.3	3.2	7.3	9.0	12
昭和5年		0.10	0.68	2.0	4.8	10	12	17
昭和6年		0.13	1.0	3.2	6.7	14	17	23
昭和7年		0.19	1.2	3.6	7.5	15	18	24
昭和8年		0.21	1.4	4.0	7.9	15	18	24
昭和9年	0.10	0.20	1.8	5.0	9.4	18	20	27
昭和10年	0.18	0.40	2.6	6.3	11	20	23	29
昭和11年	0.19	0.78	3.3	7.6	13	22	26	32
昭和12年	0.32	0.96	3.7	7.9	13	21	24	30
昭和13年	0.45	1.3	4.7	9.4	15	24	27	32
昭和14年	0.83	1.9	5.8	10	16	25	28	33
昭和15年	1.1	2.5	6.9	12	17	26	29	34
昭和16年	1.7	3.5	8.6	14	20	29	31	36
昭和17年	2.6	4.8	10	16	22	31	33	38
昭和18年	3.8	6.6	13	19	25	33	36	40
昭和19年	5.5	8.6	15	21	27	34	36	40
昭和20年 1月—3月	7.9	11	18	24	30	36	38	41
昭和20年 4月—6月	7.2	10	16	21	25	31	32	35
昭和20年 7月—9月	7.4	10	16	20	24	29	31	33
昭和20年 10月—12月	5.9	8.1	12	15	18	21	22	24

耐用年数＼取得の時期	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	60年	80年
大正13年	7.4	13	20	27	33	39	45	55	72
大正14年	8.5	15	22	29	36	42	49	58	76
大正15年 昭和元年	10	19	27	35	43	51	57	69	88
昭和2年	12	21	31	40	48	56	63	75	95
昭和3年	14	24	33	42	51	59	66	78	98
昭和4年	16	27	37	46	56	64	71	83	103
昭和5年	22	36	49	60	72	81	91	105	129
昭和6年	30	46	62	77	90	102	112	129	158
昭和7年	30	46	61	74	86	96	106	121	146
昭和8年	29	44	57	69	79	89	97	110	131
昭和9年	32	47	60	72	83	91	100	112	132
昭和10年	35	51	64	75	85	94	102	113	133
昭和11年	38	53	66	77	87	95	102	113	131
昭和12年	35	48	59	68	76	82	88	97	111
昭和13年	38	50	60	69	76	82	87	95	108
昭和14年	38	50	59	66	73	78	83	90	101
昭和15年	38	49	57	63	69	74	77	83	93
昭和16年	40	50	57	63	68	72	76	81	89
昭和17年	42	50	57	62	66	70	73	77	84
昭和18年	44	52	57	62	66	69	71	75	81
昭和19年	43	50	55	58	61	64	66	69	73
昭和20年 1月—3月	44	49	53	56	59	61	62	65	68
昭和20年 4月—6月	37	41	44	47	49	50	51	53	56
昭和20年 7月—9月	35	39	41	44	45	47	48	49	52
昭和20年 10月—12月	25	28	30	31	32	33	34	35	37

(三)

取得の時期＼耐用年数		5年	6年	8年	10年	12年	15年	16年	18年
昭和21年	1月—2月	3.9	5.2	7.7	9.7	11	13	13	14
	3月	2.9	3.8	5.6	7.0	8.1	9.4	9.8	10
	4月—6月	2.2	3.0	4.3	5.4	6.2	7.2	7.5	7.9
	7月—9月	2.1	2.8	4.0	4.9	5.6	6.4	6.6	7.0
	10月—12月	2.1	2.7	3.7	4.4	5.0	5.7	5.9	6.2
昭和22年	1月—3月	2.1	2.6	3.5	4.2	4.7	5.3	5.4	5.7
	4月—6月	1.7	2.2	2.8	3.3	3.7	4.1	4.2	4.4
	7月—9月	1.1	1.3	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4	2.5
	10月—12月	0.9	1.0	1.3	1.5	1.6	1.8	1.8	1.9
昭和23年	1月—3月	0.93	1.0	1.3	1.4	1.6	1.7	1.7	1.8
	4月—6月	1.0	1.1	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8
	7月—9月	0.65	0.73	0.85	0.92	0.98	1.0	1.0	1.0
	10月—12月	0.62	0.68	0.77	0.83	0.87	0.91	0.92	0.94
昭和24年		0.66	0.72	0.79	0.84	0.87	0.90	0.91	0.93

上記の表に該当する耐用年数がない資産についての倍数は、そのよる。

$$(1-償却率)^{n} \times 取得の時期に応ずる別表第二の倍数$$

上記の算式において、

「償却率」とは、

1　昭和 19 年以前に取得した資産については、その耐用年

2　昭和 20 年以降に取得した資産については、その耐用年償却率をいい、

「n」とは、

1　昭和 19 年以前に取得した資産については、その取得の

2　昭和 20 年以降に取得した資産については、その取得のあるときは、これを切り上げる。）をいう。

20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	60年	80年	取得の時期＼耐用年数	
15	17	18	18	19	20	20	21	21	1月—2月	昭和21年
10	11	12	13	13	14	14	14	15	3月	
8.3	9.0	9.6	10	10	10	10	11	11	4月—6月	
7.3	7.9	8.4	8.7	9.0	9.2	9.3	9.6	9.9	7月—9月	
6.5	6.9	7.3	7.6	7.8	8.0	8.1	8.3	8.6	10月—12月	
5.9	6.3	6.6	6.9	7.0	7.2	7.3	7.5	7.7	1月—3月	昭和22年
4.6	4.9	5.1	5.2	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	4月—6月	
2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.2	7月—9月	
1.9	2.0	2.1	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	10月—12月	
1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.2	1月—3月	昭和23年
1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	4月—6月	
1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	7月—9月	
0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	10月—12月	
0.94	0.96	0.98	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	昭和24年	

取得の時期及び耐用年数に応じて下記の算式により計算した数に

数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい、

数を4倍した耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた

年から昭和 24 年までの経過年数をいい、

月から昭和 24 年 12 月までの経過月数を3で除した数（端数が

別表第二　鉱業用減価償却資産及びその他の事業用資産（法人）についての再評価倍数表

取得の時期	倍数	取得の時期	倍数
明治33年以前	415	昭和 6 年	271
明治 34 年	432	昭和 7 年	244
明治 35 年	428	昭和 8 年	213
明治 36 年	402	昭和 9 年	209
明治 37 年	383	昭和 10 年	204
明治 38 年	356	昭和 11 年	196
明治 39 年	346	昭和 12 年	161
明治 40 年	321	昭和 13 年	153
明治 41 年	333	昭和 14 年	138
明治 42 年	349	昭和 15 年	123
明治 43 年	345	昭和 16 年	115
明治 44 年	332	昭和 17 年	106
明治 45 年 大正 元 年	314	昭和 18 年	99
大正 2 年	313	昭和 19 年	87
大正 3 年	328	昭和20年 1月—3月	79
大正 4 年	324	4月—6月	64
大正 5 年	268	7月—9月	59
大正 6 年	213	10月—12月	41
大正 7 年	162	昭和21年 1月—2月	24
大正 8 年	133	3月	17
大正 9 年	121	4月—6月	12
大正 10 年	156	7月—9月	11
大正 11 年	160	10月—12月	9.5
大正 12 年	157	昭和22年 1月—3月	8.4
大正 13 年	152	4月—6月	6.3
大正 14 年	155	7月—9月	3.5
大正 15 年 昭和 元 年	175	10月—12月	2.5
昭和 2 年	184	昭和23年 1月—3月	2.3
昭和 3 年	183	4月—6月	2.2
昭和 4 年	188	7月—9月	1.3
昭和 5 年	229	10月—12月	1.1
		昭和 24 年	1.0

別表第三　無形減価償却資産についての再評価倍数表

取得の時期 ＼ 種類	試験研究費	実用新案権及び意匠権	漁業権、特許権及び営業権	商標権	水利権
昭和 6 年	—	—	—	—	13
昭和 7 年	—	—	—	—	24
昭和 8 年	—	—	—	—	32
昭和 9 年	—	—	—	—	41
昭和 10 年	—	—	—	—	51
昭和 11 年	—	—	—	14	58
昭和 12 年	—	—	—	22	56
昭和 13 年	—	—	—	31	61
昭和 14 年	—	—	—	37	62
昭和 15 年	—	—	—	42	61
昭和 16 年	—	—	11	46	63
昭和 17 年	—	—	21	50	63
昭和 18 年	—	—	29	53	64
昭和 19 年	—	12	35	52	61
昭和20年 1月—3月	—	23	39	53	59
4月—6月	3.2	21	33	44	49
7月—9月	5.9	21	32	41	46
10月—12月	6.2	16	24	30	33
昭和21年 1月—2月	4.9	10	14	18	19
3月	3.4	7.8	10	12	13
4月—6月	3.2	6.0	8.0	9.7	10
7月—9月	3.3	5.5	7.1	8.4	9.1
10月—12月	3.3	5.1	6.4	7.4	7.9
昭和22年 1月—3月	3.3	4.8	5.9	6.7	7.1
4月—6月	2.8	3.8	4.6	5.2	5.4
7月—9月	1.7	2.2	2.6	2.9	3.0
10月—12月	1.4	1.7	1.9	2.1	2.2
昭和23年 1月—3月	1.4	1.6	1.8	2.0	2.1
4月—6月	1.4	1.7	1.8	2.0	2.0
7月—9月	0.91	1.0	1.1	1.1	1.2
10月—12月	0.83	0.91	0.97	1.0	1.0
昭和 24 年	0.84	0.90	0.95	0.99	1.0

別表第五　土地及び土地の上に存する権利の再評価倍数表

取得の時期	倍数	取得の時期	倍数
明治33年以前	108	昭和6年	53
明治34年	112	昭和7年	56
明治35年	111	昭和8年	56
明治36年	104	昭和9年	54
明治37年	99	昭和10年	53
明治38年	92	昭和11年	50
明治39年	90	昭和12年	48
明治40年	83	昭和13年	46
明治41年	86	昭和14年	43
明治42年	90	昭和15年	40
明治43年	89	昭和16年	38
明治44年	86	昭和17年	36
明治45年 大正元年	81	昭和18年	32
大正2年	81	昭和19年	28
大正3年	87	昭和20年 1月—3月	25
大正4年	94	昭和20年 4月—6月	23
大正5年	91	昭和20年 7月—9月	21
大正6年	78	昭和20年 10月—12月	19
大正7年	59	昭和21年 1月—2月	17
大正8年	37	昭和21年 3月	15
大正9年	36	昭和21年 4月—6月	13
大正10年	37	昭和21年 7月—9月	10
大正11年	37	昭和21年 10月—12月	7.6
大正12年	38	昭和22年 1月—3月	5.7
大正13年	39	昭和22年 4月—6月	4.6
大正14年	38	昭和22年 7月—9月	3.8
大正15年 昭和元年	38	昭和22年 10月—12月	2.8
昭和2年	39	昭和23年 1月—3月	2.1
昭和3年	40	昭和23年 4月—6月	1.7
昭和4年	42	昭和23年 7月—9月	1.4
昭和5年	46	昭和23年 10月—12月	1.2
		昭和24年	1.0

別表第四　その他の事業用資産（個人）、株式及び非事業用資産（土地及び家屋を除く。）についての再評価倍数表

取得の時期（合併）	倍数
昭和21年 3月	7.4
昭和21年 4月—6月	5.7
昭和21年 7月—9月	4.9
昭和21年 10月—12月	5.3
昭和22年 1月—3月	3.9
昭和22年 4月—6月	2.8
昭和22年 7月—9月	1.9
昭和22年 10月—12月	1.8
昭和23年 1月—3月	1.6
昭和23年 4月—6月	1.4
昭和23年 7月—9月	1.1
昭和23年 10月—12月	1.1
昭和24年	1.0

○資産再評価法施行令

（昭和二十五年四月二十五日政令第九十五号）

改正　昭和二十五年政令第二百三十二号、同年政令第二百七十五号、
昭和二十六年政令第九十六号

（定義）

定義　第一条　この政令において「帳簿価額」、「再評価」、「再評価額」、「再評価日」、「減価償却資産」、「取得価額」、「財産税調査時期」、「財産税評価額」、「事業年度」、「発行法人」、「第二会社」、「新会社」、「合併法人」、「被合併法人」、「決定整備計画」又は「企業再編成計画書」とは、資産再評価法（以下「法」という。）に規定する帳簿価額、再評価、再評価額、再評価日、減価償却資産、取得価額、財産税調査時期、財産税評価額、事業年度、発行法人、第二会社、新会社、合併法人、被合併法人、決定整備計画又は企業再編成計画書をいう。（昭和二十五年政令第二百三十二号改正）

（事業の範囲）

事業の範囲　第二条　法第二条第五項に規定する事業は、左に掲げるものとする。

一　卸売業及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）
二　製造業（修理業を除く。）
三　建設業（土木建築の設計監督業を除く。）
四　鉱業（砂鉱業及び土石採取業を含む。）
五　金融業及び保険業
六　農業

七　林業及び狩猟業
八　漁業及び水産養殖業
九　不動産業
十　運輸業、通信業その他の公益事業（倉庫業、保管業、ガス業、電気業、水道業及び衛生業を含む。）
十一　サービス業（自由職業及び修理業を含む。）
十二　第九号及び第十号に掲げるものを除く外、対価を得て行う家屋又は船舶の貸付
十三　前各号に掲げるものを除く外、対価を得て行う継続的行為

（基準日の特例）

基準日の特例

第三条　法第三条第十号に規定する資産は、左の各号に掲げる資産とし、当該資産についての基準日は、当該各号に掲げる日とする。

一　昭和二十五年一月一日において在外資産（会社経理応急措置法施行令（昭和二十一年勅令第三百九十一号）第二十五条に規定する在外資産をいう。以下同じ。）である資産で同日後在外資産に該当しないこととなつたものについては、その在外資産に該当しないこととなつた日

二　昭和二十五年一月一日後戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）第六十条第一項の規定により、国、地方公共団体又は特定機関（同法第一条に規定する特定機関をいう。）から譲渡を受ける資産については、その譲渡を受ける日

三　昭和二十五年一月一日において過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）第三条の規定により指定されている会社（同年八月三十一日までにその指定の取消又は同法第十一条第二項の規定による決定指令の通達を受けたものを除く。）の有する資産については、その指定の取消又は同法第十一条第二項

の規定による決定指令の通達の日（昭和二十五年政令第二百三十二号追加）

四　昭和二十五年一月一日後決定整備計画又は企業再編成計画書の定めるところにより第二会社以外の者が著しく低い価額の対価で出資又は譲渡を受ける資産については、その出資又は譲渡を受ける日（同上）

五　産業復興公団法（昭和二十二年法律第五十七号）の規定に基き昭和二十五年一月一日において産業復興公団から借り受けている資産で同日後同年八月三十一日までに産業復興公団から著しく低い価額の対価で譲渡を受けるものについては、その譲渡を受ける日（同上）

六　昭和二十五年一月一日後連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号改正）又は連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）の規定に基き資産の返還又は回復を受ける者の当該返還又は回復を受ける資産については、その返還又は回復を受ける日（同上）

七　昭和二十五年一月一日において連合国軍の調達要求文書による要求に基きその使用に供されている資産（資産の一部がその使用に供されている場合においては、当該資産のうちその使用に供されている部分の資産）で同年八月三十一日までに納税地の所轄税務署長にその使用の解除の日まで当該資産について再評価を行わない旨の届出があつたものについては、その使用の解除の日（昭和二十八年一月一日までにその使用を解除されかなつた場合においては、同日）（昭和二十五年政令第二百七十五号追加）

八　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第二条に規定するホテル業を営んでいる者が昭和二十五年一月一日において地方公共団体から借り受けているホテル施設で同日後昭和二十六年三月三十一日までに当該地方公共団体から著しく低い価額の対価で譲渡を受けるものについては、その譲渡を受ける日（同上）

（帳簿価額のない資産）

帳簿価額のない資産

第四条　法第七条第五号に規定する資産は、在外資産であつた資産とする。

公共性のある事業

（公共性のある事業）

第四条の二　法第十三条の二第二項に規定する公共性のある事業は、左に掲げるものとする。（昭和二十六年政令第九十六号追加）

一　公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）に規定する電気事業及びガス事業

二　地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）に規定する地方鉄道業

三　軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業

（法人の再評価日において有する株式の再評価額）

第五条　法人の有する法第二十二条第一項第六号に規定する発行法人の株式及び新たに取得した株式について同号に規定する金額は、左の各号に定める金額とする。

法人の再評価日において有する株式の再評価額

一　財産税調査時期後基準日前に発行法人の資本の減少又は解散に因り、その有する発行法人の株式について金銭を取得した場合における当該発行法人の株式については、左の算式により計算した金額

発行法人の株式の法第二十二条第一項第二号の金額－（発行法人の株式一株当り出資金額×出資の時期に応ずる法別表第四の倍数）

二　財産税調査時期後基準日前に退社又は脱退に因り、その有していた発行法人の株式について金銭及び発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその取得した株式については、法第二十二条第一項第五号イ又はロの規定に準じて計算した金額。この場合において、「被合併法人」とあるのは、「発行法人」と読み替えるものとする。

三　財産税調査時期後基準日前に発行法人の第二会社に対する資産の出資に基く割当に因り、その有する発行法人の株式について新たに第二会社の株式を取得した場合におけるその発行法人及び第二会社の株式については、左の各号に掲げる金額

イ　発行法人が解散し、企業再建整備法施行令（昭和二十一年勅令第五百一号）第一条に規定する資本の負担すべき特別損失の額（以下「特損負担額」という。）がない場合において、

1　当該第二会社の株式を取得するために金銭を支払つたときは、

(イ)　発行法人の株式については、その払込金額

(ロ)　第二会社の株式については、左の算式により計算した金額

発行法人の株式の法第二十二条第一項第二号の金額－発行法人の株式の払込金額＋（第二会社の株式の取得のための支払金額×発行法人の株式1株当り第二会社の株式取得数）

2　当該第二会社の株式を取得するために金銭を支払わなかつたときは、左の算式により計算した金額

(イ)　発行法人の株式については、

発行法人の株式の法第二十二条第一項第二号の金額－発行法人の株式の払込金額

(ロ)　第二会社の株式については、

発行法人の株式の法第二十二条第一項第二号の金額－発行法人の株式の払込金額

法人の株式1株当り第二会社の株式取得数×法別表第四の倍数

発行法人の株式1株当り第二会社の株式取得数

ロ　発行法人が解散し、特損負担額がある場合において、

1　当該第二会社の株式を取得するために金銭を支払つたときは、

(一)　発行法人の株式については、その払込金額から発行法人の株式一株当り特損負担額を控除した金額

(二)　第二会社の株式については、左の算式により計算した金額

発行法人の株式の法第二十二条第一項第二号の金額－発行法人の株式の取得のための支払金額－発行法人の株式一株当り第二会社の株式一株当り特損負担額×第二会社の株式取得数

2　当該第二会社の株式を取得するために金銭を支払わなかつたときは、左の算式により計算した金額

(一)　発行法人の株式については、

発行法人の株式一株当り第二会社の株式一株当り特損負担額×発行法人の株式一株当り第二会社の株式取得数

(二)　第二会社の株式については、

発行法人の株式の法第二十二条第一項第二号の金額－発行法人の株式の等式の払込金額×第二会社の株式取得数

ハ　発行法人が存続する場合において、

1　当該第二会社の株式を取得するために金銭を支払つたときは、法第二十二条第四号イの算式に準じて計算した金額。この場合において、「旧株」とあるのは「発行法人の株式」と、「新株引受数」とあるのは「第二会社の株式取得数」と、「新株の払込金額」とあるのは「第二会社の株式の取得のための支払金額」と読み替えるものとする。

2　当該第二会社の株式を取得するために金銭を支払わなかつたときは、左の算式により計算した金額

発行法人の株式の法第二十二条第一項第二号の金額

1＋発行法人の株式一株当り第二会社の株式取得数

（個人の株式の再評価額）

第六条　個人の有する法第二十二条第一項第六号に規定する事由に該当する株式について法第二十三条の規定により法第二十二条第一項第六号の規定に従い再評価額を計算する場合において、当該株式が前条第三号イ又はロに規定する事由に該当するときは、特損負担額があるかどうかを問わず、同号イの規定に従うものとする。

個人の株式の再評価額

2　個人の有する法第二十三条第四号に規定する発行法人の株式及び新たに取得した株式の再評価額は、左の各号に定める金額とする。

一　基準日以後発行法人の資本の減少又は解散に因り、その基準日において有する発行法人の株式について金銭を取得し、その取得した金銭の額の累計額が、法第四十三条第一項に規定する財産税評価額又は取得価額以下である場合における当該発行法人の株式については、当該発行法人の株式について法第二十二条第一項各号の規定に従い計算した金額から当該発行法人の株式について取得した金銭の額を控除した金額

二　基準日から昭和二十五年三月三十一日までの間において退社又は脱退に因り、その基準日において有していた株式について金銭及び発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその取得した株式については、法第二十三条第二号イ又はロの規定に準じて計算した金額。この場合において、「被合併法人」と

あるのは、「発行法人」と読み替えるものとする。

三　昭和二十五年四月一日以後退社又は脱退に因り、その基準日において有していた株式について金銭及び発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその取得した株式については、法第二十三条第三号イからニまでの規定に準じて計算した金額。この場合において、「被合併法人」とあるのは「発行法人」と、「合併法人」とあるのは「発行法人以外の法人」と読み替えるものとする。

四　基準日以後発行法人の第二会社又は新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、その有する発行法人の株式について新たに取得した第二会社又は新会社の株式及び発行法人の株式については、前条第三号イ又はハ及び前項の規定に準じて計算した金額。この場合において、前条第三号イ又はハ中「法第二十二条第一項第一号又は第二号の金額」とあるのは、「法第二十二条第一項各号の金額」と読み替えるものとする。

五　基準日以後発行法人の株式の分割に因り、その基準日において有していた株式について交付を受けた株式については、その基準日において有していた株式について法第二十二条第一項各号の規定に従い計算した金額を当該株式の一株当り分割株式数で除した金額（昭和二十六年政令第九十六号追加）

六　基準日以後発行法人の株式の併合に因り、その基準日において有していた株式について交付を受けた株式については、当該株式に併合されたその基準日において有していた各株式について法第二十二条第一項各号の規定に従い計算した金額を合計した金額（同上）

七　基準日以後発行法人の株式による利益の配当又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十六条に規定する積立金額の資本への組入れに因り、その基準日において有する発行法人の株式について新たに株式の交付を受けた場合における当該発行法人の株式及びその交付を受けた株式については、左の算式により計算した金額（同上）

発行法人の株式の法第二十二条第一項各号の金額＋発行法人の株式一株当り株式配当金額
1＋発行法人の株式一株当り交付株式数

3　前項第七号及び第十条第七号の算式において「株式配当金額」とは、交付を受けた株式による利益の配当の金額又は交付を受けた株式について所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第五条第一項第四号の規定により利益の配当とみなされる金額をいうものとする。（同上）

取得の時期及び取得価額の特例

（取得の時期及び取得価額の特例）

第七条　法第二十九条第十五号に規定する資産は、左の各号に掲げる資産とし、当該資産については、当該各号に掲げる時期及び金額を、それぞれその取得の時期及び取得価額とみなす。但し、当該資産が同条第四号から第六号までの規定に該当する場合においては、これらの規定に規定する取得の時期及び取得価額をその取得の時期取び取得価額とすることを妨げない。

一　財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律（昭和二十二年法律第百三十一号）の規定に基き財団法人理化学研究所から資産の現物出資を受けて設立された株式会社の当該出資を受けた資産については、財団法人理化学研究所の当該資産の取得の時期及び取得価額

二　旧農業団体法（昭和十八年法律第四十六号）の規定に基き同法に規定する農業団体が同法第九十三条に規定する受命法人から譲渡を受けた資産（農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）の規定に基き当該農業団体から農業協同組合又は農業協同組合連合会に譲渡された当該資産を含む。）については、当該受命法人の当該資産の取得の時期及び取得価額

三　旧水産業団体法（昭和十八年法律第四十七号）の規定に基き同法に規定する水産業団体が同法第九十四

条に規定する受命法人から譲渡を受けた資産（水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）の規定に基き当該水産業団体から水産業協同組合に譲渡された当該資産を含む。）については、当該受命法人の当該資産の取得の時期及び取得価額

四　決定整備計画又は企業再編成計画書の定めるところにより第二会社以外の者が著しく低い価額の対価で出資又は譲渡を受けた資産については、当該資産を出資又は譲渡した会社の当該資産の取得の時期及び取得価額（昭和二十五年政令第二百三十二号追加）

五　産業復興公団法の規定に基き産業復興公団から資産を借り受けていた者が産業復興公団から著しく低い価額の対価で譲渡を受けた当該資産については、産業復興公団の当該資産の取得の時期及び取得価額（同上）

六　連合国財産の返還等に関する政令又は連合国財産である株式の回復に関する政令の規定に基き資産の返還又は回復を受けた者の当該資産については、昭和二十年八月以前におけるその者の当該資産の取得の時期及び取得価額（同上）

七　国際観光ホテル整備法第二条に規定するホテル業を営んでいる者で地方公共団体からホテル施設を借り受けていたものが当該地方公共団体から著しく低い価額の対価で譲渡を受けた当該ホテル施設については、当該地方公共団体の当該資産の取得の時期及び取得価額（昭和二十五年政令第二百七十五号追加）

八　前各号に掲げる場合を除く外、法令に基き法人の解散等に因り当該法人から他の法人が著しく低い価額の対価で譲渡を受けた資産については、その譲渡をした法人の当該資産の取得の時期及び取得価額

（法人の資産についての課税標準の特例）

第八条　法第四十条第三項第二号に規定する資産は、左の各号に掲げる資産とする。

一　在外資産であつた資産

二　旧勘定（会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）に規定する旧勘定をいう。以下同じ。）に所属していた株式

三　旧勘定に所属していた資産で、き損、損壊又は価額の変動その他の事情によりその価額が減少したためその帳簿価額の減額をしたもの

（法人の株式についての再評価日の直前における帳簿価額）

第九条　法人の法第四十一条第一項第四号に規定する株式の法第四十条第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額は、それぞれ左の各号に掲げる金額とする。

一　第六条第二項第一号に規定する事由に該当する場合における株式については、再評価日の直前における当該株式の帳簿価額から当該株式について取得した金銭の額を控除した金額

二　第六条第二項第二号に規定する事由に該当する場合における株式については、法第四十三条第一項第三号イ又はロの規定に準じて計算した金額。この場合において、「被合併法人」とあるのは「発行法人」と、「前条第一項第一号又は第二号の金額」とあるのは「再評価日の直前における帳簿価額」と読み替えるものとする。

三　第六条第二項第三号に規定する事由に該当する場合における株式については、法第四十三条第一項第四号イからニまでの規定に準じて計算した金額。この場合において、「被合併法人」とあるのは「発行法人」と、「前条第一項第一号又は第二号の金額」とあるのは「再評価日の直前における帳簿価額」と、「合併法人」とあるのは「発行法人以外の法人」と読み替えるものとする。

四　第六条第二項第四号に規定する事由に該当する場合における株式については、第十条第四号の規定に準

じて計算した金額。この場合において、第十条第四号中「法第四十二条第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額」及び第十条第四号ハにおいて準ずる法第四十三条第一項第二号イ中「前条第一項第一号又は第二号の金額」とあるのは、「再評価日の直前における帳簿価額」と読み替えるものとする。

五　第六条第二項第五号に規定する事由に該当する場合における株式については、当該株式の取得の基因となつた株式の再評価日の直前における帳簿価額をその一株当り分割株式数で除した金額（昭和二十六年政令第九十六号追加）

六　第六条第二項第六号に規定する事由に該当する場合における株式については、当該株式に併合された各株式の再評価日の直前における帳簿価額を合計した金額（同上）

七　第六条第二項第七号に規定する事由に該当する場合における株式については、第十条第七号の規定に準じて計算した金額。この場合において、「財産税評価額又は取得価額」とあるのは、「再評価日の直前における帳簿価額」と読み替えるものとする。（同上）

（個人の株式についての財産税評価額又は取得価額）

第十条　法第四十三条第一項第五号に規定する株式についての法第四十二条第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額は、それぞれ左の各号に掲げる金額とする。

一　第五条第一号又は第六条第二項第一号に規定する事由に該当する場合における株式については、当該株式についての法第四十二条第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額から当該株式について取得した金銭の額を控除した金額

二　第五条第二号又は第六条第二項第二号に規定する事由に該当する場合における株式については、法第四十三条第一項第三号イ又はロの規定に準じて計算した金額。この場合において、「被合併法人」とあるのは、「発行法人」と読み替えるものとする。

三　第六条第二項第三号に規定する事由に該当する場合における株式については、法第四十三条第一項第四号イ、ロ又はニの規定に準じて計算した金額。この場合において、「被合併法人」とあるのは「発行法人」と、「合併法人」とあるのは「発行法人以外の法人」と読み替えるものとする。

四　第五条第三号又は第六条第二項第四号に規定する事由に該当する場合における株式については、左の各号に掲げる金額（昭和二十六年政令第九十六号改正）

イ　第五条第三号イ1若しくはロ1に規定する事由又は第六条第二項第四号に規定する事由（第五条第三号イ1又はロ1の規定に準じて計算する場合に限る。）に該当するときは、

1　発行法人の株式については、当該株式についての法第四十二条第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額（当該財産税評価額又は取得価額がその払込金額をこえるときは、その払込金額）

2　第二会社又は新会社の株式については、当該株式を取得するために支払つた金額（発行法人の株式についての法第四十二条第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額が当該発行法人の払込金額をこえるときは、そのこえる金額を当該発行法人の株式について取得した第二会社又は新会社の株式の数で除して得た金額をその取得するために支払つた金額に加算した金額）

ロ　第五条第三号イ2若しくはロ2に規定する事由又は第六条第二項第四号に規定する事由（第五条第三号イ2又はロ2の規定に準じて計算する場合に限る。）に該当するときは、左の算式により計算した金額

1　発行法人の株式については、

第四号イ1の金額－（第一会社の株式の払込金額×発行法人の株式1株当り第二会社の株式取得数）
第四号イ2の金額－（第一会社の株式の払込金額×発行法人の株式1株当り新会社の株式取得数）

2　第二会社又は新会社の株式については、

$$\frac{\text{財産税評価額}-\text{第四号ロ1の金額}}{\text{発行法人の株式の取得価額}}$$

$$\frac{\text{第二会社の株式取得数}}{\text{発行法人の株式1株当り第二会社の株式}}$$

ハ　第五条第三号ハ1に規定する事由又は第六条第二項第四号に規定する事由（第五条第三号ハ1の規定に準じて計算する場合に限る。）に該当するときは、法第四十三条第一項第二号イの算式に準じて計算した金額。この場合において、「旧株」とあるのは「発行法人の株式」と、「新株引受数」とあるのは「第二会社又は新会社の株式の取得のための支払金額」と読み替えるものとする。

ニ　第五条第三号ハ2に規定する事由又は第六条第二項第四号に規定する事由（第五条第三号ハ2の規定に準じて計算する場合に限る。）に該当するときは、左の算式により計算した金額

$$\frac{\text{財産税評価額}}{\text{発行法人の株式の取得価額}}$$

$$\frac{\text{第二会社の株式取得数}}{\text{発行法人の株式1株当り第二会社の株式}}$$

五　第六条第二項第五号に規定する事由に該当する場合における株式については、当該株式の取得の基因となつた株式についての法第四十二条第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額をその一株当り分割株式数で除した金額

六　第六条第二項第六号に規定する事由に該当する場合における株式については、当該株式に併合された各株式についての法第四十二条第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額を合計した金額

七　第六条第二項第七号に規定する事由に該当する場合における株式については、左の算式により計算した金額

$$\frac{\text{財産税評価額}+\text{発行法人の株式1株当り株式配当金額}}{\text{発行法人の株式の取得価額}}$$

$$\frac{\text{発行法人の株式1株当り株式配当}}{1+\text{発行法人の株式}}$$

（法人の事業年度が六月に満たない場合等における再評価税の納付）

法人の事業年度が六月に満たない場合等における再評価税の納付

第十一条　減価償却資産について再評価を行つた法人の事業年度が六月に満たない場合において、当該法人が法第五十一条第一項の規定により当該資産について納付すべき各事業年度分の再評価税額は、それぞれ左の各号に掲げる金額とする。

一　再評価日から一年を経過した日の前日が当該法人の事業年度終了の日である場合においては、その日までに終了する各事業年度分については、当該再評価税額の二分の一に相当する税額に当該事業年度の月数（再評価日が事業年度開始の日でない場合においては、再評価日を含む事業年度分については、再評価日から当該事業年度終了の日までの月数）を乗じて算出した金額を十二分した金額

二　再評価日から一年を経過した日の前日が当該法人の事業年度終了の日でない場合においては、再評価日から一年を経過した日の前日までに終了する各事業年度分については、当該再評価税額の二分の一に相当する税額に当該事業年度の月数（再評価日が事業年度開始の日でない場合においては、再評価日を含む事業年度分については、再評価日から当該事業年度終了の日までの月数）を乗じて算出した金額を十二分した金額、再評価日から一年を経過した日を含む事業年度分については、当該再評価税額の二分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後一年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額と当該再評価税額の四分の一に相当する税額に再評価日以後一年を経過した日から当該事業年度終了

の日までの月数を乗じて算出した金額との合計額を十二分した金額

三　前二号及び第四号に規定する事業年度以外の事業年度分については、当該再評価税額の四分の一に相当する税額に当該事業年度の月数を乗じて算出した金額を十二分した金額

四　再評価日から三年を経過した日の前日が当該法人の事業年度終了の日でない場合においては、再評価日から三年を経過した日を含む事業年度分については、当該再評価税額の四分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後三年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額を十二分した金額

五　前各号の規定により計算した金額の合計額が当該再評価税額に満たない場合における再評価日から三年を経過した日の前日を含む事業年度分については、前二号の規定にかかわらず、前二号の規定により計算した金額にその満たない金額を加算した金額

2　減価償却資産について再評価を行つた法人が合併に因り消滅した場合において、合併法人が合併に因り取得した減価償却資産についての再評価税額のうち合併の日から二月を経過した日までに納期がまだ到来していない再評価税額（法第五十六条の規定により納付が延期されている税額を含む。）があるときは、合併法人が法第五十一条第一項の規定により当該資産について納付すべき再評価税額については、被合併法人の当該資産についての再評価日を合併法人の当該資産についての再評価日と、合併の日から合併の日を含む事業年度開始の日と、合併の日から合併の日を含む事業年度終了の日までの月数を当該事業年度の月数とみなして、同項又は前項の規定を適用する。

（納付の手続）

納付の手続

第十一条の二　法第五十一条から第五十六条まで、第五十八条、第六十条又は第六十一条の規定により再評価税を納付する場合には、大蔵省令で定める書式による納付書を添え、日本銀行の本店、支店若しくは代理店において納付し、又は郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び払渡の事務に関する政令（昭和二十四年政令第百七十四号）の規定に従い、郵便局において納付するものとする。（昭和二十五年政令第二百三十二号追加）

（更正又は決定の権限）

更正又は決定の権限

第十二条　法第六十五条又は第六十七条の規定による更正のうち、法人が法第四十五条、第四十五条の二又は第四十八条第一項の規定により提出した明細書に記載された再評価額の限度額及び再評価額の限度額に相当する金額の合計額が、五億円以上のものに係るもの及び個人が法第四十六条、第四十六条の二又は第四十八条第一項の規定により提出した申告書で当該申告書に記載された減価償却資産の再評価額が一千万円以上のものに係るものは、国税局長が行うものとする。（昭和二十六年政令第九十六号改正）

2　前項の規定による更正を除く外、法第六十五条から法第六十七条までの規定による更正又は決定は、税務署長が行うものとする。

（審査請求の手続）

審査請求の手続

第十三条　法第七十二条第一項の規定により審査の請求をしようとする者は、同項に規定する通知に係る事項、その不服の事由並びに請求者の氏名又は名称及び住所（法の施行地に住所がないときは、居所）を記載した審査請求書に証拠書類を添付し、当該通知をした税務署長を経由して、国税庁長官又は国税局長に提出しなければならない。

2　前項の場合において、同項に規定する税務署長が審査請求書を受け取つたときは、当該審査請求書は、法

第七十二条第一項に規定する国税庁長官又は国税局長に対し提出されたものとみなす。

（仮勘定として経理すべき資産）

仮勘定として経理すべき資産

第十四条　法第百条第一項に規定する資産は、左に掲げる資産とする。

一　旧勘定に所属していた資産

二　新勘定（会社経理応急措置法に規定する新勘定をいう。）に所属していた会社財産（同法に規定する会社財産をいう。）である土地、建物その他の事業設備（これらのものの売買を会社の目的とする場合を除く。）

2　法第百条第二項に規定する資産は、左に掲げる資産とする。

一　在外資産であつた資産

二　旧勘定に所属していた資産で、き損、損壊又は価額の変動その他の事情によりその価額が減少したためその帳簿価額の減額をしたもの

（再評価差額等による損失のてん補の事実の明示）

再評価差額等による損失のてん補の事実の明示

第十五条　法第百一条第一項又は第二項の規定により法人が再評価差額をもつて損失をてん補し、又は第二会社特別勘定を償却したときは、当該法人は、昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度までは、貸借対照表の資産の部にそのてん補された損失の額又は償却された第二会社特別勘定の額を、貸借対照表の負債の部にその損失のてん補又は第二会社特別勘定の償却に充てられた再評価差額を付記しなければならない。（昭和二十六年政令第九十六号改正）

2　前項の規定は、法第百七条第一項第三号の規定により法人が再評価積立金をもつて損失をてん補した場合について準用する。

（法の施行地）

法の施行地

第十六条　法第百二十三条に規定する付属の島は、本州、北海道、四国及び九州に付属する島のうち、左に掲げる島以外の島とする。

一　千島列島（琉球諸島を含む。）

二　小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖鳥島、南鳥島及び中鳥島

三　竹の島

四　北緯三十度以南の南西諸島（口の島を含む。）

附　則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用する。

附　則（昭和二十五年七月十九日　資産再評価法施行令の一部を改正する政令）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用する。

附　則（昭和二十五年八月二十六日　資産再評価法施行令の一部を改正する政令）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用する。

附　則（昭和二十六年四月十日　資産再評価法施行令の一部を改正する政令）

この政令は、公布の日から施行する。但し、第六条、第九条及び第十条の改正規定は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日から施行する。

○資産再評価法施行規則

（昭和二十五年四月二十五日大蔵省令第三十七号）

改正　昭和二十五年省令第九十五号
　　昭和二十六年省令第三十三号

（非事業用資産を事業の用に供した場合の減価の価額の計算）

非事業用資産を事業の用に供した場合の減価の価額の計算

第一条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号。以下「法」という。）第二十七条の規定により減価償却資産の再評価額の限度額から控除する減価の価額は、当該資産について所得税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十号）第十二条の十五の規定に準じて計算した減価の価額の累積額に相当する金額とする。（昭和二十六年省令第三十三号改正）

（個人の資産の減価の価額の計算）

個人の資産の減価の価額の計算

第二条　法第四十二条第四項に規定する減価の価額は、事業の用に供する資産については、所得税法施行規則第十二条の十一に規定する方法のうち当該資産について選定された方法又は当該資産についてよるべきものとして定められた所得税法施行規則第十二条の十二に規定する方法により計算した償却額の累積額に相当する金額とし、事業の用に供しない資産については、所得税法施行規則第十二条の十五の規定に準じて計算した減価の価額の累積額とする。（昭和二十六年省令第三十三号改正）

（法人の申告書の記載事項）

法人の申告書の記載事項

第三条　法第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の規定による申告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。（昭和二十六年省令第三十三号改正）

一　再評価を行つた法人の名称及び代表者の氏名並びに納税地及びその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なるときは、その本店又は主たる事務所の所在地（法の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人で法の施行地に資産又は事業を有するものについては、法の施行地における主たる資産又は事業の所在地及びその資産又は事業の管理又は経営の責任者の氏名を含む。以下同じ。）

二　法第九十一条の規定により納税管理人を定めたときは、その名称又は氏名及び住所（法の施行地に住所がないときは居所とする。以下同じ。）

三　再評価日における資本金（出資金を含む。）の額

四　再評価を行つた法人の事業の種類

五　再評価日及び再評価日を含む事業年度の期間

六　再評価を行つた資産を、有形減価償却資産、無形減価償却資産、鉱業の用に供する減価償却資産、その他の事業用資産（法第二十条第一項に規定するその他の事業用資産をいう。）並びに土地及び土地の上に存する権利並びに株式ごとに区分して合計した場合におけるそれぞれの再評価額、再評価差額、再評価税額、再評価額の限度額及び再評価日の直前における帳簿価額並びにこれらの額の合計額

七　減価償却資産の再評価税について、法第五十一条第一項の規定により納付すべき各事業年度分の予定納付税額

八　法第九十七条の規定による総会その他これに準ずるものの承認の日

（明細書の記載事項等）

明細書の記載事項等

第四条　法第四十五条第四項（法第四十六条第四項において準用する場合を含む。）の明細書は、左の各号に規定する区分に従つて作成しなければならない。

一　再評価を行つた資産については、左の区分

イ　昭和二十五年一月一日において有していたものについて前条第六号に掲げる資産の種類による区分
ロ　昭和二十五年一月一日後に取得したものについて前条第六号に掲げる資産の種類による区分

二　再評価を行わなかつた有形減価償却資産及び土地で昭和二十五年一月一日において有し、且つ、基準日において有していたものについては、左の区分
イ　有形減価償却資産
ロ　土地

2　法第四十五条の二第二項（法第四十六条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の明細書は、前条第六号に掲げる資産の種類による区分に従つて作成しなければならない。（昭和二十六年省令第三十三号追加）

3　前二項の規定による区分に従つて作成した明細書には、左に掲げる事項（法第四十五条の二第二項の明細書については、第五号及び第十二号を除く。）を記載しなければならない。（昭和二十六年省令第三十三号改正）

一　前条第一号に規定する事項
二　資産の種類及び細目並びに耐用年数
三　資産の属する事業の種類
四　資産の所在地（その資産が船舶、車輛等で二以上の市町村（法第四十五条第四項に規定する市町村をいう。以下同じ。）にわたつて使用されるとき又は鉄道、発電施設等で二以上の市町村にわたつて所在するときは、その使用され又は所在する市町村名を含む。）
五　再評価を行つた資産の再評価額の限度額と再評価を行わなかつた有形減価償却資産及び土地について法第十七条、第十九条又は第二十一条に規定する再評価額の限度額に相当する金額との合計額
六　資産の取得の時期
七　資産の取得価額及び再評価を行つた資産については、再評価日の直前における帳簿価額
八　鉱業の用に供する資産については、その資産の取得の時期から昭和二十四年十二月三十一日までの償却範囲額の累計額
九　再評価を行つた資産について再評価日前に減価償却又は帳簿価額の減額をした場合におけるその償却額及び減少額の合計金額のうち法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額
十　再評価額の限度額の計算の基礎となつた法別表第一から別表第五までに定められた倍数
十一　法第二十一条の二の規定により再評価額の限度額の計算について控除すべき償却額又は帳簿価額の減少額（昭和二十六年省令第三十三号追加）
十二　株式については、法第二十二条に規定する再評価額の限度額の計算の基礎となつた未払込株金の払込、資本の増加に因る新株の引受等の事実に関する詳細（昭和二十六年省令第三十三号改正）
十三　法第百条の規定により仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した金額があるときは、その金額（同上）

4　法第四十五条第四項の明細書の写は、第一項第一号イ及び同項第二号に掲げる資産について、これらの資産の所在する市町村ごとに又は大蔵省令で定めるところにより、別紙に作成し、それぞれ封筒に入れる等、法第四十五条第八項の規定により税務署長が当該市町村の長又は地方財政委員会に送付することを容易にするための手続を了したものでなければならない。（同上）

5　法第四十七条第三項において準用する場合における法第四十五条第四項の明細書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。（同上）

一　再評価が行われたものとみなされた資産の種類及び細目
二　資産の所在地
三　資産の取得の時期
四　資産の財産税評価額又は取得価額及び譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈があつた時における価額
五　再評価額の計算の基礎となつた法別表第一、別表第四又は別表第五に定められた倍数
六　第二条に規定する減価の価額
七　法第八条第二項の規定により再評価が行われたものとみなされた家屋について、当該家屋が法第八条第一項又は第十三条の三の規定による再評価を行つたものであるときは、これらの規定により行つた再評価の再評価額（昭和二十六年省令第三十三号改正）
八　株式については、法第二十三条に規定する再評価額の計算の基礎となつた未払込株金の払込、資本の増加に因る新株の引受等の事実に関する詳細

（再評価を行わなかつた法人の書類の記載事項等）

第五条　法第四十五条第七項の書類には、基準日において当該法人が有していた有形減価償却資産及び土地について前条第三項第一号から第十号までに規定する事項を記載しなければならない。（昭和二十六年省令第三十三号改正）

2　前条第四項の規定は、前項の書類の写について準用する。（同上）

（税務署長の明細書等の写の送付手続）

第六条　税務署長は、法第四十五条第四項又は第七項の規定による明細書又は書類の提出があつた場合においては、大蔵省令で定めるところにより、その写を地方財政委員会又は市町村の長に送付しなければならない。

（個人の減価償却資産についての申告書の記載事項）

第七条　法第四十六条第一項又は第四十六条の二第一項の規定による申告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。（昭和二十六年省令第三十三号改正）

一　再評価を行つた個人の氏名及び住所
二　法第九十一条の規定により納税管理人を定めたときは、納税管理人の氏名又は名称及び住所
三　再評価を行つた個人の事業の種類
四　再評価日
五　再評価を行つた資産を、有形減価償却資産、無形減価償却資産及び鉱業の用に供する減価償却資産ごとに区分して合計した場合におけるそれぞれの再評価額、再評価差額、再評価税額、再評価額の限度額及び財産税評価額又は取得価額並びにこれらの額の合計額

（個人の減価償却資産以外の資産についての申告書の記載事項）

第八条　法第四十七条第一項の規定による申告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　再評価が行われたものとみなされた資産を基準日において有していた者の氏名及び住所
二　相続又は遺贈に因り再評価が行われたものとみなされた場合においては、当該資産を基準日において有していた者の相続人の氏名及び住所
三　贈与又は遺贈に因り再評価が行われたものとみなされた場合においては、その受贈者又は受遺者の氏名及び住所
四　当該資産について譲渡、贈与、相続又は遺贈があつた日

（修正申告書の記載事項）

修正申告書の記載事項

第九条　法第四十八条第一項又は第三項の規定による修正申告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該修正申告書を提出する者の名称又は氏名及び住所

二　法第四十五条から第四十七条までの規定により提出した申告書を修正する理由及び当該申告書を提出した日

（修正申告書に添付する明細書の記載事項）

修正申告書に添付する明細書の記載事項

第十条　法第四十八条第四項の規定による明細書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。（昭和二十六年省令第三十三号改正）

一　法第四十八条第一項の規定による修正申告書に係る資産については、修正前及び修正後の第四条第三項各号に掲げる事項

二　法第四十八条第三項の規定による修正申告書に係る資産については、修正前及び修正後の第四条第五項各号に掲げる事項

第十条の二　資産再評価法施行令（昭和二十五年政令第九十五号）第十一条の二に規定する納付書は、別表書式による。（昭和二十五年省令第九十五号追加）

（相続の場合の延納申請書の記載事項）

相続の場合の延納申請書の記載事項

第十一条　法第六十条第二項の規定による申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該申請書を提出する者の氏名及び住所

二　年賦延納をしようとする再評価税額

（再評価積立金を取りくずした場合等の再評価税の免除申告書の記載事項）

再評価積立金を取りくずした場合等の再評価税の免除申告書の記載事項

第十二条　法第八十四条第二項の規定による申告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該申告書を提出する法人の名称及び代表者の氏名並びに納税地及びその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なるときは、その本店又は主たる事務所の所在地

二　法第百四条の規定により再評価積立金を取りくずした金額

三　法第八十四条第一項に規定する資産の譲渡価額若しくは当該資産を贈与した時における価額

四　当該資産の再評価額並びに再評価日以後の償却額及び償却範囲額の累計額

五　法第百四条第一項に規定する当該資産を譲渡し、又は贈与した時における帳簿価額又は帳簿価額の減額をする前における当該資産の帳簿価額及び再評価日（再評価を二回行つた資産については、その最初の再評価の再評価日）の直前における当該資産の帳簿価額（昭和二十六年省令第三十三号改正）

六　当該資産を譲渡した日若しくは贈与した日又は当該資産の帳簿価額の減額をした日

2　前項の規定は、法第八十五条第四項又は第八十六条第二項の規定による申告書の記載事項について準用する。

（資力喪失の場合の再評価税の免除申請書の記載事項）

資力喪失の場合の再評価税の免除申請書の記載事項

第十三条　法第八十七条第三項の規定による申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該申請書を提出する者の名称又は氏名及び住所

二　資力喪失の事情

三　滅失した資産の再評価額及び滅失した時における帳簿価額

四　滅失した資産について受領した保険金がある場合においては、その受領した保険金の額

（所得税法の規定による控除不足がある場合の再評価税の免除申告書の記載事項）

報告の再評価不足の場合の除外に法人税の申告書免税の規定による所得税の申告書の記載事項

第十四条　法第八十八条第二項の規定による申告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該申告書を提出する者の氏名及び住所

二　再評価が行われたものとみなされた資産の再評価額、再評価差額及び再評価税額並びにその譲渡価額又は贈与、相続若しくは遺贈のあつた時における価額

三　免除される再評価税額算出の基礎となるその者のその年分の総所得金額及び当該金額から所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第十一条の三から第十二条までの規定により控除される金額

償却額の累計額の割合

第十五条　法第百二十一条第二項に規定する割合は、抗道については百分の百とし、個人の有する牛馬については所得税法施行細則（昭和二十二年大蔵省令第三十九号）第三条の二第二項第一号に掲げる区分に従し当該各号に規定する割合を百分の百から控除した割合とする。（昭和二十六年大蔵省令第四十八号改正）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用する。

附　則（昭和二十五年八月二十一日　資産再評価法施行規則の一部を改正する省令）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二十六年四月十日　資産再評価法施行規則の一部を改正する省令）

この省令は、公布の日から施行する。

納付書

第　号	（納人）						
昭和　年度	住所						
一般会計	氏名又は名称						
大蔵省主管	税務署						
租　税	再評価税						
税　額	金	万	千	百	十	円	
利子税額	金						

納付の目的

自昭和　年　月　日
至昭和　年　月　日　事業年度分又は昭和　年分の資産再評価法第　条第　項による納付税額

納付の場所

日本銀行何店
（日本銀行本店、支店又は代理店）

再評価税納付計算書

年度　自昭和　年　月　日　至昭和　年　月　日　昭和　年分

番号		所轄税務署	税務署
減価償却資産	予定納付税額（繰越延納税額を含む）	(イ)	
	譲渡等による納付税額	(ロ)	
	延納税額	(ハ)	
	差引計 (イ)+(ロ)−(ハ)	(ニ)	
その他の資産の譲渡等による納付税額		(ホ)	
資本組入による納付税額		(ヘ)	
計 (ニ)+(ホ)+(ヘ)		(ト)	
免除税額		(チ)	
再差引計 (ト)−(チ)			
昭和　年　月　日		領収日付印	
（納人）住所 氏名			

領収証書

第　　号	（納人）					
年度	住所					
一般会計	氏名又は名称					
大蔵省主管	税務署					
租　　税	再評価税					
税　額　金	万	千	百	十	円	
利子税額　金						

納付の目的

自昭和　年　月　日
至昭和　年　月　日　事業年度分又は

昭和　年分の資産再評価法第　条
第　項による納付税額
何年何月何日　領収

日本銀行何店㊞

領収済通知書

第　　号	（納人）					
昭和　年度	住所					
一般会計	氏名又は名称					
大蔵省主管	税務署					
租　　税	再評価税					
税　額　金	万	千	百	十	円	
利子税額　金						

納付の目的

自昭和　年　月　日
至昭和　年　月　日　事業年度分又は

昭和　年分の資産再評価法第　条
第　項による納付税額
何年何月何日　領収

日本銀行何店㊞

記載上の注意

第一　納付書、領収済通知書及び領収証書については、税務署名、納人住所、氏名又は名称、金額、納付の目的及び納付の場所は、すべて納人において記載すること。

一　納付書、領収済通知書及び領収証書の年度、納付の目的及び納付の場所は、納人において記載すること。

二　年度は、納付の日により区分して記載すること。

三　年度、金額、事業年度及び納付の目的欄は、「アラビヤ」数字で明りょうに記載すること。

四　納付の目的欄には、再評価税を納付する計算の基礎となつた事業年度の期間を、個人の場合には、その年度を記載し、更に納付する税額が資産再評価法第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十三条第一項から第四項まで、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第三項、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十八条第六項又は第六十一条の規定のいずれに該当するかを納人において記載すること。

第二　再評価税納付計算書について

一　年度欄には、法人の場合には、年度を記載する。

二　番号欄には、法人の場合は、あらかじめ通知した法人番号を記載する。また、個人の場合は、記載することを要しない。

三　第一項定納付税額欄には、法第五十一条第一項又は第五十三条予定納付税額の規定により納付すべき再評価税額の合計額（修正申告により増額した再評価税額のうち、まだ納期が到来していない税額及び法第五十六条又は第五十八条の規定によりその納付が延期されている税額を含む。）を記載する。

四　譲渡等による納付税額欄には、減価償却資産で再評価した資産を譲渡等又は贈与した場合において、当該資産についての再評価税額のうち、その譲渡又は贈与した日までに納期が到来していない税額を記載する。

五　延納税額欄には、延納限度額の範囲内において、その納付を延期しようとする税額を記載する。

六　以外の他の資産の譲渡等による納付税額欄には、減価償却資産みなされたものについて、法第五十二条又は第五十四条の規定により納付しなければならない再評価税を記載する。

七　資本組入による納付税額欄には、法人が法第百九条の規定により再評価積立金を資本に組入れた場合に納付すべき再評価税額のうち、その組入れた日の前日までに納期が到来していない税額を記載した日から二月を経過するまで又は第八十四条から第八十六条の規定により再評価税の免除申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、その税額を記載する。

八　免除税額欄には、法第八十四条から第八十六条の規定により再評価税の免除申告書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、その税額を記載する。

○資産再評価の基準の特例に関する省令

（昭和二十五年五月二十六日大蔵省令第五十四号）

改　正　昭和二十六年省令第三十四号

（取得の時期の不明な資産）

取得の時期の不明な資産

第一条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号。以下「法」という。）第三十三条に規定する取得の時期の不明な資産については、左の各号のいずれか一に掲げる時期をその取得の時期とみなすことができる。但し、当該資産について第三号の規定による取得の時期が第二号の規定による取得の時期の前である場合においては、第一号又は第二号に掲げる時期をその取得の時期とみなさなければならない。

一　当該資産について最も古い記録がある時期

二　左に掲げる年数を当該資産の取得の時期から基準日までの経過年数とみなした場合におけるその取得の時期

イ　法人税法施行細則（昭和二十二年大蔵省令第三十号）別表一に掲げる資産については、その基準日以後の使用可能年数を見積り、その年数を、当該資産について同表に定められた耐用年数を一、一五倍した年数から控除した年数

ロ　法人税法施行細則別表二に掲げる資産については、その基準日以後の使用可能年数を見積り、その年数を、当該資産を新たに取得した場合においてこれにつき通常の管理又は修理をなすものとして予測される使用可能年数から控除した年数

三　左のイからトまでに掲げる時期のうち当該資産の取得の時期に最も近いと認められる時期

イ　当該資産の属する工場又は事業場において事業設備として当該資産と一体をなす他の資産で当該資産の取得の時期と同一の時期又はこれに接近する時期に取得したと認められるものの取得の時期

ロ　当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同一種類の事業を営む他の者の有する当該資産と同一種類の資産でその基準日における現況が当該資産に類似するものの取得の時期

ハ　当該資産の構造又は型式によつて推定される取得の時期

ニ　当該資産に表示されているその製作の時期

ホ　当該資産の属する工場又は事業場の建設の時期

ヘ　当該資産がその用に供されている事業の開始の時期

ト　当該資産の取得価額が明らかである場合において、その取得価額によつて推定される取得の時期

（取得価額の不明な資産）

取得価額の不明な資産

第二条　法第三十三条に規定する取得価額の不明な資産については、左の各号に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすことができる。但し、前条第一号の規定により最も古い記録がある時期をその取得の時期とみなした資産についてその価額が当該記録に記載されている場合においては、第一号に掲げる金額をその取得価額とみなさなければならない。

一　当該資産について最も古い記録に記載された価額

二　当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同一種類の事業を営む他の者が当該資産の取得の時期と同一の時期に取得した当該資産又はこれに類似する他の資産の取得価額

三　当該資産の取得の時期における当該資産又はこれに類似する他の資産の価格

四　当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同一種類の事業を営む他の者が当該資

産の取得の時期の前又は後三年以内に取得した当該資産に類似する他の資産でその取得価額の明らかであるものの取得価額に左の算式により計算した数を乗じて算出した金額

当該資産に類似する他の資産の取得の時期に応ずる法別表第二の倍数

当該資産の取得の時期に応ずる法別表第二の倍数

五　当該資産の構造又は型式によつて推定される取得価額

六　当該資産の取得の時期から昭和二十四年十二月三十一日までの償却額の累計額がその期間における償却範囲額（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）又は所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される当該資産についての償却額の限度額をいう。以下同じ。）の累計額に等しいか又はこれをこえる場合においては、左の算式により計算した金額（左の算式において「償却率」及び「n」とは、法別表第一に規定する「償却率」及び「n」をいう。）

イ　当該償却額の累計額が当該償却範囲額の累計額に等しいときは、

当該資産の昭和25年1月1日の直前における帳簿価額

（1－償却率）n

ロ　当該償却額の累計額が当該償却範囲額の累計額をこえるときは、

当該資産の昭和25年1月1日の直前における帳簿価額×（1－償却率）n

（取得の時期及び取得価額の不明な資産）

取得の時期及び取得価額の不明な資産

第三条　法第三十三条に規定する取得の時期及び取得価額のいずれもが不明な資産については、第一条の規定によりその取得の時期を定めた後前条の規定によりその取得価額を定めなければならない。

（明細書の記載）

不明な資産明細書の記載

第四条　前三条の規定により取得の時期又は取得価額を定めた資産については、法第四十五条第四項（法第四十六条第四項及び法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）若しくは法第四十八条第四項の明細書又は法第四十五条第七項の書類に前三条の規定により取得の時期又は取得価額を定めた方法を付記しなければならない。

（財産税評価額のない資産）

財産税評価額のない資産

第五条　法第三十四条に規定する財産税評価額のない資産については、左の各号に掲げる金額を当該各号に掲げる資産の財産税評価額とみなす。

一　財産税調査時期において賃貸価格の設定されていない土地又は家屋については、状況の類似する近傍の土地又は家屋で財産税調査時期において賃貸価格の設定されているものの財産税評価額に比準する価額

二　財産税評価額のない株式又は出資については、財産税調査時期におけるその払込金額

（陳腐化した資産等）

陳腐化した資産等

第六条　法第三十五条に規定する陳腐化している資産その他の資産で基準日において左の各号に掲げる事由の一に該当するものの再評価額は、当該資産が使用収益されるものとして基準日において譲渡される場合において通常付せられるべき価額（基準日においてその価額が一般物価水準に比して著しく低く、基準日後三年以内にその価額が増加することを予想される資産については、その予想される価額）をこえることができない。

一　過度の使用又は修理の不充分等に因り、当該資産が著しく損耗している場合

二　機械等の資産についてその型式が旧式となり、その能率が低下している場合

三　機械等の資産について当該資産を使用して生産される製品が旧式となり、その使用価値が低下している場合

四　生産方式の変化その他の事情に因り、当該資産の属す事業設備が一体として旧式となり、その能率が低下している場合

五　当該資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に使用され、その経済的価値が低下している場合

六　当該資産の所在する場所の状況の変化に因り、当該資産の経済的価値が低下している場合

七　当該資産が遊休状態にあり、その経済的価値が低下している場合

八　当該資産がその用に供されている事業の収益率が正常な経済状態においても著しく低く、且つ、当該資産を他の事業の用に供することができない場合

九　当該資産の価格の上昇率が一般物価の上昇率に比して著しく低い場合

十　当該資産の取得価額がその取得の時期における一般物価水準に比して著しく高い場合

十一　その他当該資産の基準日における価額が当該資産について法第十七条から法第二十条第一項まで又は法第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに、且つ、著しく低い場合

2　法第十五条の二に規定する資産については、法第十三条の二第一項、法第十三条の三、法第十四条の二又は法第十六条の二第一項の規定による再評価の再評価日を基準日とみなし、法第二十一条の二の規定により算出される再評価額の限度額を法第十七条から法第二十条第一項まで又は法第二十一条第一項の規定により算出される再評価額の限度額とみなして、前項の規定を適用する。（昭和二十六年省令第三十四号追加）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用する。

附　則（昭和二十六年四月十日　資産再評価の基準の特例に関する省令の一部を改正する省令）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。

○資産再評価審議会及び資産再評価調査会令

（昭和二十五年四月二十五日政令第九十六号）

（会長を代理する委員）

第一条　資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

会長を代理する委員

（部会）

部　会

第二条　資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置く。

4　部会長は、その部会に所属する委員の互選により定める。

5　前条の規定は、部会長に事故がある場合に準用する。

6　資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会は、その定めるところにより、部会の決議をもつてその決議とすることができる。

（議事及び議決の方法）

議事及び議決の方法

第三条　資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2　前項に定めるものを除く外、資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の議事